

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年6月7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年 6月 7日
2. 閉 会 平成25年 6月12日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 正 義	6番 鈴 木 満 子	11番 五十嵐 忠比古
2番 長谷川 義 雄	7番 多 賀 剛	12番 武 藤 道 廣
3番 渡 部 憲	8番 青 木 照 夫	13番 長谷沼 清 吉
4番 伊 藤 一 男	9番 荒 海 清 隆	
5番 猪 俣 常 三	10番 清 野 佐 一	

2. 不応招議員

な し

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成25年6月7日(金)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

平成25年6月10日(月)

- 日程第1 一般質問(猪俣常三 三留正義 長谷川義雄 多賀剛 鈴木満子 青木照夫)

平成25年6月11日(火)

- 日程第1 一般質問(清野佐一 長谷沼清吉)
- 日程第2 報告第1号 平成24年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第3 報告第2号 平成24年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

平成25年6月12日(水)

- 日程第1 議案第1号 西会津町新田正夫教育振興基金条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 平成25年度西会津町一般会計補正予算(第2次)
- 日程第6 議案第6号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)
- 日程第7 議案第7号 財産の取得について(除雪ドーザ)
- 日程第8 議案第8号 財産の取得について(除雪ドーザ)
- 日程第9 議案第9号 財産の取得について(除雪ドーザ)
- 日程第10 議案第10号 財産の取得について(除雪ドーザ)
- 日程第11 議案第11号 財産の取得について(除雪ドーザ)

- 日程第12 議案第12号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 日程第13 議案第13号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- 日程第14 議案第14号 財産の取得について（食器・食缶洗浄機）
- 日程第15 議案第15号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第16 議会案第1号 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生
した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する
立法措置を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第18 意見書案第1号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により
発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を
排除する立法措置を求める意見書
- 日程第19 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第20 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 経済常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

平成25年6月7日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

○議長 おはようございます。開会前に申し上げます。

省エネルギー対策等の観点から、町議会においても本年度、本定例会から夏の軽装、クールビズの取り組みを実施することにいたしました。ただし、登壇して発言する場合については、上着を着用のこととしますので、ご承知を願います。

ただいまから、平成 25 年第 4 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時01分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 15 件の議案及び 4 件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、8 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上でございます。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、長谷川義雄君、11 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 6 日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日まで受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

ここで、去る5月13日開催の第3回議会臨時会において、監査要望のありました件について、監査委員から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 平成25年5月13日開催の臨時議会において、西会津町一般会計補正予算(第1次)の編成にかかる経緯等に関する監査要望がございました。このことについて申し上げます。

監査委員の職務については、地方自治法第199条の第1項に示されております。そこには、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかる事業の管理を監査すると記されております。しかし、財務に関する事務の中で、執行以前の予算編成事務、予算の議会における審議等については、監査対象に含まれないと解されております。

今回、要望のあった件については、財務に関する内容ではありますが、予算がまだ執行されておられませんので、現時点での監査執行は適当でないと考えております。

また、平成3年に改正された地方自治法において、第199条に第2項が追加され、一般行政事務についても監査を行うことができるようになりました。追加の趣旨は、公正で能率的な行政の確保に関する住民の関心に応えるためであります。具体的には、財務監査に加え、組織、人員、事務処理方法、その他行政運営全般についても、必要に応じ監査を行うことができるようになったと解されておりますので、今後、議決された予算が執行された時点で必要を認めれば、監査は可能であり、適切に対応してまいりたいと考えております。

25年度がスタートし、2カ月が経過しました。本年度の事務事業を推進するにあたっては、地方自治法第2条第14項及び第14項の趣旨を適切に理解し、事務事業を推進する際には、必要十分なデータ及び情報を随時収集し、確認することはもとより、必要な事務手続き等を各段階で確実にを行い、町民の福祉のさらなる向上のために、それぞれの事業目的が達成できるように、事務事業を推進していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 日程第5、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと11時10分から全員協議会を開催いたします。その後、各常任委員会を開催し、陳情等の審査、所管事務調査実施申出の調査を行ってください。委員会会場を申し上げます。総務常任委員会、議員控室、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会いたします。(10時53分)

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

平成25年6月10日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第4回議会定例会議事日程（第4号）

平成25年6月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 鈴木 満子 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | 8. 長谷沼清吉 | |

○議長 おはようございます。

平成 25 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さまがた、おはようございます。5 番、猪俣常三です。

さて、町政と町民の生活に関わる重要な課題について、6 月定例議会において一般質問をいたします。

伊藤町政は、平成 23 年 2 月にかけて、大雪による対策をはじめ、平成 23 年 3 月 11 日におきた未曾有の東北地方太平洋沖大地震、いわゆる東日本大震災に伴い、大津波による被害や東京電力福島第 1 原子力発電所の原発事故に伴って、経験したこともない恐怖の放射性物質が飛散し、それによる危険区域から本町に避難をされた方々の受け入れを積極的に対応、原発事故による放射性物質の汚泥処理の取り扱い、それらに対する対応。また、風評被害の払拭と食の安心安全に取り組む。さらに平成 23 年 7 月 28 日の会津地方新潟豪雨災害による対応。そして、思いもよらぬまさかの親子グマの出没、町の中心部そのものが恐怖に陥る慎重な対応で、町民の命を守ったできごとは、記憶に新しいところであります。伊藤町政は、豪雪災害からはじまって、今年の冬で 3 年連続の豪雨災害におわれた、賢明な対応をされてきたと思います。

住民の目線で、町民生活や高齢者福祉と医療体制の充実など、子どもの将来を考えた、子育ての支援策や、若者の住みよい環境支援対策などなど、多くの課題解決のために町政運営に取り組んできているところであります。

さらには、わが町の豪雨災害による道路、河川、農地災害など、復旧作業に取り組んできたことなどを踏まえて、平成 24 年度の主要事業にあたって、事業の成果及び効果や検証、今後の課題など、また、継続事業においても、難しい課題と未来に託した事業の進捗状況などを伺ってまいりたいと考えておりましたが、事業の評価検証中であることから、このたび、住民の要望であります道路の整備の中の西会津町縦貫道路について、関連するところの奥川中町工区であります。ここは県道であることから、町が直接かかわることではないものの、住民の生活に影響があるのでお伺いいたします。

奥川中町工区は、冬期間道路が凍結しますと、急な坂道であり、スリップなどをすれば大惨事にもなりかねない危険な箇所であります。さらには道幅が狭く、屈曲、いわゆる大小のカーブが多く、見通しも悪い状態で、落石もあるため通行には難儀をしているところであります。また、通行量も近年増えてきているところでありますことからお伺いをいたします。

奥川地区のところから、町中心部まで、短時間で結ぶ西会津町縦貫道路について、町道の部分にかかる工事の進捗状況と、今後の工事の見通し、そして県道にかかる樟山バイパスの進捗状況と、県道にかかる奥川中町工区において、改修工事の路線等など、工事の進捗状況と今後の見通しについて、町の考えをお尋ねをいたします。

次に、新型インフルエンザ等の対策にかかる問題についてお尋ねをいたします。5月の臨時議会のときに議論が深められなかったので、この課題についてお伺いいたします。最近、近隣のタイ国、中国において、鳥インフルエンザによる感染源がものから人間に感染して死亡するなど、各国々で対策に苦慮していることが、新聞や報道などで伝えられております。

そこで、新型インフルエンザは人から人へ感染することから、本町での診療所では、すでに待合室にいる患者さんの診察を受けられる状態であります。診察後、新インフルエンザと診断されたとき、すでにこの患者さんと、人と人との接触をされているので、感染は防げない状況と考えることから、2点ほどお伺いをいたします。

1点目は、診療所内において、新型患者を別の部屋に確保できたとしても、入り口が1カ所、対応が難しいと考えるが、どのように対処されるか。医者及び職員の服装も対処すべきと思うが、お尋ねいたします。

2点目は、特別養護老人施設と診療所は近隣であることから、施設入所者の感染を防ぐことが大事と考えるが、その対処などをお尋ねいたします。

次に、全国瞬時警報システム情報について伺います。全国瞬時警報システム、Jアラートというのは、町が直接かかわることではないんですけれども、町民の安全安心にかかわることからお伺いをいたします。この情報は、24時間真夜中でも、緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間がない事態に関する情報を、衛星を用いて国、いわゆる内閣官房、気象庁から消防庁を経由して送信し、本町の防災行政無線を自動起動して放送するものであります。そこで何点かお伺いをいたします。

1点目は、このシステムの試験受信の際に、国から本町に何秒で受信できたのか。また、機器の不具合はなかったのか、試験受信は何回されたのかをお尋ねいたします。

2点目は、地震の震度が4でなければ、国からの緊急地震速報が自動的に入ってこないが、地震の規模が震度3であっても、震度4の揺れを感じる地域があると思われれます。その際、地方と国の見解の相違はないのかお尋ねをいたします。

3点目は、この震度を測定する箇所は、西会津のどこに設置されているのかお尋ねをいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。5番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは、西会津縦貫道路についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず町道部分であります。野沢柴崎線については、平成14年度より事業に着手し現在、全体延長の約7割が完成し供用開始をしている状況にあります。本年度から橋立3号橋工事に入ります。また、長年の懸案事項でありました阿賀川に架かる長大橋の橋屋橋につきましては、議会の皆さんと町との粘り強い要望活動が実を結んで、平成24年度に県代行に採択となって、本年度は橋梁下部工の工事に着手する予定であります。

町においても橋屋橋の完成に合わせ、これら順次、関連事業を進めている状況でございます。また、県道部分であります。上郷・下野尻線については今年度より樟山バイパスの工事に着手いたします。奥川・新郷線については、奥川中町地区の国道459号線との接続部付近のルートが、このたび示されましたところあります。今後は、地元の皆さんへの説明会

を実施した上で地域の皆さんのご理解をいただきながら、事業の進捗を図って行くよう、県に強く、今後も要望をしまいたいと思います。

今後の全体的な見通しにつきましては、平成 28 年度の橋屋橋完成に向け、関係機関に強く要望して行くとともに、橋屋橋の供用開始に合わせて、町道部分につきましても完成するように、鋭意努力してまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 おはようございます。5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、新型インフルエンザ等への対策についてお答えいたします。

1 点目の診療所内における感染症対策についてであります。国立感染症研究所からの、医療機関における新型インフルエンザ感染対策や、感染防止策の手引き等により、まず受付時に患者の状況を確認し、発熱・嘔吐・下痢など、感染症の疑いのある患者は、他の患者への感染を防止するため、個室などに隔離し、医師の診察、診察後の会計、調剤薬局による処方薬の配達など、全て隔離部屋で行っており、診療所の入り口が 1 カ所でも速やかに一般の患者と分離できる体制をとっております。また、患者が退所した後の部屋は、アルコールによる拭き取りや換気による除菌を行っております。

さらに、診療所内全域において、午後の診察が開始される前と診察終了後の夕方など、最低でも 2 回以上は除菌のため、アルコールによる拭き取り除菌を行い、白衣は毎日交換するなど、感染症予防対策を講じているところであります。

次に、介護福祉施設入所者への感染防止対策であります。診療所への感染症患者の受診が増えてきた場合や、介護老人保健施設内での入所者の感染症が確認された場合は、各施設の通路を封鎖し、職員も含め通行ができないようしており、感染した入所者については、他の入所者と別の部屋に移すなど、院内感染や施設外への感染拡大防止対策をしておりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、全国瞬時警報システムについての質問にお答えいたします。

全国瞬時警報システム、通称 Jアラートにつきましては、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、被害等の発生が予想される地域に対して、国が通信衛星を用い、市町村の防災行政無線を起動させ、瞬時に住民へ緊急情報を伝達するシステムであります。

本町では平成 24 年度に防災行政無線と連携するための整備を図り、本年 4 月よりシステムの運用を開始したところであります。

ご質問のうち、1 点目のシステムの試験受信につきましては、運用開始後、現在まで計 4 回行っておりますが、国から伝達された情報は発信から瞬時に受信しており、支障なく運用しているところであります。

次に、2 点目の緊急地震速報の震度につきましては、気象庁が震源地に近い観測地点で捉えた地震波のデータを瞬時に解析して、震源の位置や地震の規模を推定し、防災行政無線、テレビやラジオ、携帯電話速報メール等を通じて住民に可能な限り素早く知らせるシステム

であり、気象庁が震度5弱以上を予測した際に、震度4以上の強い揺れとなる地域を限定し、気象業務法に基づいて速報するものであります。したがいまして、本町の考えで震度基準を変更できるものではありませんので、ご理解願います。

次に、3点目の本町における地震の観測地点につきましては、町役場とさゆり公園、旧奥川小学校弥平四郎分校の3カ所にあります。いずれも発生した地震の震度を把握するために、気象庁などが設置しているものであります。なお、緊急地震速報に使用する地震予測計については、福島气象台に確認いたしましたところ、県内に5カ所あり、会津管内では柳津町に設置しているとのことでありますので、ご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 西会津縦貫道路、非常に今、新郷の柴崎、それから県道を通って、樟山を通って奥川へという道路が非常に、日に日によくなっていっているという姿がみえております。今でも、突貫工事をしながら進めているということでございますので、その中での橋屋橋の県の代行事業が決まったということに対しての、町長といたしましては、腹の内を少しお聞きしたいと、こんなふう思うんですが、お気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 猪俣議員のご質問にお答えをしたいと思います。

これは長年の町の懸案事項でありましたし、そして、多くの時間をかけながら、粘り強く県、あるいは国に働きかけを行ってきた結果が、ようやく実現をする見通しに立ったわけでありまして、昨年、県知事がわざわざきまして、そして現地を確認をして、そしてここに橋をかけようという決断をしていただいたところでもあります。これは28年度完成を目指すということで、われわれも鋭意これに向けて努力をしていく覚悟でございますので、今後も、やはりこれは決まったというだけではなくて、この予算の獲得、さらには工期内にできるだけ、これは実現をいたしますようにということで、今後も議員の皆さん、あるいは地域の皆さん、そして町、協働で一体となって、これを進めていきたいというふうに思っておりますし、また、先ほど申し上げましたように、関連ルートも示されたところでもありますから、これは一体化して、今後、県に強く要望してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 西会津縦貫道路が、すごく心待ちにしているというのは、住民はもちろんのこと、業者の皆さんがたが、ここを通過していったときに、どれほど近くなるのかなということ期待をされておりますので、その期待を担っている伊藤町政が、どんどんどんどんスピードを上げて、お年寄りの方が、私は亡くなったころ通ってしまうのではないのかと、寂しいようなお話をされる高齢者の方もいらっしゃいます。

しかし、そのようなことのないような対応で、目に見える進展、あるいは改修の工事が図られるのであれば、一番よろしいのではないのかと、そんなふうに思いつつ、この質問につけてほしいというお話を賜ったわけでありまして。

その中で、今、一番大きな問題が残っているところの県代行の橋屋橋は、伊藤町政のもとで実現しようとするということに対しては、非常に住民も喜んでおります。さらに、樟山バイパスが設計の許可もある程度、明らかにされてきているということでございますので、そこら辺のところの部分ももう少し詳しく決意のほどを伺いたいなど、こんなふうに思

うんですが、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今後、樟山バイパスについては、これは用地交渉もほぼ終わったのかなというふうに思っておりますけれども、今後、具体的な日数とか、あるいは年数、これらについて、私は早期に行ってほしいという強い要望でありますから、もし具体的なこれからの計画性というものについて、工事の内容、その他については、担当よりお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 上郷下野尻線の樟山バイパスの進捗についてのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長も申し上げましたとおり、ほぼ用地の買収も、一部残っておりますが、ほぼ終了しております。本年につきましては、奥川新郷線から入りまして、笹川にかかる橋梁の下部工事と、その取り付けの改良工事に着手したいという県のお話でした。そのあとの進捗ではございますが、下部が終わりまして、その次の年、上部工がかかると。それで、あと改良に3年ほどかかるということで、28年か29年ころに完成の予定であるというようなことでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。さらにそこから、いよいよもって中町峠というところの、一番難しいところの奥川中町工区のほうへ入るわけでございますけれども、先ほど私のほうでお話を申し上げましたが、要因は何点かお話し申し上げたとおりでございます。その前に、私が24年の3月に一般質問をした際には、この奥川中町工区というのは、目途がついていないということであったわけでありまして。さらに24年の7月の18日の西会津縦貫道路野沢新郷奥川線整備促進期成同盟の総会の中で、この福島県の建設、喜多方建設事務所の担当の方もお話されましたように、非常に難しいところではあるというお話であった記憶であります。

ここがなかなか進まないということでありましたから、先ほど町長のお話の中で、なんとか先は見えてきたというようなお話のようでもございましたので、さらにこれを期成同盟の総会の各新郷の自治区長さん、奥川の自治区長さんで構成されている関係上、さらにこれを総意を汲んで、この問題を解決する。そして早く着工できるような道筋を立てていただきたい。その立てていただきたいということについて、最終的には、どのような見通しを持っておられますのか、町長に再度お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも非常に長い間の懸案事項でありました。特に県道の奥川中町に入る、その坂の急なカーブ、あるいはこのルートが今まで示されてこなかったわけでありまして。まず459にどのように接続をするのかという、このたびルートが県から示されたところでありまして、これについては、やっぱり地元の自治区の皆さんや、あるいは議員の皆さんもそうでありまして、県からその説明を聞いて、そしてそのルートについて、まずいろんなご意見を拝借をし、確認をしていただくということから入ってまいりたいというふうに思ひます。

このルートがしっかり決まれば、今度はいよいよ箇所付けで何年度から事業が具体的に入るという計画も立てられるわけでありまして、まずこのルートについて県の考え方を聞き、

そしてその全体的計画が、このルート変更がこういうふうになったということであれば、先ほどの議員の質問にありましたように、期成同盟会の皆さんにも、今後説明会を開くなどをしながら、町の考え方も示していきたいというふうに思っているところでありますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変難しい箇所であるということではありますがゆえに、どうしても地元の声というのは、悲願であるというふうに受け止めていただきたいと、こんなふうに思います。それにたって2、3点ほど、2度も3度もこう町長にお伺いをさせていただいておるんですけども、まずはこの中町の工区だけは、どうしてもいい道にしてあげてもらいたいと、それには町の力を借りていくしかないんだと、例え県道であろうが、国道であろうが、やはり伊藤町政というのは、これだけやっているんだというようなことを示していただきたいというのが私の個人的な考え方もかもしれませんが、これは往々にして住民の皆さんの声を、一人ひとり聞いた上での私の判断でございますので、おおいにここに手腕を振るっていただきたいと、こんなふうに思います。この問題については、失礼ながら、まず奮闘をお願いしての一言、町長の決意のほどをお伺いしてみたいと、こんなふうに思いますので、もう一度、再度お願ひをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも繰り返しになるかと思いますが、やっぱり町民の皆さんが、奥川と野沢を15分で結ぶということは、単なるこの道路の改良のみならず、これにやはり一番重要な問題としては、小学校が統合されたということでもありますから、短時間で送迎のできるような道路、そして冬期間でも安心して通れる道路、そしてなによりも、経済効果が高まる道路ということをしっかり連携しながら、早期に解決をしていきたいというふうに思います。

したがって、今後は奥川地域、あるいはその資源の活用ということ、これは飯豊山もありますし、さらには清流もありますし、奥川健康マラソンということも、事業も、一大イベントもあるわけですので、おおいにその地域のこの道路を活用した地域の再生計画、こういったことをしっかり、今後道路行政と合わせて取り組んでまいりたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長その決意で、この伊藤町政のすばらしい決断に沿うような結果を生んでいただきたいということと、最終的には、経済活性化というのにはつながってくるであろうと、こんなふうに思いますので、まずその奮闘に期待を申し上げていきたいと思います。この実現に向けて、さらに尽力をお願いしまして次の質問に移りたいと、こんなふうに思います。

次の新型インフルエンザでございますけれども、先ほど課長が説明をされましたが、私が一番心配をしているというところは、お隣が福祉施設であるかゆえに、相当この菌が目に見えるものではないので、いかに苦勞というものはあるかもしれません。しかし、高齢者というのは、体力的にも弱い弱者の方でありますので、十分そこら辺のところを加味して、そして行政の指導、あるいは対応、ここら辺をぜひともお願ひをしたいということでの質問をさせていただいたわけであります。

改めて、課長のこれに取り組む姿勢など、お伺いをしたいと、改めて、この考え方そのものの決意を、はじめての課長としましても、お伺いをしてみたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

答弁でもお答えしましたとおり、この感染症対策につきましては、今ほど猪俣議員もおっしゃっていたように、高齢者に対しては、本当にしっかりしていかなければいけないというふうに考えております。ですので、県、国立感染症研究所の感染症対策のマニュアルですとか、手引きによりまして、しっかりした対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。そこに入り口が1個だということだけが、一番私のところでは心配な点があるんですけども、とにかくどういう患者さんがどんな形で来るかはわからないけれども、一つは、入り口がもう一つあってもよろしいのではないのかと、そういうことは考えておられるかどうかをお尋ねをしてみたいと思ひます。課長、もしその案があれば示してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 入口の問題でございますが、西会津診療所ばかりではなく、多くの他の町村の診療所等につきましても、入り口が1カ所しかないところがほとんどかなというふうに思ひます。ですから、その入り口が1カ所であっても、受付の際にしっかりその対応をするとかということでの対処をしてまいりたいというふうに思ひます。入り口が1カ所であっても、速やかにその感染症の患者とは隔離できるような受付体制をしっかり取っていきたく思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのような対策を慎重をお願ひをしていただきたいと思ひますので、まず私も十分理解をしたつもりでございますが、まず、目に見えない感染、菌でございますので、そういったところも含めて、施設のほうの惨事にいたらないような、ご奮闘をお願ひしたいと、こんなふうに思ひまして、次の質問に移ります。

次の、全国瞬時警報システム情報、伺っておりました内容であります、答弁の中でもいろいろ、るる説明されておりました。よくわかりました。1点だけ、私が質問させてもらった内容としましては、新聞に西会津と、登世島というふうにちょっと変えてあったものだから、なぜ地震があったときに、登世島、そして奥川にも地震はあったんですけども、西会津町というようなことがありまして、どこら辺に設置されているのかということをお尋ね申し上げましたところ、さゆりというところにあると。それから、役場のほうに、本庁近辺ということでしょうか、そういうところにあるというようなこと、よくわかりました。

ただ、震度5強を超えた内容で、なおかつ4の揺れというようなことであるがゆえに、地域によっては4であっても、3であっても、3の方部のほうが一番気がかりなわけですね。3以上のところがあったとしても、4以上の揺れである可能性もないのではないのかということでありましたから、そういうことのおぼれが本当はないのかということをお尋ねをしたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中でもお答えしましたが、まず緊急地震速報の震度であります、まず気象庁が震度5弱以上を地震波等で予測した場合に、震度4以上の揺れとなる地域を限定して情報を流すと、その流す情報につきましては、先ほど申し上げましたとおり、気象業務法という法律がありまして、それによって震度4以上の強い揺れとなる地域を限定して流しているということでもあります。先ほど猪俣議員がおっしゃられた3でも、強い揺れを感じることもあるのではないかというお話でしたが、今現在は、法律に基づいて4以上の地震が想定される地区を限定して情報を発信しているということですので、3でもというお話につきましては、国レベルのお話になりますので、市町村の段階ではどうしようもないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 する説明をいただきまして、ありがとうございます。私もその中身を理解できましたので、防災行政無線が故障ないようにお願いをして、住民の安心安全に寄与できるような体制を常に考えていただきたいと、こんなことをお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、おはようございます。1番、三留正義です。本町の田植えも、大規模農家を除いては、ほとんど終了されたかと思っております。しかしながら、水不足で代掻き、田植え等ができない地区があるやと聞き及んでおります。大変心配しております。本当に一雨降ってほしいなと私も思っているところであります。

さて、一般質問を2件通告しておりますので、順次質問してまいります。

一つ目は、街路灯や防犯灯について、LED化の考えはないか、これにつきましては、街路灯や防犯灯を多く有する自治区において、電気料が自治区の財源を圧迫している現状にあります。ちなみに私の手元にある自治区の決算書のほうでみたところ、自治区の会費財源が52万2千円、電気料金が15万と端数が付くんですが、およそ29パーセント、電気料が占めているという自治区がありました。その近くで、だいたい戸数が同じような自治区さんのも拝見しましたが、だいたい15万から17万くらいの模様で、だいたい内容は同じようであったようです。やはり自治区内で電気料の高騰がささやかれているというのが現状でした。また、防犯対策、景観等から、街路灯を大幅に削減するなんていうようなことも、決してあってはならないと私は考えています。そこで、次にこの項目を二つに分けてお伺いします。

一つは、野沢町内の街路灯について、多くの自治区から街路灯のLED化、発光ダイオード化を望む声がありますが、省エネ、エコ対策として、これに対する取り組みの考えはないか。

二つ目、防犯灯についても同様のLED化に向けた考えはないかをお伺いいたします。

大きな二つ目の質問をします。平成25年度における米の生産調整に不安はないかというテーマで、そのままズバリなんですが、平成25年度の米の生産調整について、次の質問をいたします。

今年度、本町における米の生産調整への取り組みはどのようなものか、それによる農家の負担について不安はないのか、このことについてお伺いをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1 番、三留正義議員のご質問のうち、街路灯及び防犯灯のLED化についてのご質問にお答えします。

一昨年の福島第1原子力発電所の事故を受け、多くの原子力発電所が相次いで可動停止となるなど、全国的に電力不足が深刻になっております。そのような中、LED照明は従来の照明と比較し電力消費量が大幅に軽減されることや、器具が長寿命であることなどから注目を浴びているところであり、公共施設のみならず民間企業でもLED照明化の動きが活発化しています。

こうした状況から、町といたしましてもLED照明化に取り組んでいるところでありまして、役場本庁舎の照明を一部LED化したところでありまして、順次LED化の方向で取り組んでいるほか、昨年設置をいたしました、野沢駅通りの街路灯16基につきましてもLED照明を使用したところでありまして、また、各自治区の要望により設置している防犯灯につきましても、本年度からはLED照明の器具を設置することとしているところがございます。

ご質問の街路灯や防犯灯のLED化についてであります。調査しましたところ野沢町内・芝草地区には自治区が維持管理費を負担しているナトリウム灯の街路灯が166基、204灯が存在してございます。また、防犯灯につきましても、詳細の数値はつかんでいませんが、本町全体で1,000基から1,200基程度設置されているものと考えられます。LED照明は現在のところ価格は高額であり、街路灯の場合で1灯当たり10万円、防犯灯で1灯4万2千円程度の更新費用が見込まれているところでありまして、多額の整備費用を要する事業というふうに考えているところがございます。

街路灯・防犯灯ともこれまででは、器具設置は町が実施しまして、維持管理費用は自治区負担とした棲み分けをしてきた経緯もございますことから、事業実施にあたりましては、補助制度の検討、費用負担のあり方なども含めて、十分検討していく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1 番、三留正義議員のご質問のうち、米の生産調整についてのご質問にお答えいたします。

福島県は、25年度の生産目標数量の配分について、市町村間・農業者間の公平性の配慮と経営所得安定対策の推進を図るため、全市町村一律の配分率とし、本町には前年度より143トン少ない3,126トンが配分されました。本町においても、県の方針を受け、より多くの農家が経営所得安定対策を活用し経営安定が図られるように全農家一律配分としたところです。

生産調整の方法としては、そばや園芸作物への取り組みのほか、中・浜通りの一部で作付けできない地域の面積を引き受ける地域間調整を含めたJA受委託を積極的に活用していただくよう推進してきたところです。このため町では県に対し、地域間調整として24年度実績より70トン多い510トンを要望していたところですが、4月中旬、県からの仮確定が示され、県内全ての市町村に対し、要望数量の83パーセントしか配分されず、町では希望数量を下回り423トンの配分となったところです。この不足分について、農家の皆さんの今後の営農と所得に影響の少ない取り組みとして、備蓄米が最良の方法と考え、地域間調整を含むJA受委託を希望された農家に対し、約18パーセントを備蓄米で対応していただくようお願いしたところです。5月末に備蓄米の入札が予定されていたことから、短期間での希望取りまとめ

となり、農家の皆さまには大変お手数をおかけしました。

この備蓄米と一般の出荷米との価格差であります、24年産米で比較しますと1俵あたり備蓄米が2,200円安い価格となっておりますが、備蓄米に取り組むことで県の産地資金と町の産地資金で10アール当たり1万9,000円交付されることから、農家の手取り額はほぼ同額となる見込でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 はじめの街路灯と防犯灯のことで再質問いたします。町で今、現行扱っている街路灯と防犯灯の取り扱いについて、担当課はどこどこになっているか、お教えいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

街路灯につきましては、商業、町の商店街の振興というような形で設置をした経緯がございますので、街路灯につきましては、商工観光課のほうで所管しております。

それから防犯灯につきましては、町民の安全安心というような形で設置をしているというようなことございまして、町民税務課のほうで担当しているということでございます。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 答弁のほうでは、二つくるんで検討していくというお話であるんですが、私ちょっと今回メインにしたいので、街路灯なんですが、ナトリウム灯のほうは、消費電力も多いのは皆さんご存知のことかと思っておりますけれども、これから、7月1日から電気料の値上げが報道等と言われておりますけれども、来年4月1日からは消費税増税、そういったことで、やはり各自治区で非常に不安であると、そういったこともありまして、今般質問にいたったわけなんですが、町当局でも街路灯については、自治区の区長さんのほうを通じて、いくらかお話が事前に出ていたかと私は承知しているんですが、具体的に検討されている事項があれば、具体的なものを少しお聞かせいただきたくは思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

野沢地区の自治区長連絡協議会、そういった場ですね、町内の区長さんがたから街路灯の維持管理費用がかなり高額になっていると、地区の負担が大変だというような話が町に寄せられているということで、そういった実情というのは、ある程度町としても把握をしているということでございます。先ほども申し上げましたように、かなり大きな費用がかかってまいりますので、事業実施をするにあたっては、何らかの補助事業を導入したり、整備をする必要があるのかなというふうを考えているところであります。

それと、答弁の中でも申し上げましたように、これまでは設置は町のほうである程度負担をして設置をして、維持管理という部分は地区で担ってきていただいていたという、そういった経緯がございます。その更新作業というのが、そこでいう維持管理という範疇なのかどうか、そういったことを含めまして、町のほうで十分今後の、その負担のあり方、そういったことは検討しまして、方向を決めて事業実施に臨みたいと考えているところでございます。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義　　そうすると、まだ具体的に検討している内容は、白紙に近いと受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長　　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　　お答えいたします。

これから検討させていただいて、補助事業、そういったものも十分視野に入れながら、どういった方法で整備できるのかというようなことを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長　　1番、三留正義君。

○三留正義　　わかりました。その部分については、白紙だと、今のところは白紙に近い状態だということだと思います。ただ、実情を訴えた内容の背景には、各自治区の事情、だいたい共通しているのが高齢化、高齢者の一人暮らし、二人暮らし、片方が世話をみているとか、会費の負担をこれ以上、上げていくことができにくくなっているという現状も理解しておいていただきたいと思います。ですので、ある程度早い段階で、具体的な検討に取り組んでいただきたいなど、実情、その高額なものになるということになれば、いろいろな考え方も一部受益者の負担だとか、そういったことも検討なされると思いますので、できるだけ、早い段階での取り組みをお願いして、この問題は終わりたいと思います。

次に、生産調整についてなんですが、これは本年の取り組みについて、私自身も農家なんですが、備蓄米が割り当てがあると、いろいろな形で通知がいっぱい家に届いたんですが、どこがどういうふうに取り組めばいいのか、さっぱり最初わからなかったもので、質問させていただきました。かなり細かく内容をご説明いただいたので、こちらのほうについては再質問は私のほうでありませんで、丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長　　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　2番、長谷川義雄です。まず最初に、西会津小学校建設について伺います。

昨年の4月6日、町内五つの小学校が統合して、新たな西会津小学校となり、子どもたちの元気な通学姿は大変うれしく思います。また、それに伴い、平成27年度、4月開校予定の校舎建設地の整備も終了し、また、その設計も終わっております。子どもたちは新校舎のできるのを楽しみにしています。平成24年度3月議会では、学校建設に伴う予算も議決され、実施設計も完了したとの報告もあり、かつ広報にしあいつ5月号では、事業総額14億1,300万円の内訳や、図面及び説明も詳しく載っていましたが、いまだ学校建設は、まだそのままです。いろんな事情もあるでしょうが、今日現在までの進捗状況と今後の開校までの、現在の野沢小学校に通っている西会津小学校から、新しくなる学校への移動や備品購入、例えば机など、備品もいろいろとあると思いますが、それらを含めた考えを伺いたいのので質問します。

二つ目として、現在の役場庁舎も老朽化がひどく、安全面で不安を感じております。3月の同僚議員の一般質問に対しての答弁で、移転の費用は正式な見積りはしていないが、平成24年度と25年度で、庁舎整備基金に2億円を積み立てて移動に備えたいと伺いましたが、時期については明言されませんでした。

小学校建設は目前でもあり、平成25年度、26年度は大変重要な年になることが予想され

ます。町民の関心もあり、一部の町民の中には学校建設が終われば、すぐに役場移転でしようとする人もいます。諸事情はわかりますが、基本については、町民に早く説明してほしいと思います。

次に、保育所整備についてですが、安倍政権になり、経済成長に必要な労働力を確保するには、出産や子育てで、女性が仕事を辞めずにすむ社会にすることが大切と強調しています。4月には、5年間で保育所の定員を40万人増やす待機児童解消加速化プランも打ち出し、全国で約2万5千人の待機児童をなくすため、17年度末までとして目指しています。また横浜市では、市長が先頭になり、待機児童対策を行い、成果もあり、今年4月1日現在、待機児童はゼロとなったと発表しました。国では横浜方式を全国に展開してほしいようですが、地方分権の時代でもあり、西会津町に合った保育が早急に必要と思うので質問いたします。

以上、私は学校建設の問題と保育所の関係について質問します。私の質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは保育所施設整備の考え方についてお答えいたします。

就任以来、子育て支援につきましては、未来を担う子どもの育成を、まちづくりの最重点課題と位置付けて取り組んでまいりました。特に、保育行政につきましては、延長保育や乳児保育の拡充と保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、里帰り出産や急な入院等により一時的に保育ができなかった児童を対象に一時保育事業を実施するなど、保護者が安心して働くことができる環境づくりに取り組んできたところであります。

その結果、保育所入所児童は、少子化にもかかわらず年々増えております。このことは、安心して保育所に預け、子育てできる環境にあるためだと考えておりますが、少子高齢化が進行する本町において、子どもは地域の宝であり、若者が住みやすいまちづくりにするためにも、さらなる子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

保育所施設整備につきましては、保育ニーズの多様化や施設の老朽化、子ども・子育て関連3法案の改正などを踏まえ、早急に保育所の整備計画を決定し、財政状況も含めながら事業に着手できる基礎づくりを進めてまいります。

そのために、今年度は、そのニーズ調査と、法改正の内容・基準の調査・検討を行って、児童数の推移予測や保育所設置のコンセプト、場所の選考作業や施設配置図の作成など、基本構想を策定することとしておりますのでご理解いただきたいと思います。

その他の質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 2番、長谷川義雄議員の役場庁舎移転についてのご質問に、お答えいたします。

役場庁舎の老朽化と移転につきましては、本年3月議会定例会の一般質問において、8番、青木照夫議員へお答えしたとおりであります。役場庁舎は町行政機能の中核であり、災害対策本部の拠点施設にもなることから、平成27年4月に新校舎へ移転する現在の西会津小学校施設を活用しまして、その機能を移していきたいと考えております。

おただしのありました、役場庁舎の移転費用につきましては、まだ正式な見積りは行っておりませんので、当面の概算費用として2億円を積み立てすることとしております。移転の時期につきましては、平成27年3月までは、現小学校において通常の学校活動が行われるこ

とから、4月以降も一定の整理期間は必要であり、さらにその後に、役場庁舎としての改修が必要と考えております。

現時点では、改修工事の規模や期間などについて具体的な検討を行っておりませんので、今後は、庁内に移転準備のための検討組織を立ち上げ、役場庁舎としての利用計画や改修計画を作成し、町民の皆さんが利用しやすい役場庁舎となるよう、十分に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、長谷川義雄議員の西会津小学校新築事業に関してのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、西会津小学校につきましては、昨年度までに敷地造成工事を完了したところでありまして、本年度からは校舎建築工事に着手してまいります。現在の進捗状況ではありますが、本年度は、国の平成25年度予算の成立が5月15日までずれ込んだことなどから、国庫負担認定申請などの事務手続も、ようやく5月中旬から開始されたところであり、事業内定通知は6月中旬になるものと考えています。

工事発注の手続きは、国の内定通知が入り次第開始する予定でありまして、工事入札の執行は7月下旬に行い、議会の承認を経て8月中旬からは工事に着手ができるよう作業を進めていきたいと考えているところでございます。なお、校舎建築工事の工事期間は、事業規模から480日を確保する必要がありますことから、工期は平成26年12月中旬までとなる見通しであります。

また、西会津小学校の整備事業には、校舎建築工事のほかに、校舎の外構工事、グラウンド芝生化工事、ビオトープ整備工事、遊具等設置工事、バイオマスボイラー設置工事などが計画されています。これら工事につきましては、来年度に予算を確保し、校舎建築工事と並行し工事を進める計画であり、平成26年度中には全ての工事施工を終えたいと考えております。備品の搬入、引越し作業などにつきましては、校舎建築事業が完了次第順次進めてまいり考えでありまして、新校舎の開校は、当初計画通り平成27年4月とする考えでありますので、ご理解願います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、学校建設のほうから再度お聞きしたいと思います。6月中旬に国、県なりが内定がくるということですが、3月の議会で予算が決まり、5月の全員協議会だったか、ちょっとその点忘れたんですけども、県の単価の変更に伴う積算書が変更になるということをお聞きしていましたが、それは作成済みでしたか、それはいつごろ終わっていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 答弁の中でも申し上げましたように、国会の関係で5月中旬から、いろいろな国からの通達が流れてきました。福島県の建設基準単価につきましても、5月の中旬に町のほうに流れてきたということでもあります。それから事務手続を今、行っているところでありまして、6月中旬には、事業の内定通知というのが入ってくるのかなというふうにかけているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 5月中旬に新しい県の積算単価が通じてきて、それで1回つくりあげてから変更になるんじゃないんですか、それとも一緒に同時進行でやっていたということですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ちょっと質問の趣旨を勘違いしたようでございます。私が申し上げたのは、補助の対象になる、その基準の単価を申し上げたところでありまして、今年の工事単価につきましては、4月の早々に県のほうから流れておりまして、その時点で実施設計業務はもう済んでいるということでございます。国への補助申請の手続きが5月中旬からはじまったということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ということは、4月早々に明示されて、業者のほうからは、5月、いつ終わったんですが、私そう聞いたんですが、普通、できあがれば町になり、設計書が1回あがってくると思うんですけれども、私それを聞いたわけですからけれども。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

設計は4月の10日前後にはすべて設計業務を完了しておりまして、それで単価アップ、不足額が生じたということで、前回の臨時議会で不足分につきましては、補正予算で計上させていただいたということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、現在で今のくらいになっていますか。新しい予算ができたわけでしょう。県単価がアップということで、それは理解しています。私もさっき話しましたが、当初は14億1,300万円であったと、でも今度は設計単価が変わるので変わりますという説明でしたが、それが説明されていないんですけれども。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 広報に載りました総額の学校整備費は、先ほど申し上げました来年度に予定しております校舎の外構工事であるとか、グラウンド工事だとか、そういったものを含めた金額で、総額14億1,300万円というような形で見込んだということでございます。

今回、校舎の整備工事の実施設計ができあがったということございまして、その校舎整備につきましては、12億8千万程度になるのかなというふうに、総額でございますが、そのくらいになるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 はっきり言ってほしいのは、5月に載ったやつが、あのままでいいかどうかは町民が知るべき権利だと思って聞くわけです。あのままでいいんですかと、それだけです。

3月議会の話だと、県の積算単価が上がるので理解してくださいということで補正が通ったわけですので、5月号に載っているのは、補正後もなんとも書いてありませんので、それをお聞きしたいんです。それでこの数字でいきます、それならそれでいいです。町民に対するお知らせをお願いしているわけです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 すみません、説明が不足しておりました。この広報によりますと、校舎本体工事12億3,600万というような形で見込んでおります。これは単価アップ前、3月下旬の

時点での金額でございまして、そこに前回補正で追加していただきますと、12億8,100万というような金額になるということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そのように説明してもらえばわかるんですけども、なんとなく意味が取れなかったから再度聞いたわけです。

入札を早急に進めたいということですが、業者については何社程度予定していますか。ほとんど会津なんでしょうか。あと、それに対する、町内業者に対する配慮などについてもお聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 業者の指名に関しましては、今後の指名委員会に諮って決定していくということですが、前回の答弁でも申し上げましたように、地元業者が参画できるようなことには配慮して進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が質問しているのは何社程度ですかと聞いているのに、検討しますとか、何社とは言ってはいけないというような守秘義務があるのなら言わなくていいですよ。そうじゃなかったら、一応何社程度と考えていますというふうに、素直に答えてほしいんです。だから何回も聞くわけですよ。質問しても、はっきり答えが出ないから、私、何回も同じようなことを聞くわけですから。それさえはっきり言えば、私は2度も3度も言いません。その辺です。あと、地元に対する分離発注とか、それをやりたいとか、それだけ聞けば私、再質問しません、その件に関しては。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 工事の発注のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、これから指名委員会等を開催して正式につくっていくというようなことになります。私個人の考えで申し上げることはできませんので、現時点では決まっていないということになります。

それから、何社になるかというような質問もございましたが、指名競争入札ではなくて、今回は金額が大きくなりますので、一般競争入札だとか、そういった形での入札執行になるのかなというふう考えているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。私がなぜ早くやってほしいかという、雇用面を考えれば、特に冬場に地元の仕事があってもできない人がいるわけです。今、除雪をやっている人は、左官屋さんなんか結構います。例え目の前に仕事があっても除雪に出してしまうわけです。そういったある程度の配慮も必要ではないかという気持ちで言っているわけです。だから、木をふんだんに使うというわけですから、なるべく工期を、工程の数量でやるのではなくて、もうちょっとその辺も、業者には厳しく、温かみのある仕事をするべきだと思いますよ。工程ですからびっちりやってくださいというだけの、そういう、どうしてもいいものをつくるには時間がかかると思います。それはいいです、私の要望ですから。

では、小学校完成までの管理体制について、この前もいろいろ、慣れない点も、金額も大きいので、こういうふうに進めますということをお知らせください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の学校建築につきましては、監理委託を専門業者にお願いをして監理をしていただくこととなります。当然、町の担当者も定期打ち合わせ、そういったものには参加しまして、町の意見も申し述べながら、よりよい学校整備を図っていきたいというふうを考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりましたが、基本的に、参考までにお聞きしますけれども、この小学校建設に対しての町の監理体制の課は何課ですか、それだけお聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今、町のほうでも、ちょっとその監理業務のあり方につきまして、内部議論をしているところでございます。通常ですと建設水道課というような形になろうかと思いますが、今ちょっと議論をしているところですが、どちらの課になっても、責任を持って施工していくというようなことになろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の質問というのは、そういうことを聞くわけではないんです。いいものをつくるには、どの課が責任を持ってやってほしいということですよ。あいまいな返答じゃないんですか。だから、どちらかで責任を持ってやりたい、それだけを聞けばいいんです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 小学校整備につきましては、企画情報課のほうで窓口になっております。中学校のときもそうですが、当然、企画情報課のほうでも工事打ち合わせ、そういったものに参加しながら、一緒になって工事を進めているということでもありますので、責任窓口は企画情報課だというふうに考えているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一緒に協力するのはいいですけども、普通、会社だったら社長、副社長とか順番があると思うんですが、第1の課はどこですかと聞いているんです。それだけでいいです。そうじゃないと責任がどうしてもあいまいになってほしくないから、責任を持っていい仕事をしてほしいという意味です。決まっていなければ決まっていなくていいです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

第1の責任者は企画情報課だというふうに考えているところでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 学校建設はそのくらいにして、それでは、役場庁舎は次のこととして、今度は保育行政についてお聞きしたいと思います。

ちなみに町では、待機児童は何名くらいいますか、それに対してどのように考えていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

現在のところ待機児童はおりませんので、ゼロでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　ゼロということは、あれはどのようにとらえているんですか、子育て支援金でしたかね。保育に欠ける。今年度から予定したあれはどのように考えているのか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　質問にお答えいたします。

家庭子育て応援金につきましては、保育所に入所させないで、家庭で保育できる方に支給しておりますので、保育所に入所を希望している方ではございませんので、あくまでも家庭で保育ができる方に支給するということでもありますので、待機児童とは違うということでご理解いただきたいと思います。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　保育所整備の3月の議会にありました300万円の予算とあるんですけども、もう委託はされているんですか。それで、委託するときにはどのようなことを重点に委託をしていますか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

今年、予算で取っております300万円ではありますが、先ほど町長が答弁の中でもご説明申し上げましたが、ニーズ調査、今現在子育てをしている保護者の皆さん、現在いろいろなニーズが多岐にわたっておりますので、そういった具体的なニーズ調査と、あと法律が改正になっております。その法律の改正によって、今後保育所を建設する際の内容等につきまして、検討するというようなことでの委託料として取ったところでありますが、現在、今その委託に向けまして、ニーズ調査の内容ですとか、どういった内容にしたらいいかというようなことで、現在検討しておるところでありまして、委託についてはこのあとになるということでございます。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　まだ専門業者には委託されていないということですね。はい、わかりました。専門業者に委託する前に、まず父兄とか、子どもとかに、町民の方にいろんな意見を聞くのが大切じゃないかと思います。今までですと、一般的に、例えば学校を建てる、集会所を仮につくるとしても、専門業者にまず頼んで、それから、それに対して肉付けを町民がやっているわけですけども、それを逆にしてほしいと思うんです。まず町民とか、父兄とか子供の意見を聞いて、それから専門業者に頼めばいいんじゃないかと思います。

例えば、保護者の方にもアイデアのユニークな人いますよ。例えば保育所だったら噴水があったらいいとか、動物園みたいのがいいとか、そういったような考えはないんですかと聞いているんです。いきなりプロの提案よりも、まず。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

長谷川議員おおせのとおり、本当に町民の皆さんの声を聞きながら、保育所建設という部分では声を聞くことが一番大切だと思いますので、ニーズ調査につきましては、町のほうで保護者ですとか、そういった方を中心に、ニーズ調査については実施したいと。その調査に基づいて、建築の部分について業者のほうに委託するというような手続きをしたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 国の今の待機児童解消プランに、西会津町の保育所も古く、狭く、みな保護者も苦勞していると思います。それで、ちなみに待機児童解消、西会津町はゼロというふうになったから該当しないのかどうかわかりませんが、待機児童ゼロと今おっしゃいましたよね。それで、国では待機児童加速化プランと、解消取組期間とあるわけですが、たぶん承知でしょうが、その中で、報道によっては、例えば補助率を3分の2までしてもいいというような報道も出ているわけです。だから私か一つ思うのは、今、町民が苦勞しているわけですから、役場庁舎も大変古くて不安なのはわかります。でも、今2億円が積み立てたいとなっているわけですから、保育所のほうをその原資にしてはどうかと思うんですけども、町長、その辺の考え。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず順序立てて計画をしていかなければならないというふうに思っておりますし、今、長谷川議員から出されました保育所の新しい計画というものについても、今ほど担当課長が申されたように、今後、具体的に進めていこうという計画をしているところであります。

さて、学校というのは、事前にもう決まってスタートしているわけでありますので、まずそこをきちっと対応して、そのあと、この役場庁舎自体も、これは再利用なんていうところではありませんので、これは整地をしなければならないという基本的な考え方を持っております。そうした土地の利用、あるいは場所的なことというものを含めながら、この保育行政、新しい保育所をどこにどう建築するかということも合わせ、一体ものとして、これから検討していかなければならないというふうに思っておりますので、現在ある野沢保育所では、これから新しくあの場所に設置するという事は、今の時代では相当無理があるだろうというふうに思っております。

したがって、この新しい保育所の建設場所ということについても、この用地がここに整地をした場合いいのか、あるいはもっと別な場所のほうがいいのか、これらも含めながら、今後具体的に話を進めていく、話というよりも計画を進めていきたいというふうに思っているところでありますので、まず学校のほうをまず開校する。平行しながら、この保育所建設も計画に載せていくということで、年次計画を立てて進めていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに計画があって、ものごとが進めているわけですが、やっぱり行政側の見方と町民の見方は違うと思うんです。学校がまずつくって、西会津小学校、27年の4月に開校して、それからもう整理して片付いたら、その次に私が思うのは、役場庁舎の移転が先か、保育所が先かは、例え計画があっても、そのときによって変わると思うんです、決めるのは人間ですから。だから、町民のニーズに応じてやってほしいと思って、私はその辺のところを町長に再度お聞きします。それで私は終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 公共施設というのは、どこに建設をしたら一番いいのかということが、これは町民の皆さんの関心事でもありますし、また、これは将来的にも必要でありますので、この場所の選定ということについていろいろご意見もあろうかと思うんですね。ですから、その場所

の選定というものが、はっきりと決まって、前もって町が土地を購入していたということであれば、すぐその場所だと選定をできるわけでありましてけれども、今の段階で、保育所計画をして、そしてこの場所の選定ということについては、やっぱりこれは多くの皆さんご意見を拝聴しなければなりませんので、まず順序を立てながら計画、そして土地、場所の選定、こういったことを当然進めていかなければならない。その場合に、今申し上げましたように、これはあくまでも仮定の話ですから、もしこうしところが整地をされるということであれば、それも選択肢の一つではないのかなというふうに思っているところであります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 これですら私の質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

7番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。7番、多賀剛でございます。今定例会に3項目の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

新年度に入りまして早3カ月、風薫る新緑の季節を迎え、1年で一番過ごしやすい時期となりました。平成25年度は、われわれ議会の最高規範である議会基本条例が施行されて、新たな議会改革の初年度として町民の皆さんに信頼され、町民の皆さんの付託に応えるべく、再スタートを切ったところであります。これからは、町民の皆さんのもとへ積極的に出向き、町民の皆さんの生の声をしっかりと聞き、町民の皆さんの意見、要望を的確にとらえ、行政への政策提言、提案をする。また、各自治区集落の問題や課題の解決にどれだけ議会が関わられるかに重点を置き、活動をしていく所存でございます。今後予定しております議会報告会や、意見交換会には、大勢の皆さんにご参加をお願いし、建設的なご意見を賜りますよう、お願いを申し上げまして質問に入らせていただきます。

まず1点目に、協働のまちづくりについてお尋ねをいたします。平成20年4月に施行された西会津町まちづくり基本条例では、まちづくりの主役は町民であると規定されております。地方分権が進む中、町民、行政、議会は、それぞれの立場で、今まで以上に切磋琢磨をしながら、これからのまちづくりを考え行動していかなければなりません。特に本町は合併しない、自立のまちづくりを進める中で、協働のまちづくりというキーワードは大変重要で、言葉だけではなく、中身のあるものにしていかなければならないと考えております。

今年、まちづくり基本条例が施行されて5年目となります。本当の意味での協働のまちづくりがどれだけ実現できたのか、また、実施されようとしているのか伺いするものであります。また、まちづくりの主役は町民であるという観点では、町民の発議によって実施された事業はどのようなものがあつたのか、今後の展望を含めてお尋ねをいたします。

2点目の質問といたしまして、交流人口の拡大について二つほど質問をいたします。

一つ目は、さゆり公園の利活用について伺いをいたします。本町のさゆり公園周辺には、野球場、陸上競技ができる多目的広場、テニスコート、室内温水プールを含むプール施設、体育館、ゲートボール場、サッカー場としても利用できるふれあい広場など、また、温泉保養施設、オートキャンプ場、コテージ、子どもたちも安心して遊ぶことができるフレンズワールドなど、数多くスポーツ施設やレジャー施設が集中しており、近隣市町村にはない、本

町の自慢できる施設群であると思います。また、原発事故後も放射線の影響もなく、屋外で思う存分活動できる環境は、この施設の魅力をさらに高めるものであります。浜通り、中通りの地方では、いまだに放射線量が高く、屋外での活動が制限されている地域もあるようであり、この施設のさらなる有効活用が期待されるわけであり、現在の教育旅行や合宿、あるいはスポーツ大会等の誘致活動の実態はどのようになっていますでしょうか。また、今後の取り組み対策についてお尋ねをいたします。

二つ目といたしまして、ふるさと自慢館の利活用についてお尋ねをいたします。ふるさと自慢館は、本町の歴史文化の伝承のみならず、本町出身の偉人を顕彰する施設でもあります。野沢町内の中心にあって、地域活性化のためには中核的存在として有効活用をしなければなりません。また、今年は八重の桜が人気をよび、会津若松市では連日多くの観光客でにぎわっております。このチャンスを逃すことなく、本町にも足を運んでもらえるような仕掛け、対策が必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。商工会ばかりではなく、町の積極的な関与や支援が必要ではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、教育問題について教育委員会にお尋ねをいたします。最近、小中学生の学力の低下が懸念されております。県内においても、会津地方の学力が低いといわれている中で、本町の学力レベルはいったいどのようになっているのか、全国学力学習状況調査の実態はどうなっていますでしょうか。また、この調査の活用方法や、学力アップへの具体的なプログラムはあるのでしょうか。今後の対策も合わせてお伺いをいたします。

以上、私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いするものであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、多賀剛議員の協働のまちづくりについての質問にお答えをいたします。

議員おただしのおり、まちづくり基本条例は施行され5年が経過をいたしました。基本条例は、地方分権改革が進められる中、自立した自治体として、しっかりと自治を確立をして、町民、議会、そして行政の三者が一体となった協働のまちづくりを進めていくため、当時のまちづくり委員会での議論をはじめ、多くの町民の参加を得て、制定された条例であります。条例では、まちづくりの主役は町民であること、町民参加、情報共有、協働、男女共同参画という五つの基本原則を定め、そのもとで町民、議会、行政のそれぞれの役割を規定し、さらにまちづくりの方向性やしくみを規定するといった構成となっております。

この基本条例制定以後、当然町はこの条例に基づき町政を執行しているところであります。総合計画策定の際の検討組織の設置や各種審議会等委員の公募、意見公募などの手続きは、基本条例に規定された町民参加のしくみに基づき行っているものであります。また、直接町民の皆さんの声をお聞きするために制度化した町政懇談会やまちづくり提案制度、これは町長へのおたよりなども基本条例の協働によるまちづくりの考え方によって実施しているものであります。

このほか、現在町が設置しております若者まちづくりプロジェクト会議においては、町内の若者38名によってまちづくりのあり方や具体的な取り組みについて議論されているところであります。また、活力ある地域づくり支援事業においては、地域の活性化に取り組む個人や団体に対し、町が資金面で助成し、活動を後押ししているところであります。このように、各主体がそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協力してまちづくりを進めるという協

働の考え方は、町の施策の中で着実に実行されております。私は、今後も常に町民参加でつくり上げたまちづくり基本条例に基づき、町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりを進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

なお、議員から質問の問いただしがありましたが、町民の発議によって、提案等によって実現したものはあるかということではありますが、数えればきりがありませんから、2、3申し上げたいと思ひます。まず一つは、国民健康保険のカード化であります。これは世帯の各個別化をちゃんとわかるように、当時は折り畳み式の紙ベースではありましたが、これをカード化にしてほしい、これは町民から出された内容でありました。また、粗大ごみ収集の場所の増設をしてほしい、こういうことも、この提案や、あるいはおたよりの中でもありましたし、さらには信号機の待ち時間の短縮、これも町民から出されてきたわけでありまして、野沢まちなか再生プロジェクトの立ち上げによる地域活性化への取り組みも、これも開始をしているところであります。さらには、デマンドバス導入による地域交通の改善、これも求められておりますので、逐次改善を図っているところであります。さらには、院外薬局の導入などによる診療所での待ち時間短縮の取り組みについても、町民からいろいろとご意見をいただいているところでありまして、これについても取り組んできたところであります。

そして、無料職業相談所の開設、これなどについても町民からのご要望に沿った形として、これは私の考え方もありましたけれども、対応しているところであります。さらには、町のキャラクター、こゆりちゃん、こうした内容を立ち上げたわけでありましてけれども、そのグッズを、やっぱり、これを売り出したらどうかというようなこともありまして、取り組みを進めてきたところであります。あと、公共施設へのiPhoneアクセスポイント設置などもございますが、こうしたことが町民の発議や、あるいはご意見をいただいて、改善、そして取り組んできた内容の一部であります。

その他のご質問等については、教育長及び担当課長より答弁いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、教育問題についてお答えいたします。

昨年11月に県内全ての公立小学校第5学年児童、公立中学校第2学年生徒を対象に実施されました県学力調査の結果、西会津小学校第5学年児童の平均正答率は、国語、算数、理科の3教科全てにおいて全国平均とほぼ同等でございました。一方、西会津中学校第2学年生徒の平均正答率は、全国と比較し国語はほぼ同等でありましたが、数学と英語はやや下回っておりました。各教科の正答率を観点別に分析した結果、小中学校ともに、国語科においては話す、聞く能力を、算数・数学科においては数量や図形についての知識、技能を、中学校英語科においては外国語表現能力をそれぞれ高めていく必要があると考えております。

この調査結果を踏まえ、町教育委員会といたしましては、子どもたち一人ひとりの能力に見合う学力を身につけさせるために、個に応じた指導を取り入れた授業、子供たちがより主体的に学習する授業、よく分かる授業を展開するよう努めております。また、家庭学習をいっそう定着させるべく、学校と家庭が連携して取り組むよう指導しております。

さらに、中1ギャップを解消し、本町の将来を担う児童生徒の学力を、義務教育9年間を

見通して、順調に高めていくことが急務であることから、小学校5・6年生における一部教科担任制、行事等を通じた児童生徒の交流、授業等を通じた小中学校教員の交流、先進地の視察等を実施して、小中連携教育をなお一層、研究的に推進していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 7番、多賀剛議員の交流人口の拡大についてのご質問のうち、さゆり公園の利活用についてのご質問にお答えいたします。

現在、町では定住促進や交流人口の拡大を最重点施策に位置付け、町の豊かな自然環境やさゆり公園周辺施設の有効活用を図り、町外からの誘客、地域の活性化に努めております。特に、東日本大震災以降、放射線量の心配もないことから、町振興公社やグリーンツーリズム協議会を中心に、教育旅行などの誘致活動を行ってまいりましたが、平成24年度は、6校約400名、福島っ子の補助金を活用したプランでは73組993名が、さゆり公園周辺施設、町内での体験学習などで来町いたしました。合宿については14団体、約467名。大会等については4大会が開催され、485名が利用しております。今年度におきましても、小学校の宿泊学習については8校、約400名の受入れを予定しております。

また、友好交流協定を締結している横浜市鶴見区との交流についても、当初は本町からの物産提供が主でありましたが、さゆり公園周辺施設を含め、町の魅力をPRしたことにより、区職員や商店街の方々に本町においでいただいたほか、この夏には、こどもサマーキャンプがオートキャンプ場での実施が予定されているなど、交流内容も深まってきたところであります。

今年度におきましても、町振興公社、グリーンツーリズム協議会では、さゆり公園周辺施設を活用し、地域おこし団体と連携しながら、首都圏を対象としたモニターツアーの実施や本町の豊かな自然環境を生かした体験プログラムの作成、農家民宿の養成などを行い、町外からさらなる誘客を図ることとしております。

町といたしましても、さゆり公園周辺施設の環境整備を図り、鶴見区をはじめ、本町と交流のある世田谷区など首都圏に向けて、町の魅力のPRに努めるとともに、振興公社、グリーンツーリズム協議会への支援と連携を深めながら、交流人口の拡大を図っていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 7番、多賀剛議員の交流人口の拡大についてのおただしのうち、ふるさと自慢館の利活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、宿場町としての歴史・文化を活かした誘客の拡大、まちなか商店街の活性化、元気で活力ある安全・安心の地域づくりなどを目的とし、野沢町内と芝草地区の一部をエリアとした、都市再生整備計画事業を本年度から導入し、平成28年度までの4年間の中で、駅通り公園整備事業や原町ポケットパーク整備事業、案内サイン整備事業などの事業に取り組んでいくことにしています。

おただしのふるさと自慢館につきましては、商工会が事業主体となって取り組む事業であります。町では地域再生整備計画事業の基幹事業として、本事業にあっても事業計画に盛り込んでいくところでありまして、国の交付金も活用し整備を図ることとしています。

自慢館整備の内容であります。既存施設裏の蔵を有効に活用しての施設増設、さらには裏庭の整備などを実施することにより、より集客が図れる施設にリニューアルすることを計画しており、本年度は施設整備に向けて実施設計業務までを実施し、本格的な施設整備工事は平成27年度に計画しているところでございます。

現在、商工会により、活用方針や整備方針を検討いただくための整備検討組織の立ち上げの検討が進められているところでございます。町としても本検討組織に参加し、積極的に関わりをもって事業を進めてまいることとしておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、この協働のまちづくりについて再質問しますけれども、町長からご答弁いただきました。協働のまちづくりは着実に進んでいるんだというような話を伺いました。私も実は、そのまちづくり基本条例ができる前の、まちづくり委員会の中で、2年数カ月、これからの町をどうしよう、こんな町にしたらいね、そういう話を2年数カ月させていただきまして、当時私は、一町民として参加させていただきまして、町長はその当時議員としてまちづくり委員会にもご参加いただいていたと思います。

私、今思うに、そのときはものすごく毎月集まって、いろんな話をするのが楽しくて、これからのまちづくりはこんなまちにしたいね、こういうことをしたらもっとよくなるねというような、具体的な話をさせてもらいながら、そのまちづくり委員会の中ではいろんな話をさせてもらいました。当時のときから考えると、今なかなか、その当時の、私個人的には楽しさがないというか、なかなか当時出されたような意見が思うように進んでいないなというような感じがしてなりません。

その中で、一つ、先ほど町長もご答弁しましたけれども、いろんな各種審議会やら、あるいはプロジェクトチームやら、委員会やら、いろんなこれからの町のことを語り合う組織に町民の皆さんを公募してやっているということでありましたが、私見る範囲では、なかなか思うように、皆さん手を挙げていただけない。集まらないような、集まらないというか、決まった人しか集まらないような気がしているんですが、まず、その協働のまちづくりというのは、積極的にそういう組織にみんな手を挙げて集まっていただくことが、まず先決だと思いますが、その辺の審議会プロジェクト、あるいはいろんな委員会等の公募の状況なんかわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から指摘をされた、なかなか当時、まちづくり基本条例をつくる、その過程の中と、具体的にこれが取り組まれている現在では、相当温度差があるのではないかという話でありますけれども、私は、やっぱり一つのものごとをつくろうというときには、それだけのエネルギーというものはあろうかと思うんですね。町民の皆さんが新しいものづくりに対応するというときには、やっぱりそれだけの思いというものはちゃんとこう持って参加をしていく、これは大事なことでありますし、やはり一つのものでできあがる、さてこれ、具体的に、じゃあこの基本路線や、あるいは一つの理念が定まって、具体的にこれを執行していくとする場合においては、今度は個々にそういった理念に基づいて対応していくわけでありませぬ。

ですから、例えば、このまちづくりの中で、町内のまちづくりをどうするかというときにおいては、やっぱりそれに対応する人などについて公募をする。あるいは若い人たちの意見を聞いてくると、こういう段階においては、やっぱりそれに、こういったらなんですけれども、それぞれの役職にあるような方については、やっぱり入っていただく、団体の代表として入っていただくとか、そして、男女それぞれの考え方というのもちゃんとそこには取り入れていこうじゃないかという、そういう全体的な、いわゆるバランスというものも、これから審議会の中、あるいはいろんなプロジェクトの中には、私は必要だというふうに思いながら、これまでそれぞれの審議会に取り組んでいるところであります。

ですから、当然、西会津町においては、地域間、さらには男女のこの関係、考え方をどう統一していくかと、それに対する関係機関のご意見もいただかなければならないということでもありますから、総体的な枠の中での人数というのは、ちゃんと決まってしまうわけでありませよ。その中に、いわゆる自分がやっぱり手を挙げて、そういう審議会に入っていきたいという人については、公募というその募集の中で枠を設けているわけでありませ。ですから、そこに積極的に手を挙げないのはどうかうんぬんという問題は、これは町の責任とかうんぬんではなくて、やっぱりそれだけ、当時と温度差が若干あったのかなというふうにも思いますが、私は現在の段階においては、そういう課題というものについては、そんなに大きく取り上げるものではなくて、公募に対しても、ちゃんとのってきておりますので、私は一つの形づくりというのは、そういう協働の精神というのはちゃんと活かされて、今日いろんな審議会や、あるいはプロジェクトの中に網羅されているのではないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 公募の応募状況について回答させていただきます。町には、総合政策審議会をはじめとしまして、いくつかの委員会がございます。まちづくり基本条例に基づきまして、これらの委員選考にあたりましては、公募委員の枠も当然設けまして、公募をして委員の組織化を図っているということでもあります。議員おただしのように、その公募枠がすべて埋まるような状況にはなかなかないというのが状況でございます。応募のあった範囲の中で、公募委員を入れて審議会の運営をしているという実態にあります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 町長のお考えはある程度理解できました。私が申し上げたかったのは、町民が主役の町づくり、協働のまちづくりを進める上で、一つのバロメーターでもあるのではないかなというようなことで、そういういろんなプロジェクトとなり審議会、委員会等の集まり状況、公募の状況をお尋ねしたわけでありませ。確かに、まちづくり委員会のときとの温度差というのは、実際に基本条例ができて、これから進めてきた中で、温度差があるのは私も十分承知しておりますが、その私の感覚の中で、あまり進んでいないような気がしたものでござから、その辺をお尋ねしました。

それともう一つ、のちに先輩議員の通告にもありましたけれども、いわゆる町民提案制度、まちづくり町民提案制度の件について、私、以前もこれお尋ねしたんですよ、これからのまちづくりは町民の声を聞いてやるということでもありますから、町民提案制度というのは大変いいシステムだなと思っていた中で、やっぱり年々この提案の件数が減ってきている。そ

れで私、町長にお尋ねしたらば、これは数の問題ではないんだと、中身の問題だと、当初、50件も60件もあっても、だんだん少なくなって、5件、6件になっても、中身がしっかりしたものであれば、それはそれでいいんだというようなご答弁を以前にちょうだいしたことがあるんですが、やっぱり、これは本当の町民参画意識が高まっていれば、尻上がりに、右肩上がりに伸びていくのが理想ではないかなと思います。それで、いろんな事業の、やっぱり成果を検証する上で、やっぱり数、データというのはしっかり取らまえておかないと、今後の進め方等はうまくいかないのかなという思いもしておりました。

このまちづくり提案制度に関しましては、先輩議員もあとで通告しておりますので、詳しく聞くでしょうけれども、私、一番思うのは、町民の皆さんの声を聞いて、町民の皆さんが主役のまちづくりをしますよといっても、やり方がなんら今までとあまり変わっていないような気がするんです。それは、いろんな会議をするにしても、役場に来てくださいよ。いろんなところに集まってくださいよというのが、どうも多いような気がしてならない。私、今、質問の冒頭に申し上げましたけれども、議会もこれからは変わっていかなければならない、町民の皆さんのもとに出て行って話を聞かなければいけないというようなこと、それも自戒の念を含めて申し上げたわけなんです。やっぱり行政も、役場の会議室で待っているから来て意見を聞かせてくださいよということでは、なかなか町民主役のまちづくりは進まないような気がします。これからは、集落座談会なんかは、要望があれば何箇所かは、何十箇所は出て行ってやっているようでありますけれども、やっぱりこれからは、要望があろうがなかろうが、やっぱり計画的に全集落、行政のほうで出て行って、いろんな課題や問題点はないのか、これからのまちづくりはどうしたらいいのかと、そういう聞けるようなシステムをつくっていかなければならないというふうに思うんですが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、町民の提案が激減したとか、少なくなったとかというのは、当時は、やっぱり町長に対するとか、あるいは町に対するいろんな意見とか要望とかというのは、これまでそういう制度がなかったわけですから、直接その意見を町に言うことができるということで、多くの皆さんが参加をされたというふうに思っております。その中で、いわゆる提案型、あるいは苦情に近いもの、さらには将来とも、これは非常に膨大なその中身であって、すぐに実現が不可能なもの、いろいろその提案の内容によってはまちまちでありました。

その中で、先ほども若干申し上げましたように、町民から具体的な内容で、町が今、すぐに取り組めるということになるものについては、順次ずつと行っているわけでありまして。ですから、そういった意味においては、実現をされているというふうに私は解釈をしているんです。まだまだありますよ、これから。西会津町に対する将来的なまちづくりの構想の中においては、保育所の問題でありましょうし、あるいは今後、お年寄りの皆さんに対する、いろんな福祉施設のあり方とか、さらには、今後若い人がこの町に住む場合における定住の問題、ただ大きくそういう定住の問題とか、あるいは観光とかこうあげるだけではなくて、より具体的なものを、今後そういう形をとおして、町としてすぐにできるもの、あるいはこれから計画に載せるものというのは数多く私はあると思います。

ですから、今後そうしたPRの仕方というものをちゃんと行ってやっていかなければならないし、これがこれでいいということでは決して私はありません。ですから、例えば議員の

皆さんから、今後こういうふうにしていったならばいいんじゃないですかというふうなご提言というものがあれば、私はすぐにそういったことに対する取り入れるということも必要でありますから、今後そうした前向きな姿勢を持って、せつかくのこういう制度であれば、町長、こういうふうにしてやっていくと、もっと高まるんじゃないかというようなことをお互いに意見を出しながら、交換をしながら対応していくということも私は必要ではないか。

私はむしろ、町長自らよりも、議員の皆さんのほうが町民と親しくいろいろ接しているわけでありますので、そういったことは、やっぱり議員であるから直接言えることと、そしてまた議員の皆さんも、提案制度の中に書いてくるということも私は必要ではないかと。そしてこの提案制度というのは、職員の皆さんに言っているんです、実は。これは毎回、職員の、いわゆる新年のあいさつとか、そういったことに対しても、職員の皆さんがより効率的な仕事をする場合とか、あるいは西会津町に対してこういう構想を持っているということであれば、事務効率、あるいはもっと省力化、こういったことを含めながら提案してくださいということを言っておりますから、今後そういったことになかなか慣れていけないせいもあるのでありましようけれども、もっともっとそういう指導というものもしていく必要があるかなというふうに思っているところであります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。私が申し上げたかったのは、われわれ議会も、これからは町民の皆さんのもとに行って、いろんな話を聞かせていただきながら、町に政策提言できるような議会にならなければいけないという思いも込めまして、やっぱり行政の皆さんも、町民の皆さんからしますと、役場はやっぱりまだ敷居が高いですよ。役場に来て、何かものを申そうとか、そういうことができる人はやっぱり数が少ないと思います。ですから、町長自らではなくてもいいです。やっぱり行政の担当者が班編成でもして、定期的に全集落、どんな問題があるか、課題があるかというようなことを、出て行って話を聞かせていただく、そういうこともこれからは必要ではないかという思いでお尋ねしました。町長もそれは考えてみるということでもありますから、それはぜひ要望としてお願いします。

町民が主役の協働のまちづくりというのは、以前も申し上げましたけれども、いろんな提案をした中で、自分の考えや提案が取り入れられて政策としてできた、あるいは自分の考えで町がこういうことをやってくれたというようなことの積み重ねがやっぱり、いわゆる成功事例の積み重ねが、この協働のまちづくりが定着してくるものだと思いますので、それはぜひ今後も続けていっていただきたいと思います。

それでは、質問を変えます。教育長に2番目にご答弁いただきましたので、教育問題についてお尋ねしますけれども、町内の学力レベルというのは、率直に私、大変心配する声が町民の皆さんから多かったのでお尋ねしたわけなんです、その県内のレベルで、要は真ん中ぐらい、平均点くらい取っていると、中学校は数学等は少し下回っているけれどもということなんですが、中学生の保護者の話なんか聞きますと、実際、その高校入試を控えて、いや、とんでもないことだと大慌てする人が随分いらっしゃるということなので、やっぱり偏差値ということではないんですが、自分の学力というのはこのくらいだというのが、やっぱり本人も含めて、家庭も含めて、やっぱりしっかりと周知をしながら、それで学力アップへのプログラムというのをしっかりやっていかなければならないと思うんですが、その辺を再質問

させていただきます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員からおっしゃられるまでもなく、大変大事な問題でございます。学力向上で基本的に踏まえなければいけないのは、学級の子ども30人いたら、30人全員100点取れるようにいつでもするのかと、これが学力向上なのかということではないということなんです。一人ひとり能力は違います。それぞれの子どもさんが持っている能力に見合う学力を付けてあげる、身に付けさせること、これが学校の役割でございます。家庭での役割は、じゃあ家庭での学習習慣をしっかりと定着させていく、そういうこと、そして学校と家庭と地域が連携して、それぞれの役割を果たしあいながら、一体になって子どもの学力を高めていく、これが大事でございます。

ご答弁で申し上げましたけれども、小学校の5年生の結果でございますが、確かに議員おっしゃるように、会津地域は県の中でも学力はやや低いと、こう一般的にいわれております。今回の結果の範囲で申し上げますと、5年生、今年の5年生、今の6年生でございますが、国語と理科については、県平均はおろか、全国平均をも上回っています。そういういい状況でございます。算数については、ほぼ同程度という段階でございます。中学生も国語においては、ほぼ全国レベル、平均正答率が全国の均した正答率とほぼ同じと、こういう意味でございます。学力論から申し上げますと、一人ひとりの能力に見合った学力をそれぞれ付けてあげることが大事なんだということで臨んで、各学校さんと連携してやっているわけですが、いわば、一般的にいわれておりますように、年まわりというのがございます。今度の中学3年生はすこぶる優秀だと、いわゆる粒ぞろいですね。そういう学年もあれば、ちょっと物足りない、そういうレベルがちょっと低いなという学年も、年によってはございます。そういう意味で、保護者の皆さんにおかれましてもご心配はなさっておられるかと思いますが、学校において、全国的な学力テストに限らず、会社等の実力テスト等も受験をします。そういうデータをもとに保護者さんにも学校が丁寧にご説明申し上げて、こういうところがちょっと弱いので、これから高めていきたいと思いますというふうな取り組み、これは常々お願いをしているところでございます。甘さもあってはいけませんので、全国的に最も高いといわれている秋田県の状況はどうなのかということで、昨年、予算をお付けいただいておりますので、派遣をいたしまして、つぶさに状況を見ていただいたところであります。

ご答弁でも申し上げましたが、小中連携、これは大変重要な方策だと思いますので、本年度はそちらの部分についても、先進地の視察等も予定をしております。小学校も中学校も、家庭学習の定着というのは家庭にだけ任せているのではなくて、学校としても取り組んでいく必要がございます。下手に低いレベルで手を打ったりしないで、例えば宿題をやったこなかったと、中学生でいえば家庭学習、やったこなかった。ああそうだったのか、じゃあ今度は忘れないでやってくるようにしなさいよ、じゃあ部活やりましょう、それはちょっと甘いんじゃないですか、家庭でやったこなければいけないことをやらないうちに部活動ではないでしょう。部活動はやりたくてしょうがないんです。だから、やることをちゃんとやらなかったら、部活もできないんだよと、そういう部分、一面厳しさがございますが、そういうこともしっかり、やるべきことをやった上で部活動もやりましょう、部活、いわゆる文武両道、本当の精神を子どもたちに植え付けていきたいと思います、こんな方向で今、取り組んでい

ただいているところであります。あっちこっちで、飛んで申し訳ございませんでした。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。要は、その学力心配されているということは、さっき教育長がおっしゃった年まわりの中で、ちょっとこの学年は、ちょっとうまくないというようなところが、やっぱり心配なさっていると思うんです。私も正直、うちの学校のレベルというのは、そんな話をいっぱい聞いたものですから、大変なことだなと、それで今、高校受験に関しても、今まで会津管内だけをみていればよかったけれども、グローバル化して、もう郡山だ福島だ、県外だとかういくような時代になりましたから、やっぱり自分のレベルというのは、もうある程度中学生になれば、しっかりつかんでおかなければならない、保護者も含めて、そういうことで、いや年まわりで、いい年もあれば悪い年もあるという、おそらく悪い年のときが一番問題なんですよ。だから、その辺のケアをしっかりしていただきながら、その悪い年まわりの中で、悪い学年とか年代があるというのは、これはなんなんですか、原因は。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 これについては、科学的にこういうことだなんて、確立したものも何もないわけでごさいます、一般的に、多賀議員はじめ、議員の皆さまもお聞きになっていると思うんです。今年のこの学年はちょっと低いんだと、この学年は去年すこぶるよかったんだと、どうしようもないこれ現象なんですね。かといって、その学力が高い学年のご家庭が、みんなすごい家庭なのかということもないわけでありまして、学力がちょっと低いと、じゃあどの家庭においても、家庭の教育力が低いんだなんて、そんなことも断定できる判断材料も何もないわけでありまして、どうも不思議なんですけれども、やっぱり世の中の噂と申しますか、一定の評価と申しますか、今年の学年はちょっと低いんだと、大変高いんだと、残念ながらそういう現象がみられるわけでありまして、学校としてはそれを踏まえながらやって、一つひとつ能力に見合った学力を身に付けるように取り組んでいくことが基本だろうと、こんなふうに思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 難しい質問をして申し訳ありませんでした。私は、年まわりというのは、本人、当事者の問題もあるかもしれないんですが、本町の先生かだをどうのこうの申すつもりもございませんが、先生の影響も結構あると思うんです。よく保護者に言わせれば、先生の当たりはずれという話ですね。そんな中でのことも少なからず影響があるのかなと思いますので、教育長には以前から申し上げておりますように、今の、現在いる先生のことを否定するものではありませんけれども、どんどんいい先生を本町に来てもらって、それがやっぱり教育アップのためには一番大切なことだと思いますので、特に当たりはずれ、差がある、今年の学年はなというようなところには、手厚くいい先生を配置するというようなことをすれば、少し均衡が図られるようなことがあるかもしれない。それで、これから小中連携を深めていくということでもありますから、よその町よりは、うちはもう独自の政策なり、対応できるわけですから、その辺をお願いしたいと思います。再度ご答弁いただければと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 申されるまでもなく、やっぱり部活を例にお話ししても、ある中学校では、伝

統的にこの協議は県内ナンバー1でと、そういうところもございます。ほかの種目においてもそうです。学力的にみてもそうであります。したがって、極論すれば、教育は人なり、教える先生によって、その成果の具合が明確に出てくると、こういわれております。したがって、本町においでいただいている先生がた、ご縁があつておいでいただいているわけにありますけれども、皆さん本当に熱心に指導にあたつていただいております。校長会議、あるいは先生がたとの会議等でお話申し上げるんですが、その子どもたちに見合った学力を付けるのは、われわれ教師の仕事なんですよ。それが責任なんですよ。そういうことでがんばっていきましょうということをお願いをしておりますが、年々、一定の年数勤務していただくと、人事異動というのはつきものがございます。がんばっていただいた先生には、それに見合ういい学校に行つていただくなり、昇進していただくなりしていただくように努めますとともに、新たにおいでいただく先生についても、優秀な力のある先生においでいただくように、皆さんとともに力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ教育長には、これからの教育行政、今お話ししたような形で進めていただきたいと思ひます。

質問を変えます。まず、交流人口の拡大について、商工観光課長から、さゆり公園周辺の利活用についてご答弁いただきました。私もさゆり公園は好きな施設で、しょっちゅう行ったり来たりしているんですが、以前、原発事故前に、これからの時期、夏休みにかけて合宿等で来ていた団体が、原発事故後こなくなったというような話を聞いているんですが、そういう団体への特別な取り組み、アクションは何かなさっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに原発以前には、東京方面から、首都圏方面から、さゆり公園を利用して、合宿等、大学とかクラブとか、そういったところが来ていたと、何件かあったわけですが、それが、いわゆる風評被害によってキャンセルとか、そういった事態も見受けられました。それらにつきましては、当然そういう個別の団体に対して、さゆり公園、またロータスインのほうから、今の町の空間線量はこういう状況ですとか、そういったような説明をしながら、再度合宿とかに来ていただけるような、そういったアクションはしてきたところであります。

今回、合宿等で来ているところについては、主に福島県内の中通り方面のクラブ関係が、いわゆる中通りのほうでは表で活動できないというようなことで、夏休み中の合宿に、さゆり公園で合宿を実施したというような状況でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 相当数の数がこなくなっているようで、大変心配しているんですが、やっぱり以前来て、今こられなくなったというのが、商工観光課長おっしゃったように風評被害が一番だと思ひますね。やっぱりそれを払拭するには、ものすごく力、パワーが必要なことは私も十分知っておりますけれども、ただ、積極的にPRします、なんとか来てください、安全ですよ、そういう話だけではどうもうまく進まないような気がする。やっぱりその、出向いて行って、インセンティブを打つてでも、積極的に町の優位性、安全性をPRするようなこ

とが、やっぱりこれからは必要なんではないでしょうか。やっぱり出向いて行って、直接話しかける、それがやっぱり一番効果があるような気がするんですが、そんなことの考えはないでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 出向いて行って、そういった合宿等の誘致はする考えはないかというようなご質問でございますけれども、今回、答弁書でも述べましたように、また町長が主要事項で述べましたように、鶴見区と今、交流しているわけですがけれども、こちらについても、この夏にはサマーキャンプが実施されるようになったわけですがけれども、これについても町長、副町長が、実際に鶴見区のほうに出向きまして、実際にこういうふうに西会津では体験学習ができますよとか、こういった自然を活かしたような、環境豊かですよというような、そういった写真を見せたりとか、体験ガイドを見せたりとかしまして、これまで群馬県で、鶴見区の場合は合宿をしていたわけですがけれども、そういった話の内容を聞きまして、今年度からはさゆり公園のほうで合宿していただけるというような、そういった事例にもなっております、必ずしもそういった、今議員おっしゃったように、実際にそういった形で出向いて行って説明することによって、そういった誘致活動もかなっているというような状況でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 今年度以降、新規にいろんな団体が来ていただけるというのは、大変ありがたいことでありますし、そういうのは積極的にわれわれも歓迎して、今後も続けていっていただけるようにしなければいけないと思いますが、私が申し上げたのは、今まで来ていて、こられなくなった団体というのは結構あるんですよ。そこが心配だなと、別なところにもう行っちゃっているのかもしれないけれども、そういうところを再び振り向かせていただけるような対策が必要ではないか、プラス新しい団体の誘致活動、来てもらえるには大変ありがたい、それは大変いいことであります。それを申し上げたかったところであります。

それで、いろんな町民の皆さんの話を聞くと、青木議員なんかもありますけれども、個人でいろんな団体を本町によんで、この夏休みなりいろいろ体験学習なりさせたいというような町民の皆さんがいるんですが、そういうところに対して、町は何らかの支援というのは考えていないんでしょうか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに現在、奥川地域でも、そういった首都圏の方をおよびして、そういった民宿なり、農家体験などをしながら、誘客を図っているという、そういった事例を聞いておりますけれども、そういった方々につきましては、現在、町が補助をしている、活力ある地域づくり事業、こういったものを活用して、そういった誘客にかかわる費用などを捻出しているようでありますので、町としても、そういった事業を大いに利用させていただいて、外からの誘客に努めてもらえれば幸いかなというふうに思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 最後に商工観光課長にお尋ねしたいんですが、われわれいろいろ調査している中で、福島教育旅行サポートプログラムというのがあるんですよ、県で。それをみますと、

西会津町、先ほど言ったようにさゆり公園周辺施設を含めて、いろんないい施設があるのに、これにエントリーしていないんですよね、喜多方地区は何箇所か、南会津地区も何箇所かあるんですが、これエントリーしていないことには、いろんなところにアピールといっても、そういうのを企画している人は、いろいろそういうホームページ等を見ながら選ぶと思うんですが、この福島教育旅行サポートプログラム、なんでこれエントリーしないんでしょうか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃった事業については、ちょっと私、承知していなかったわけなんですけれども、ただ、県の教育旅行というか、ふくしまっ子関係の補助金というようなことで、例えば、ロータスインなどに宿泊した場合には、一泊5千円か5,800円程度の補助が出るというような、そういった事業がありまして、これについては、振興公社なり、グリーンツーリズム協議会で間に立ちまして、各中通り地方の学校のPTAとか、そういったクラブなんかをやっている方々を誘致しているというのは承知しているわけなんですけれども、先ほど言った事業については、ちょっと承知しておりませんので、ちょっと今後、調査研究させていただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 いろんな教育プログラムがある中で、例えば本町であればスポーツ学習、あるいは生活文化学習などというのは、この福島教育旅行プログラムの中でアピールできる、訴求できるポイントがたくさんあると思いますので、ぜひそれを見てもらって、そこにやっぱり載せないことには、西会津町にじゃあ行ってみようかとなかなかならないと思いますので、それはぜひ進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ふるさと自慢館についてお尋ねをいたします。これ、ふるさと自慢館、確かに企画情報課の所管で段取りしているということは十分承知しておりますけれども、私は交流人口の拡大の中で、このふるさと自慢館を有効利活用して、交流人口を増やしていただきたいというようなことで、これは商工観光課のご答弁でもよかったのかなというふうに私は考えております。質問の中でも言いましたけれども、若松は八重の桜でもものすごく賑やかであります。乗っかるのが上手だということか、便乗するのが上手だということか、ものすごくうまく活用しているなというようなことがありますけれども、その田崎先生に言わせれば、八重の桜の中で、山本覚馬、山本家のルーツ、あるいは山本覚馬が牢の中で管見を口述筆記した野澤雞一なんかというのは、野沢に関わりのある人物でありますので、やっぱりそういうのは積極的にアピールして、誘客に努めて交流人口の拡大に努めるべきだなという意味でお尋ねしたわけでありまして。私も実は先日、大河ドラマ館に行ってきました。すごい人でありましたけれども、そんな中で、この出口とかなんかに西会津町との関係なんかを示すチラシ等を置かせてもらえれば、少しは足を運んでもらえるのかなと思うこともありましたし、実際、今、西会津町で八重の桜と西会津展というのが、ふるさと自慢館でやっているんですが、はたしてどれだけの人が知っているのかなというのも疑問に思ったものですから、お尋ねしたものであります。

これは、企画課長でも商工観光課長でもいいんですが、うまく利用できる方法をちょっと

考えてもらえませんか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かに議員おただしのように、現在、会津若松は八重の桜ブームで、空前の観光客が訪れているというようなことで、大変にぎわっているというような話を聞いております。ただ、西会津におきましても、今、道の駅の利用客の状況などをみますと、対前年と比較しますと、やはり4月、5月はかなり利用されている方が増えております。これも、当然風評被害の影響も少なくなってきたということもあるのかもしれませんが、そういった八重の桜効果というか、そういったことで新潟方面から通過する方が、道の駅をよってらるのかなというような、そういったことも考えられます。

ですから、あと、こういった道の駅を利用される方々が、やはり今、議員さんおっしゃったように、野沢の街中に訪れていただけるような仕組みづくりとか、そういった面で自慢館という、自慢館のもっと利活用を考えなければいけないのかなというふうには思っております。

当然、今、八重の桜企画展もやっておりますので、そういったチラシを道の駅に置いたり、もっと若松市の、極上の会津のチラシ等にも、西会津との関係なども記載していただくような、そういったこともしておりますので、そういった面で、ぜひその八重の桜効果が西会津にも波及するように努めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 時間になりましたので最後にしますが、やっぱりその企画というのは、私の感覚だと、どうしてもアイデアを出して、机上での活動が多いように思います。実際アクションを起こすのは商工観光課の皆さんだと思いますので、ぜひ一生懸命、誘客のために取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、日本共産党の鈴木です。3項目ほど通告いたしましたので、順次質問いたします。

まず1点は、学校給食調理業務の民営化について。民営化は本当に各地域でやっておりますが、いい面と悪い面が本当に出ているものです。本町はかなり前からセンター方式になっていましたので、センターの調理業務の直営から、今年4月、民間委託に移してスタートしたわけです。平成28年、国では民営化、これでお終い、民営化しますとこういうふうに打ち出しております。ちょうど今が平成25年、テンポとしては早く民営化になったわけです。でも西会津は、だいぶセンター方式で頑張っておりましたね。だから細かいいろいろなことを取り組むことができるわけです。今度は大きくなると、それがなかなかできないという弱点があるわけです。

まず第1番目に、放射能汚染問題が起きているだけに、安全な食材であるかどうか検査していますか。これは町長の提案理由できちんと取り上げておりますので、これは本当によかったなと思うしております。

2番目には、1日に500食くらいつくるわけです。アレルギー除去食や手づくりの郷土料理とか、料理食など、センター方式では取り上げておりました。だが、手間のかかる料理は

無理になってきているのではないかと、大概是民営化だったら本当に無理で取り上げないという、そういうようなところが多いようですが、西会津町はどうなのかお聞きしたいと思います。

二つ目には、高齢者の配食弁当について。現在、弁当の数は40個くらいと私聞きました。去年は蓋付きの容器を使用していたので、ごはんは冷めないし、味噌汁もあったし、よかったです。今年は折箱に入ってきているので、冷めたら電子レンジでチンをして食べてくださいと言われたそうですね。食べたあとの折箱は各自、回収しないので自分で処分してください。一人暮らしの老人がごみを出すのに、本当にボランティアさんに頼んでいる実情です。こういうことがまかり通っているということは、私はちょっと心が足りない、そう思います。それで私は、初心に戻って、配食弁当をはじめた本当の目的はどういう内容か知りたいものです。説明してください。

二つ目は、去年の弁当には、何も蓋付き容器を使って問題にならなかった。誰がどんな施設を使ってつくっていたのかお聞きしたい。なんか今年は給食室は、この日のために1時、2時、3時は使えないとこういう声が出ておりますよ。それで、学校の給食と同じ時間につくっているわけですから、これは冷めるのが当たり前で、そして、一旦冷蔵庫に入れるそうですね、温めて。そういうふうなことから、おそらく中毒になる恐れがあるからということでしょうが、その辺は民営化は厳しいです。そういうふうになっているのではないかなと、こういうふうに思いますが、やはり去年の弁当、蓋付きの容器を使ってやってほしいという要望がかなりお年寄りからきております。そのことについて質問しました。

それで、最後は、介護老人施設の増設。これは待機者を解消するには、施設をつくるほかないのです。認知症が300人もいるんですから、それで民間の施設は高くして入所できないという声はどこに行っても出てくるわけです。やはり、町は福祉と一緒に増設すれば、今までどおりの料金で入所できるのではないかと思います。施設の増設は大きな事業でございますが、今取り組むべきと思われるがどうですか。

以上が私の質問であります。特に2番目の高齢者の配食弁当について、お年寄りがこのことについて知りたいと、テレビを見ています。ですから、お年寄りにわかりやすく説明してもらいたいということをお願いして質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、学校給食調理業務の民間委託について、お答えをいたします。

はじめに、給食食材の安全性確保に向け本町では、福島県等によるモニタリング調査で安全が確認された食材のみを使用しております。さらに本町独自に、野菜等の食材を前日に検査し、安全性が再確認されたものだけを当日、納入していただいております。検査結果は町ホームページ及びケーブルテレビで公表し、保護者、町民の皆さまに安心していただいております。また、調理後における献立一食の丸ごとの検査も昨年より実施しており、安全安心な給食の提供に努めておりますので、ご理解願ひします。

次に、アレルギー除去食及び手づくり郷土料理についてのご質問にお答えいたします。本町では、食物アレルギーを持つ児童生徒には、除去食または代替食を提供しております。提供にあたっては容器の色を変えるなどの工夫をし、また、小中学校へは文書により、担任の

教諭までしっかり伝達されるよう、徹底を図っております。食物アレルギーを持つ児童生徒は増加傾向にあり、除去食の対応も多様になってきておりますが、今後とも安全安心な給食の提供に万全を期してまいります。手づくり郷土料理につきましては、昨年の献立の例で申し上げますと、こづゆ、ぜんまいごはん、切り干し大根煮、饅頭のでんぷらなどを提供しております。本年度も、ふるさとの味に親しむ教育的意義を考慮し、計画的に郷土料理を提供してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員の高齢者等配食サービスについてのご質問にお答えいたします。

はじめに配食サービスの目的であります。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、栄養バランスのとれた弁当を調理して、地域のボランティアの方が安否確認をしながら配達することで、食の提供と見守りという重要な役割を果たしております。

この事業は平成15年度より実施し、昨年度までは町が直営で献立の作成や食材の発注をし、西会津町給食センターの弁当調理コーナーにおいて、配食サービス担当の調理員が弁当をつくり、ボランティアの方が配達及び翌日の容器の回収を行う方法で事業を進めてまいりました。

3月議会定例会の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、本年度より、学校給食調理業務が民間委託になったことから、衛生管理面の責任問題等の課題もあり、高齢者等配食サービスの調理についても学校給食調理業務を受託した業者に委託をし、委託業者の栄養士が栄養バランスのとれた献立を作成し安全衛生面も考慮しながら、安心・安全な弁当をつくっております。なお、配達につきましては、今までどおりボランティアの方が安否確認をしながらお届けしているところであります。

この実施にあたりまして、委託業者と安全衛生面について食品衛生等の規範等に基づき協議をいたしましたところ、今までより安全な配食サービスを行うために、惣菜を10度以下にして配達する方法をとることとしました。そのため、調理後、真空冷却装置により温度を下げ蓋をするという方法に変更したことから、使用する容器につきましても、今までの保温容器から、使い捨てのレンジ対応の容器に変更したものであります。配達の際は、保冷ケースや保冷バックを使用してお届けしており、利用者の方には、温度を下げているので、よりおいしく食べていただくために、食べる前に電子レンジで温めて食べていただくようお願いしているところであります。

今後も、高齢化の進むわが町の食の提供と安否確認のサービスとして、地域ボランティアの方々の協力をいただきながら進めてまいりますのでご理解願います。

次に、介護老人施設の増設についてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに本町における施設入所希望者の待機状況であります。4月1日現在、特別養護老人ホームさゆりの園に135名、老人保健施設憩の森に64名、グループホームのぞみに12名となっております。この人数は、重複して入所申請をしている方や、軽度の介護認定者及び他市町村の施設に入所している方なども含まれていますので、施設入所が必要な方は、一般的に概ね30パーセントといわれており、実質60名程度と見込んでおります。

特別養護老人ホーム等施設の増設につきましては、第5期介護保険事業計画の策定の過程

で議論をしたところでありますが、従前施設の施設整備負担が残っていることや、新たな施設の整備には多額の費用負担が必要となり、今後の財政計画を考え、民間活力を導入することとしたものであります。

その計画に沿って、今年度二つの民間福祉事業者が、グループホーム2ユニット、小規模多機能型入居者生活介護施設1施設及び介護付き有料老人ホームの整備を進めております。これによりおおむね待機者の解消が図られるものと考えております。

利用者負担につきましては、平成14年度以降建設された入所施設につきましては、ユニットケアという個室での整備が原則とされたことから、居住費の基準費用額が、要介護3の利用料と比較しますと、月額で今までの多床室が7万5,600円、平成14年以降整備したユニット型個室になりますと12万5,100円と、大変高くなっております。今後整備する施設全てがユニット型個室での整備が原則になりますので、今後の施設につきましても利用者負担が増えることとなります。そのため、低所得世帯の方には、申請によって食費・居住費が軽減される負担限度額制度があり、住民税非課税世帯で年金収入が80万円以下の方の場合、月額で、今までのような多床室が4万5,900円に、ユニット型個室が、6万900円に減額されます。

今後は、平成24年度から始まりました第5期介護保険事業計画の検証を行い、不足の施設やサービスがある場合は、第6期介護保険事業計画策定の中で検討をしてみたいのでご理解願います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 いくつか再質問いたします。

民営化になれば、栄養職員の権限はどのくらいあるんですか。それから、もし問題が起きた場合、今まではセンターの所長が学校にいましたので、すぐできたんですが、これからは、どこに申し出ればいいのか説明してください。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 栄養職員、栄養士さんの権限ということではありますが、ちょっと議論を深めるために、学校給食で行う学校栄養職員、これは県費負担職員であります。民間に委託した業者の栄養職員ではございません。そこをまずはっきりさせていただきたいと思っております。それで、昨年までと同じように町教育委員会が、学校給食の実施について全責任を持ってあたっておりますので、その中の現場の一員として県費負担の教職員である栄養職員が存在しております。その栄養職員さんはどんなお仕事をされるかということではありますが、国の縛りがございまして、学校給食に関する基本的な計画を中心になってつくる、その会に参画する。これがまず一つであります。もう一つは、児童生徒に与える給食、その栄養管理、何キロカロリーからバランスのよい食事、そういう関係のものをすべて行っていただきます。それから今度は、学校給食指導、子どもたちに食の指導、これをやっていくと、こういうことも定められております。それから学校給食全体の民間委託にした給食調理業務の部分もすべて含めて、栄養管理も行っていただく。これが学校栄養職員の職務でございます。

したがって、二つ目のご質問にございました何か起きた場合、あるいは要望等がある場合はどうすればいいのかということではありますが、これは昨年までとまったく同じでございます。私ども教育委員会のほうに直接言っていただくと結構でございます。また、栄養職員をとおして、また、現場に常駐しております給食センターの次長、所長が教育課にお

りますから、その経由で教育委員会にあげていただいてということで、十分に機能をしていけるように努めているところであります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 調理業務が民間委託になるわけですから、不都合なことがかなりほかは出ているんですよ、面倒くさくてやらないとか、多い食数のときは出ているんですが、この辺で、なぜ私栄養職員の権限と聞いたら、栄養職員が調理の現場に行って、指示したり何かすると違法になります。こういうふうなことが出たんですよ。だから、これはできないのかなと、これならできるんだと今、説明を聞いて、このくらいはいいかというふうなことをわかったんですが、こういう現状ですので、だから、委託業者はなんていったって自分の方針でやるわけです。そういうところで、ちょっとおかしいところがあれば、町教育委員会のセンター所長がいるわけですから、そこへ問いただすと、こういう姿勢が大事ですね。そのこと、わかりませんのでね、父兄の皆さんは。黙っているんですよ、やっぱり、だからこういうところをきちんと取り入れて、父兄に説明してもらわなければうまくないと、そう思うがいかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 今ほどご答弁申し上げましたように、学校給食の実施全体の姿、これは昨年までとまったく同じでございますから、基本的には。それで、保護者の皆さんに対しては、こういうふうにするんですという説明等については、小中別に実施をいたしました。給食調理業務だけを民間委託にするんですよということでご説明を申し上げたんです。それでご理解をいただき、4月からは説明会でも説明申し上げましたけれども、議決をいただきましたので、民間委託で実施をしてまいります。何よりも安全安心な給食提供に努めてまいりますという内容で、すべての保護者の皆さまに文書をお届けして、ご理解を賜ったところであります。

それから、民間委託で請け負った、委託を引き受けた業者が、自分がやりいいようにというふうな姿は、他のところではみられるかもしれませんが、私どものところでは一切ございませんから、ご安心いただきたいと思えます。なぜかという、地元雇用がまず優先ですよ、地元の食材をどんどん使うんですよと、そんなことは業者に言うことないんです。町が、教育委員会が納入させているわけですから。それで、明日の給食はこれで調理してください、献立はこれですよと、こちらからお願いされた内容だけをしっかりやっていただければいいんです。食物アレルギーの問題についても、これも教育委員会と、それえら栄養職員、各学校さんでしっかりと実態を把握して、こういうふうにつくってくださいと栄養職員をとおして指示しますから、そのとおりやってくださいよと。郷土料理についても昨年までこうやってやっているんですよ、教育上の意義も十分踏まえて、しっかりとやっていただかなければ困りますよということで、委託契約を結んでいるところでありますから、常に私どもは、何かがあれば業者さんのほうに、これはこうやってやってください、ああやってお願いしますという形で連携を図っているところでありますので、ご安心をいただきたいと存じます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 次の質問に移ります。高齢者配食弁当について、民営化になったら折箱を使用して、冷めているのでレンジを使ってくださいと言われた。レンジのないお年寄りは大変不満を持っているわけでありまして。昨年使った蓋付きの容器はなぜ使用できないかということ

をお年寄りにきちんと、具体的に、役場のほうから説明してください。今、このあれも聞いておりますので、私がしゃべるよりもいいと思いますので、どうぞ説明してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、実施にあたりまして、委託業者の方と安全衛生面についての話し合いを行いました。その中で、食材を配食するには二つの方法がありまして、惣菜を10度以下にするか、あとは65度以上で配達するかという、どちらかでやりなさいよというふうになっております。そのため、今までは65度以上ということで保温の容器を使って実施をしていたわけですが、業者さんとの話し合いの中で、どちらが安全かということを検討したところ、10度以下にして配達をするほうがより安全的だということで話し合いがつかまりましたので、10度以下で配達をしましょうということになりました。

そうしますと、当然、今までのような保温する形ではなくて、1回、当然10度以下に下げなければいけないということになりますので、先ほど申しましたように、真空冷却装置を用いまして、1回10度以下に下げまして、それを保冷バックですとか、配達する際は保冷バック、保冷ケースを使いまして、配達しまして、食べていただく際に温めて食べてくださいという指導はしております。

それから、高齢者の方で電子レンジのない方ということも考えたんですけども、今回、今、利用されている方の中では、電子レンジのない家庭はございませんでした。ただ、電子レンジがない家庭の方で、申し込みがあった場合でも、町の日常生活用具給付事業というものがありまして、その中で電磁調理器、電子レンジの給付ができるようになっておりますので、電子レンジのない家庭の方が申し込みになった場合は、その日常生活用具給付事業を使いまして、電子レンジについても提供するというようなことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、今まで使った蓋付きのあれは全然使わないということですね。今のことを言えば、そうですね。120個もあった容器なんですよ。だから、全然使わないで、今、衛生法に関するいろんなことが出ておりますので、全然使わない、そうすると、お味噌汁はないということですよ。だから、ここが極端に今年になって、なりましたので、お年寄りには、これなんかかならないのかと、こういうふうな、冷たいし、味噌汁もないし、これはやっぱりやめるほかないなというような意見が相当出ているわけですよ。だから、それはちょっと待ってくださいとは言っているんですけども、納得いくかどうかは私はわかりません。そういうことで、なんかこう急に業者委託になってから、こういうふうになったわけですよ、これはやっぱりお年寄りにきちんと説明する義務があると思います。

それで、350円というお金がかかっているわけですよ、個人負担が。考えてみると、350円でこの弁当はできるはずはないですよ。役場で若干補助しているんじゃないですか。そういうふうなことを聞いたんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今までの容器につきましては、今、配食サービスでは全然使っておりません。特に今まで

の容器につきましては、熱風消毒ですとか、いろんな際に消毒をしたりして、変形してだいが使えなくなった容器なんかもありまして、多くのものが使えなくなりまして、在庫も少なくなってきたという部分もあります。そういうこともありますし、当然、一番は安全面を考えて10度以下の低温で配達するというところで考えましたので、ご理解いただきたいと思いません。

それから、食事を食べる、利用されている皆さんにつきましても、この4月からはじまりましたので、3月には説明をしたりとか、当然、配達をする際、ボランティアの皆さんにも説明していただいたりとかということで、ご理解をいただきながら提供しているということでありまして、町のほうには若干ごはんがちょっと固いとか、そういった苦情はきておりますが、冷たくてうまくないというようなことでの苦情は、今のところきておりません。

それから、弁当の値段という、1人、今350円いただいておりますが、今業者につきましては、年間委託で単価契約をしております、1食735円で単価契約をしているところであります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 少し歩み寄りをしていただきたいということは、折箱の回収、これは各自お願いしますと年寄りに言われて、困ったもんだこれ、ごみは俺は頼んでいるんだとこう言うわけですよ。それを回収しませんので、自分で投げてください、こう言われているんです。その辺は、じゃあ回収しますからとか、なんかの歩み寄りがないと気の毒だと思いますよ。それはいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

現在、容器に使っております容器につきましては、燃えないごみとして、燃えないごみに出していただきたいということでお願いしておるわけですが、実際、本当に高齢者の方が、そのごみの分別、なかなか大変だとかという話は聞こえてくることもございます。ヘルパーさんたちが行って、その分別の協力をしたりとかというようなことも聞いておりますので、そういったことで対応していただくしかないのかなというふうに考えております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 やはり、学校給食の時間と同じ時間につくっているわけですか。ちょっと遅くつくっているようなことはないんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 調理時間ではありますが、12時からつくっております。夕食として配達をしますので、つくってからできれば4時間以内に食べていただくというのが、一番安全だといわれておりますので、その時間になるような形で、若干遅くつくっているということでございます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今の12時につくって4時に配達するというわけですよ。それで、早く食べてくださいとこう言われているんですよ。早く食べてください。それで、冷たいから電子レンジにあれして食べてくださいよというようなこと、これももう少し遅くつくって、その時間内でいけたらいいなとこう思っているんです。この辺は業者との話し合いでできないものか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今ほどの、12時からつくるといふことでは、12時からつくりはじめまして、仕上がりは3時になっております。そこから配達をしておりますので、その3時から4時間、7時くらいまでであれば安全ですし、7時間以内であれば基本的には大丈夫だといふふうにいわれておりますので、そういった部分での時間的なものについては、安全性は確保されているのかなといふふう感じております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 配食弁当の目的について、私あえて質問したのは、栄養のバランスを老人にとっていただきたいといふこと、それから、安否を確認すると、そういうふうなことでボランティアさんが出て、話をしております。その中で、そういうような要望は、あんまりありませんではないんです。要望はすごいんです。だから、その辺がよく知らないでいては仕方がないので、知ってください。いわゆる容器が使えないといふことは、私も説明いたしますし、それはいいと思いますが、それで、ボランティアさんは、すごく言われておりますよ、いっぱい。それで、やめるといふようなことも言うてくるので、これはなんともやめてはいたし方がないとしても、40個つくっているといふことは、大変老人に対してはいいことなんですよ、もっと増やしたいといふのが私なんかの考えなんです。その辺、ボランティアさんからあがってこないにしても、一つもあがってきませんなんてとんでもない話です。もう言われて、言われて、私も、ああそうですかといふて帰ってきて、今日の一般質問で私言いますので、よく聞いていてくださいと、こういうふうに言ったわけですので、ボランティアさんがいろいろな内容、あがってこないなんていふことは絶対ありませんので、その辺理解してください。

以上、今度は介護老人施設について、私のほうから質問を変えます。待機者を解消するためには、施設をつくるほかないんです。今、民間の施設をつくったからこれでいいべというわけではないんです。それでは入りきれない。もっと入りたい人がいるんです。そういうところで、どこに行っても入所できない、入所できないという言葉が出ています。だから、このことは、やはり町と福祉会で増設すれば、今までどおりの料金で入所できると思われれます。ということをお私、言ったわけ。それで、大きな事業です、これ。今まで民間が入っているのは民間の入ったもので仕方がありません。それで高額の年金者はみなそっちに行けばいいんだし。低所得と国民年金の人たちは、なるべく安いところに入るといふわけですので、この辺がやっぱりしっかり考えてもらいたいといふのが私の考えでございます。どうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

介護老人施設の増設につきましてであります。先ほど申しましたように、現在、グループホームと多機能型居宅入所者生活介護施設、それから有料老人ホームといふことで、グループホームが18人、それから多機能型入所者生活介護は、泊まりの施設が9床、それから介護付き有料老人ホームは20床といふことで、宿泊といふか、泊まった介護ができるものが47床できるわけでありまして、その辺ができて、稼働して、その状況がどうなるのか

ということも判断しながら、この次の第6期の介護保険事業計画の策定の中で検討していくということとしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 公募のときには、福祉会が入っていなかったんですか、公募きときに。どうでしょう。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

公募の段階でにしあいづ福祉会につきましても、グループホーム1ユニットの申し込みがありました。ただ、1ユニットの申し込みはありましたが、今回、決定をしました業者のほうは2ユニットの申請があったということで、そちらのほうは採用されたということでありま

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 福祉会が入っていたにもかかわらず、指名しなかったわけですね、福祉会に。どうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回の公募につきましては、グループホームは2ユニット、18人で公募いたしました。その結果、にしあいづ福祉会につきましては、1ユニットだけの申し込みがあったということで、今次の第5期の介護保険事業計画では2ユニットを増設するという計画でありましたので、その2ユニットの応募があった事業者を採択したということでございます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 あえて民間を選んだわけですね。にしあいづ福祉会よりも民間を選んだわけですね。そういうことで、やっぱりこれはうまくないのではないのかなとみんなが心配しています。その辺のことはどうですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 まず議員の今ほどの再質問の趣旨でございますけれども、この公募にあたりましては、当然のことながら第5期の介護保険事業計画の中で、これは計画を議会でもお認めいただいた上で、この公募をやってきたわけでございます。そういった過程の中において、今回、民間の参入をしていくと、これは町の事業計画の中でやってきたわけなんですけれども、これはあえて福祉会さんのほうも、一民間業者としての、これを排除したわけでもなんでもございません。これは民間業者と同等にプレゼンを行って、私が委員長となりまして、これはプレゼンにも参加いただいて、その中で今回は1ユニットの希望があり、さらには福祉会さんとしては、もっとほかの形で町の介護施設の整備の計画もあるという、こういった内容もプレゼンでいただいたわけでございます。そういった中において、公平公正に、これは町としても業者の選定をしまりましたので、手続き論的には何の落ち度もないということは、これは自信を持って言えることでございます。

そういった中において、この議論をさらに深めていくためには、議員が先ほど来、これ第5期の介護保険計画は、あくまでも民間を参入させるということで、これを前提としてま

常にわかりかねる部分がございます。といいますのは、なぜこの段階、今の議員の質問の中で、福祉会さんが入れば、これまでと同様の金額で安く済むのかと、その根拠を示していただかないとまったく議論がかみ合わない、その点について、われわれとしては反問権を使わせていただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 やはり今、町外の施設に入所している人たちは、料金が20万くらいかかるから続けられないので、うちへ連れてきましたという家族が3人おります。そういうようなことなので、安く、今までどおりにできる方法はどういうことかという、福祉会と一緒に建てれば安くなるのではないかと、ただそれだけのことです。そう思って私はあえて質問したわけです。だから、おかしいと言われたら、おかしいかもしれませんが、そういうことでございます。

やっぱり、今までどおりに10万以下で入りたい、7万、8万、そこで入りたいという人たちがいっぱいいるわけですから、その辺を理解してください。こういうわけで私質問したわけです。

○議長 6番議員、今の、その施設の名称は、軽費老人ホームの話ではないですか。民間が20万とか何かというのは。

○鈴木満子 それは一般の民間施設です。

○議長 施設でもいろいろあるでしょう。施設がいろいろあるけれども、軽費老人ホームとか、今あったデイサービスの介護施設の中にもいろいろ種類があるわけでしょう。

副町長、藤城良教君。

○副町長 今ほど、議員のおっしゃられた趣旨については、この介護保険サービスについてもそれぞれいろいろなステージによるサービスの内容というのがあると思うんですね。ですので、そういった中において、民間の施設だと高い、町と福祉会がやれば安いと、こういう一緒くたにしたような議論というのは、ちょっと根拠を示してもらわないと、どこの時点のことを議員がおっしゃって、福祉会がやれば、それは安い提供できるというのは、それはちょっと無理があるんじゃないかというところをきちんとお示しいただいた上で議論をしないと、これは町民の方も混乱すると思うんですね。ですからその根拠をきちんと示していただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今までのあそこの施設をつくったときのことは、10万以下で入れるということになっているわけです。それで、今は民間が入ったので、民間の料金として入るということは、とにかく難しい、私この前の質問のときに、どのくらい利用料がかかりますかと言ったら、14万から20万ですという答えをいただいているんです。だから、そっちのほうに行けば、今の福祉会が経営しているものであれば、そこまではいかないだろうと、こういうことで私が申し上げたことでありますので、議論ができなければ仕方ありません。いかがなものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、まず基本的に、今のさゆりの園につきましては、

4人から6人部屋でやっております。その多数床ですと、先ほど申しましたとおり、現在の介護保険の料金からしますと月額だいたい7万5,000円くらいになるんです。ただ、今現在、先ほど言いましたように平成14年度以降つくった施設につきましては、ユニット型の個室のものでないとできなくなっております。ユニット介護という考え方が出まして、そのために個室になったものですから、先ほど言いましたとおり、1カ月当たり12万5,000円ほどかかります。

それで、これからもしにしあいづ福祉会で建物を建てるとしますと、やはりユニット型の個室でしか建設できませんので、料金についても、今ほど言いました12万5,000円の金額になると思います。ですから、これからのものにつきましては、どういうつくり方をしてもそのくらいの料金にはなるということであります。

あと、先ほど20万とかというような、20万くらい月にかかったというようなものもありますが、それにつきましては、施設が特別養護老人ホームですとか、老人保健施設、そういったものは今ほど言った料金でできるんですけれども、有料老人ホームにつきましては、介護保険の基準がないとか、それよりもやはり高額に、施設によって料金は変わりますので、20万の施設もありますし、15万の施設もありますし、それぞれの施設によって料金が違うということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 いかんせん介護老人施設は、やっぱり必要なのは目に見えています。そういうところで、やはり年金で入れるような安いところをつくっていかなければならないのではないかなということをお私期待しまして、質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時55分)

○議長 再開します。(15時15分)

8番、青木照夫君。

○青木照夫 8番、青木照夫でございます。今次の定例議会には、2項目ほど提出いたしております。これは少子高齢化ということで、共通の問題であります。

一つ目、空き家、廃屋などの問題解決について。二つ目、野沢町内の克雪活動支援についてであります。

はじめに、空き家と廃屋などの問題についてをお尋ねいたします。今や空き家や廃屋などの問題については、地方や過疎地ばかりではなく、全国的に社会問題となっております。都会でも核家族が進んだことによって、老人世帯の増加を生み出す要因となっており、その対応をめぐって行政問題としてもクローズアップされております。この社会現象は、当町においてもその例外ではありません。野沢町内において、この1年間、空き家などの取り壊しなどが十数件を超しております。そのほか、いまだ取り残されている空き家や廃屋のほとんどが個人の私有地、財産であり、また所有者が特定できないケースでは処理に困難をきたしているのが現状でありましょう。この問題については、行政としての対処に、行政指導や条例制定などにより、努力しているケースが少なからずありますが、実効性にあまり期待できないようです。そこで、次の諸点についてお伺いいたします。まず、町の現状についてをお伺いします。

一つ、町全体で空き家や廃屋は何軒くらいあり、その固定資産税の徴収率はどのくらいで

しょうか。

二つ、所有者、相続権のある人を含む、が把握されている割合はどのくらいでしょうか。

三つ、上記2の対象に対し、何らかの指導や相談などを行っておられますか。税の徴収成果としてはいかがでしょうか。

4、利害関係者の把握が困難など、そのために徴収不能状態にある過去5年間の総額はどのくらいになりますかお尋ねいたします。

次に、条例などの制定についてお伺いいたします。

一つ、まちなかを再生するには、町なみ景観条例などがありますが、町長にもしそのようなお考えがありましたら、具体的な内容などをお示しください。

2、空き家、廃屋に関することについては、独立した条例が必要と思われます。近年多くの市町村でこの種の規制条例が制定され、その動きも活発になっております。その多くが私有財産であり、利害関係者の把握が困難であることから、執行面での有効性には歯がゆさがあります。制裁規定も5万円以下の過料にとどまり、行政代執行にいたった事例も今までに1件であります。がしかし、問題解決の手段として、ここからスタートすべきと思われます。規制条例の制定に向けた積極的な取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

次の質問に移らせていただきます。野沢町内の克雪活動への支援についてであります。現在、野沢町内の大通りを中心に、流雪溝が設置されております。流雪溝設置自体は町の管理下に置かれておりますが、毎年、降雪シーズンの12月から翌年の3月まで、地域自主活動として地区住民の協力金をもとに運用管理を行っております。近年、施設の老朽化に伴い、豪雪などによる流雪溝がつまり、水などがあふれ出し、地区住民の協力をいただきながら対応してまいりました。しかし、事故の繰り返しと地区住民の高齢化も進み、労力面からも運用管理に支障をきたす現状を理解していただき、その上で町のご所見を伺うものであります。

一つ、本年は豪雪に伴い、流雪溝の水があふれ、床下、床上浸水が発生しました。原因についてはさまざまですが、一部の流雪溝の不整備が要因になっております。事故を繰り返している現状から、住民の切なる願いでもあり、流雪溝の改修、補修などが必要であります。運用面での自助努力は続けますが、行政の補完、予算計上を切に願うものであり、町の対応を伺います。

二つ目、流雪溝に投雪する際の事故や、また投雪された雪が側溝に詰まり、除去する作業中において、怪我や事故などが発生する危険があります。団体活動や奉仕作業においては、ある程度の補償はなされると思いますが、流雪溝は町の管理下であり、一種の公益活動でもあります。活動委員も高齢化されていることから、万が一の場合の事故補償に備えた保険加入も考える必要があります。地区住民が安心安全な活動ができるため、町の対応などをお伺いいたします。

以上の2点につき、協働のまちづくりの観点から、町としてのご所見を伺うものであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、青木照夫議員の質問のうち、私からは町なみ景観条例に関する質問にお答えをしたいと思います。

町は本年度より、宿場町としての歴史・文化を活かしたまちの活性化、それによるまちなかの賑わいの創出などを目的に、都市再生整備計画事業を導入していくことといたしました。具体的には、原町ポケットパーク整備事業やふるさと自慢館整備事業、案内サイン整備事業等を計画しているところであり、商工会や地元商店会、地域の皆さんなどとタイアップしながら、まずは町を散策していただくための基盤づくりに取り組むことといたしております。

議員からは、町なみ景観条例のご質問が出されましたが、町内に観光客を呼びこむために、行ってみたい、見てみたいと思っていただける町なみや景観を創っていくことが大切な要素であると考えております。越後街道、野沢宿をキーワードとしたまちづくりを進めるため、野沢地区にあっては、町なみ景観条例の制定は有効な手段の一つであります。

したがって、本条例の制定にあたっては、地元商店や地域住民との合意形成も必要となりますことから、本事業を推進するために近日中に組織する、野沢地区都市再生整備事業推進会議の中で十分に議論し、進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、空き家・廃屋等のご質問にお答えいたします。

はじめに、町全体の空き家の件数であります。昨年町が独自で行った調査によりますと、住宅や事務所などを合わせると約210軒であります。また、その固定資産税の徴収率につきましては、正確な数字を出すことは困難であることから、納付件数により算出いたしますと約92パーセントになります。

次に、所有者を把握している割合についてであります。町では全ての空き家について、所有者を把握しております。

次に、空き家の所有者に対し、指導や相談等を行っているのか、とのおただしですが、老朽化などにより、危険家屋と判断しました空き家の所有者に対しましては、固定資産税の納付書を送付する際に適正な管理をお願いする文書を同封しております。また、所有者からの納税に関する問い合わせや相談についても、個々に対応しておりますことから、徴収率の向上につながっているものと考えております。

次に、所有者の把握が困難なため徴収不能状態にあるものはどのくらいか、とのおただしにお答えいたします。行方不明や倒産などにより、徴収不能状態にあるものは、過去5年間で件数が10件、金額が約770万円であります。なお、その大部分は倒産した法人に係るものであります。

次に、空き家、廃屋に対処するための条例の制定についてのご質問にお答えいたします。空き家、空き店舗などの老朽化した危険家屋につきましては、防災、防犯、景観などの観点や、周辺住民へ倒壊の不安を与えるなど、本町にとどまらず、全国的な課題となっております。空き家の管理につきましては、原則として所有者や管理者が行うべきものであります。本町においても、近年、解体費用や相続の問題などにより、老朽化した空き家等を放置するケースが年々増加傾向にあります。

町といたしましては、このような危険家屋につきましては所有者や管理者に対し、状況を説明しながら、適切な管理をしていただくようお願いをしているところであります。空き

家の適切な管理や活用をより促進するため、空き家対策に関する条例を早急に制定すべく、現在、その作業を進めているところでありますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、野沢町内の克雪活動支援についてのご質問にお答えいたします。

3年続きの豪雪が続き、今冬も流雪溝の使用に当たっては、雪詰まりが多く発生いたしました。その雪詰まりは、指定された時間に入れる、大きな雪の塊は小さく刻んで入れる、機械では入れない、投雪口の格子ははずさない等、流雪溝の使用に当たってのルールを地域の皆さまが守っていただくことにより、解消されることと考えます。

おただしの流雪溝についての改修、補修であります。作年度は取水箇所の改善、堆積した土砂の撤去、止水板の取り替えなど、克雪活動実行委員会と協議を行いながら、改善を図ったところでありますが、さらなる支障箇所が見受けられるようであれば、克雪活動実行委員会と協議をし、現地を確認のうえ改善に向け、対処してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、流雪溝の管理と雪投入の際に事故や怪我が発生した場合の対応について申し上げます。流雪溝の冬期間の管理については、通水計画・通水管理について克雪活動実行委員会が担い、流雪溝の整備・補修については町が行うこととして実施しております。ご質問の、万が一、流雪溝投入の際に事故や怪我等が発生した場合の対応につきましては、基本的には通常の除雪作業と同様に、自己管理の中での対応であると考えます。今後も流雪溝使用に当たっての事故や怪我がないように、注意喚起のためのチラシ等を配布するなど、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 順序は克雪関係のほうから申し上げたいと思います。今の説明の中では、当然そういう答弁なのかなと思いますが、これは課長自身も知っておられるとおり、私も克雪委員の一人として、約10年間携わらせていただいております。通水溝は、普段は農業用の灌漑用水、また消防の防火用水、その中で克雪委員会は、約3カ月間、冬、使わせていただいているわけです。その中で、毎年毎年同じことを繰り返している、箇所が同じだということですが、今の答弁の中でも、確かにそういう話ですが、具体的なことを申し上げますが、やっぱり町民の皆さんは、なんでこの場所が、同じように詰まるのかということがあります。点検とか、言われましたが、本当にそういう中で確実に把握されていらっしゃるのか、その点、課長にちょっと伺いたいと思います。不備な点が。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 流雪溝につきましては、いろんな不備な点がございまして、昨年度につきましても、ご答弁で申し上げましたように、克雪活動実行委員会のほうから、ここここが悪いから、こういうふうにして直していただきたいというようなご要望がございましたので、それに対して、うちのほうで修繕とか、取水口の改善とか、溜まった土砂を取り上げたとか、止水板が悪いから止水板を取り替えてくださいというようなことで、それによって対応しておりますので、さらなる、また修繕箇所等がございましたら、克雪活動実行委員会と協議して進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、具体的なことはもちろん知っていらっしゃらないということなわけですが、今年は、われわれ克雪活動員が、事故で徴集というか、声をかけられたのは、約15、16回、それも時間、朝5時から、解決するまでご飯食べられない状態で、夕方の4時、これは何回かありました。そのたび課長は、一生懸命お手伝いしていただいておりますことには感謝申し上げますが、やはり最初に述べましたように、高齢者であり、いろんな面で怪我の発生が細かくあるわけですね。ですから、申し上げたいことは、言われた箇所については、まだ直っておりません。いろんなカーブのところ、また側溝が狭くなったところ、あります。それは、もしここではあれですけども、細かくそれはチェックしてありますので、ぜひそれに努めていただきたいと思います。その点について、どうしても2カ所、3カ所、大きなところがありますので、その点、課長がお気づきの点あったら、ここはこうしたいということ認識されておるかわかりませんが、わかっている範囲で答弁を。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 流雪溝につきましてのご質問でございますが、流雪溝があふれるということは、先ほど申し上げましたように、大量に一度に雪を入れるとか、大きな塊を入れるというようなことで、流雪溝が詰まるというのが、大半の私は原因ではないのかなと、このように考えております。流雪溝につきましては、コンクリートの製品でございますので、老朽化によって傷むということは、コンクリートにつきましては、だいたい50年くらい耐久性があるというものでございます。裏通りの流雪溝等につきましては、まだ20年も経っていないような状況でございますので、流雪溝自体が傷んで詰まるということは、ちょっと考えられないのかなと、このように考えております。なお、克雪委員会さんのほうで、いろんな不都合がございますということでありますならば、克雪委員会さんと一緒に現地を立会いの上、現地を確認し、改修方法について対処してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 この克雪活動は、課長はいつごろからこれ、実施された理解しておられますか。私は10年目になりますが、いつごろからこれは発足されておられるか、知っておりますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ちょっと詳しいことは記憶で、ちょっとおろそかになっておりますが、確か昭和63年ころから克雪活動実行委員会が発足したというふうに考えております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そうです。63年から、私も調べた範囲では、63年。それで、その中で当時は、ある議員さんが先頭に立って活躍されたということで、その間、平成9年には、東北建設局から表彰されたと、中身を伺いますと、町民の皆さんが自助努力をして頑張っておられるという内容の表彰のようではありますが、今回、なぜここで流雪溝に対して質問したのか、初めてであろうかと思いますが、そういう中で私たちは、総勢60名くらいで、各住民の方から協力金をいただいて、120万から130万の予算で、これを維持管理させていただいているわけですね。そういう意味合いを持って、平成9年、1998年ということではありますが、何を言いたいかというと、2000年から地方分権一括法が施行されたわけです。もうその時点で、西会

津町は自助努力をして、協働のまちづくりをやっているということでもあります。ここで申し上げたいのは、そういう自助努力をしているから、少し行政もということもありますが、何べんも何べんも同じこと、事故が繰り返している。去年は通りを消防署がストップして、それから長靴が埋まるほど水があふれて、活動させていただきました。そういう中でありますので、やはり詰まる場所は同じなんです。老朽化は今50年と言われましたが、やはりカーブで狭いところがある、また昔の農業用水があつて、それを止めないで、やはり使っていると、それは課長にも話をあげて、ここは止めてください、ここは直してくださいということが言っております。そういう中での整備がなされておらないということでもありますので、この冬期間までには、ぜひそれを解決していただきたいということでもあります。当然、予算編成の段階では、もうすでにそういう予算的なことはできないんだらうと思いますが、今ここで、ちょうど終わったばかりでありますので、ここで申し上げておかないと、またその繰り返しのかなということでもありますので、その点、われわれの自助努力していることに対しての行政側のカバーをどのようにしていただくか、お話をしていただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 流雪溝の修繕箇所につきましては、先ほど申しましたように、現地を克雪活動委員会の人の一緒に見ながら、方策を対処してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう答弁いただきました。われわれも義務を果たさず自己主張をしているわけではありませぬので、やっていることやらせていただいておりますので、補完性の原理ということで、ぜひ町も積極的に補っていただきたいと思っております。その点について、それも関連ではありますが、景観的なこともつながるのかなと思っておりますが、そういうあふれた水や町がストップして通れないというようなことも関連性があるのかなと思っておりますが、町長の考えとして、ひとつお答えを。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほどの話をうかがいました。担当の建設水道課長も、現地を確認して、これは不具合があつて水が詰まるということであれば、しっかりそこは対処させていただきたいと思っております。これまでも3番、渡部議員からも、具体的な箇所とか、あるいはこうすればいいというような提案がされながら、その具体的な箇所については改善をさせていただいたわけがあります。ですから、町として何もその後対応していないということではありませぬので、やっぱり、克雪実行委員会の総会等、あるいは会議等がありますので、全体の総意としてその箇所付けについて、具体的な改善が必要でありますれば、やっぱり町としても基本的なことでもありますから、対応していきたいということでもあります。

それが、結局まちづくりの景観条例と関連付けられてしまいますと、具体的な答弁にはならないかと思っておりますけれども、やっぱり歩いて、そしてまちなかを楽しんでいただく、こういうまちづくりをしていくというのが野沢地区の皆さんの総意でありますから、やっぱり商店街も活性化するためには、まずは安心して通れるような、そういう道路づくりも含めながら、そして全体が参画をして、それこそ協働のまちづくりを、こういうところにこそやっぱりみんなで協力し合っていかなければならないのではないかなと、こんなふうに思っております。

ます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長からもそういう答弁いただきました。確かに総会のこともいろいろありましたが、私はその中で、町長には、皆さん頑張っているんだから、ご苦労さま、顔を出していただきたいと、確かに忙しい面もあったかもしれませんが。やっぱり総会の席やスタートの時点では、皆さん本当に頑張っていらっしゃるわけですから、顔を出していただきたいかったなど、そういう気持ちがありました。

次の質問に変えます。空き家対策ということに質問いたします。これは先ほど言いましたように、これは全国的な問題であります。地方の問題、過疎地の問題ではないわけですよ。やはり今、東京都のあるところでは、ドーナツ状態で核家族が進んで、それで年寄りが年配になって家が空いたということが共通してあります。田舎でも、去年は野沢町内だけで、約12軒取り壊しがありました。大変歯の抜けたような寂しい感じをいたしました。課長の答弁の中でも、これから条例の制定について努力するということではありますが、これからどんどんどんどんそういう急速な空き家が進んで、また、取り壊しがあるんだろうと思いますが、その点の歯止めにする考えというようなことがありましたら、お答えをお願いします。

○議長 8番、この空き家対策に対する歯止めということなのか、それとも空き家ができることに対する歯止めなのか、ちょっと質問が変わってしまうから。増えることに対する歯止め、その辺もう一度整理してください。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 これは、空き家が今、何べんも言いますように、どんどんどんどん進んでいるわけでありまして。それで、それを取り組むにはどうしたらいいのかということで、今までの話し合いの中でも、ある議員の中にもありましたが、やっぱり町が受け身だけではなくて、積極的にPRというか、そういう方法などがあつたほうがいいのかなど、そういうものの意味で申し上げたわけですが、そういうことはありますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほど青木議員のほうからお話あったとおり、空き家につきましては、これ昨年度の資料でありますけれども、2008年現在、5年前でありますけれども、全国で757万戸の空き家があるとされてございます。それも10年間で180万戸増えたということでございます。ですから、それから今5年くらい経過してはおりますけれども、ますます加速して、かなりの全国には空き家があるという現状でございます。これも昨年度の資料でございますけれども、空き家対策にかかる条例を制定した自治体であります。昨年度の時点で16都道府県で31自治体が空き家に関する条例を制定してございます。その後、約1年経ちましたので、さらに増えているということでございます。

空き家の対策につきましては、先ほど答弁でもお答えしましたとおり、本町においてもどんどんどんどんこの後増えていくのが当然予測されるわけございまして、そこら辺、増えていくものをどう町として対処するかということだと思いますけれども、まず先ほどお答えしましたとおり、空き家に関する条例は、町としてきちんと早急に整備していく考えでございます。その中で、空き家の所有者に対する指導、勧告、命令、最悪の場合ですと、そこま

で言ってもきちんと空き家を処理いただけない場合は、代執行まで含めた形の条例を制定したいと考えてございます。

その条例を制定している市町村におきましては、補助制度も設けている市町村もございませので、なかなか予算的なものがある、取り壊しができないという方も当然おられるわけですので、そこらの補助制度も合わせて検討しながら、空き家対策に関する条例を早急に制定する考えでございませので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 空き家対策の条例の説明が課長からありました。これからは、やはりいろんな他県では条例を制定して、実施されておるところがあります。現在の西会津町では、私有財産のほかにも、これはどうしようもない、これはわからない、だけど危ない、危険性がある。そういう家屋など、現在は何軒くらい把握しておられますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまのご質問であります、24年度の一般質問の中でも複数の議員の方からご質問を受けまして、今現在、町として把握しています危険家屋、危険家屋といひますのは、隣の家に被害を及ぼす恐れのあるもの、あと、道路、通行している車、通行者に危害を及ぼす恐れのある危険家屋につきましては、およそ10軒把握してございませ。

先ほどご答弁の中でも申し上げましたけれども、その10軒の方につきましては、きちんとした管理をお願いしているところでありませ。なお、空き家、危険家屋の把握につきましては、一冬を越すと、全然状況が変わりますので、今年度につきましても、今月、町内全域を再度、危険家屋の把握ということで実施する予定でありまして、今後も毎年実施をしながら、そういった危険家屋、これから増えていくと予測されますけれども、そういった危険家屋については、しっかりと町のほうで所有者の方に適正な管理をお願いするということで考えてございませので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう取り組みをなされるということでありますが、ある県の事例を申し上げますが、条例を制定して、その代執行、取り壊しをされたという事例がありますが、やはり空き家適正管理条例というものをつくられて、じゃあどういう内容のものがそれに該当していたのかということ、災害対策基本条例62条と、それから建築基準法第9条、道路法第68条の中で条例をつくって、それから進めたということが議会のほうから提案されて、市で条例をつくった、それで実施したということがあります。また、先ほど課長が述べられた、例えば家屋を壊すことに対しての補助、それもこのところでは補助が、それは補助の内容でやれたという、条例の10条に基づく補助金を活用して、指導、助言、勧告したというこの事例がありますが、なぜそれだけのことを実施されたのかと、今、課長が10何軒ほどあるということの中で、やはり景観的な、また危ない、危険性がある、それから、まだまだ大丈夫だなというようなことの見極めをしながら、取り壊すことに対しての条例というものは、やはりこれから、それを制定しないと、これは実施できないということでありませので、最初の課長の答弁では、それをやりますという条例をこれから踏まえて、進めて行きたいということの答弁でありませので、ぜひ、これから何べんも申し上げますが、そういう制定をきちんとされて、実施できるような空き家対策をしていただければと思ひます。その点。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 先ほど条例制定の中で、補助制度も含めたというご答弁を申し上げました。それは当然検討してございますが、基本的には、所有者がきちんと管理すべきものであります。ですから、先ほど青木議員のほうから、野沢町内で12軒ですか、昨年取り壊しをしたと、それにつきましては、所有者の方が費用を払って取り壊したわけでございます。補助制度につきましては、すべてを対象に、すべての家屋を壊すのを補助、すべて対象にするという考えはございません。危険性、隣の家とか、通行者等に危険性がある家屋で、かつある程度の収入、所得のある方については、補助は該当しない場合も当然あるかと思えます。

取り壊しの件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基本的には所有者が費用を負担して取り壊しをするのが前提でございます。今年4月になりまして、ある自治区の区長さんのほうから、道路際の空き家が一冬越して、もう倒壊寸前になってしまったと、連絡がきまして、現場を見ましたところ、かなり危険な状態です。その空き家の所有者の方は首都圏にお住まいの方で、奥さんが西会津出身ということで、その奥さん、旦那さんとやり取りをして、本当に危ないので、すぐにでも取り壊しをしてくださいというお願いをまず町でしまして、その方は、全然西会津のことわからない、状況写真もお送りさせていただいて、そのやり取りの中で、全然西会津のことわからないので、いくらかの費用がかかって、どのような業者がいるのかというようなお話がありましたので、町としても協力できる部分につきましてはしましようということで、だいたいの見積り金額をお教えし、業者さんも、解体業者何社かご紹介をして、現地まで立会いまして見積りを出していただいて、直接その方と交渉してくださいという段取りまで町でやっておりますので、町としてはそういった、原則は所有者が壊すべきものであるというスタンスは持っていますので、そういったご協力については、町としても積極的に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の取り組みに対しても、そういう形であれば、まちなかも再生できると思います。私の底辺には、7番議員が言いましたけれども、まちなかをどうしたらよくできる、景観がよくなるか、足を運ばしてもらえるのかなというものの前提で、今申し上げたということでもありますので、ぜひその辺をこれから、まちなかを再生するには、そういったもろもろの問題をやっぱり解決しないと、まちなかの再生にはなかなか難しいのかなということがございましたので、ぜひわが町も条例を進んで取り組んでいただいて、誰でも行きたくなるような町をつくっていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時02分)

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

平成25年6月11日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第4回議会定例会議事日程（第5号）

平成25年6月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 平成24年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第3 報告第2号 平成24年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書

日程第4 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第5 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

散 会

（議会活性化特別委員会）

（議員互助会世話人会）

（一般質問順序）

1. 清野 佐一
2. 長谷沼清吉

○議長 おはようございます。

平成 25 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

10 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。10 番、清野佐一でございます。私は今定例会に 2 項目について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず質問に入る前に、月日の経つのは早いもので、伊藤町長が就任されてから早 4 年が経過をいたしました。今議会が 1 期 4 年の任期最後の定例会となります。町長には、今までとは違った特別な思いで今議会に臨まれているのかなと推測するものであります。

それでは、防災対策についてお伺いをいたします。去る 3 月に西会津町地域防災計画の見直しが行われ、災害発生時の初動体制と情報収集の迅速化や、友好都市との災害時応援協定の推進、複合災害を想定した広域避難受け入れなどが見直されました。その中で、消防団や女性消防隊、消防支援隊のそれぞれの立場における活動内容についてお伺いをするものであります。

次に、消防支援隊についてのお伺いをいたします。この消防支援隊は、消防団員のサラリーマン化が進み、日中の団員不足という状況に対応するため、平成 21 年 4 月に消防団 O B を中心とした、消防支援ボランティア組織として発足したものであります。今般、この消防支援隊の見直しをされるとのことでありましたが、その内容についてお伺いをするものであります。

次に、自主防災組織についてお伺いをいたします。この自主防災組織は、平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災において、検証した結果、当時、行政がなし得た役割はごくわずかであり、救出者の 98 パーセントは住民自らの活動によるものであり、防災のためにもっとも機能したのは地域住民だったといわれております。その後、これを機に、全国で自主防災組織の結成が進み、平成 21 年 4 月 1 日現在の数字で 1,658 市区町村で 13 万 9,316 の自主防災組織が結成されております。本町においても 16 の組織の結成がなされておりますが、今後の自主防災組織の計画的な推進の考えはあるかお伺いをするものであります。

次に、「住んでみたい、行ってみたい町」づくりについてお伺いをいたします。町長は、「住んでみたい、行ってみたい町」の実現のため、3 月定例会の提案理由の説明の中で、農林業の振興では、魅力ある農業を目標に地域経済の活性化のため、各種事業に取り組んでいくと言われております。本町では、地域活性化のために、交流人口の増加を図るべく、グリーンツーリズム等が行われております。再度リピーターとして来ていただくためにも、心温まるおもてなしや、ごみのない美しいまちづくりが必要と考えます。そのために、ごみのポイ捨て禁止条例を制定してはどうかということで申し上げてきたところでございますが、現在、検討を進めているとのことであります。いつごろを目途に実施をされるのかお伺いをするものであります。

次に、ごみの収集の利便性の強化についてであります。改善も含めて検討する必要がありますのではと思われ。それは、高齢化が進む中、今までなんとも思わなかった収集場所への距離が遠く感じられるようになるからであります。私はある集落で、手押し車にごみ袋を乗せてごみを出しに行く高齢者の方から、遠くてなあとか、昔は2カ所あったというような声を聞きました。かつて、すべてに優しい健康のまち西会津という言葉がありました。行政には町民に対する優しさ、思いやりが必要であります。それが「住んでみたい、行ってみたい町」につながり、住んでよかったということになると思いますが、町の考えをお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、はじめに防災対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本年3月に見直しを図りました西会津町地域防災計画における消防団や女性消防隊、消防支援隊の活動内容についてお答えいたします。まず、消防団につきましては、防災計画の中で明記しておりますとおり、予防消防の啓発をはじめ火災発生時の鎮圧、また、地震や水害等の災害発生時には、情報収集や地域住民の避難誘導、被害拡大防止など、主に災害現場における活動をとおして、本町の防災体制の重要な役割を担っていただいております。

次に、女性消防隊であります。一人暮らしや高齢者宅の防火指導活動や災害時における応急救護、炊き出しなどの活動をとおして、後方支援的な役割を担っていただいております。また、消防支援隊であります。消防団員の減少やサラリーマン化が進行する中において、日中の火災等の災害発生時に消防団や消防署が到着するまでの間、初期消火や地域住民の安否確認、避難誘導などの役割を担っていただいております。

次に、消防支援隊の見直し内容についてのご質問にお答えいたします。この見直しにつきましては、平成21年4月に発足いたしました消防支援隊の活性化を図るため、町及び支援隊の幹部が協議し、本年4月1日施行で設置要綱の見直しを行ったところであります。

主な見直し内容であります。一つ目としては、隊員の資格について、今までは年齢要件がありませんでしたが、要件を設け、原則18歳以上75歳以下としたところであります。二つ目としては、隊員の定数について、今までは設けておりませんでした。250名以内としました。三つ目としては、副隊長の人員を1名から2名に増員しました。四つ目としては、隊長・副隊長は、消防団長経験者から選出しておりましたが、それを削除し、町長と協議の上、任命するとともに任期を2年としました。五つ目としては、発足時から開催しておりませんでした全隊員による総会について、年1回以上開催することとしました。

以上が主な見直し内容であります。設置要綱の見直し以外にも、本年度から本部及び各分隊への運営交付金を新たに予算化するとともに、訓練などの年間活動計画を各分隊から提出していただき、町や消防団との連携についても強化することといたしました。

次に、自主防災組織の計画的な推進の考えについてのご質問にお答えいたします。議員もご承知のとおり、東日本大震災など大規模な災害の被災地におきましては、多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、炊き出し等の活動が行われ、大規模災害時には地域の方々

の普段からの備えとお互いの助け合いが大きな役割を果たすことが改めて認識させられたところでもあります。

現在、本町には16の自主防災組織が結成されております。町といたしましても、自主防災組織の必要性は十分に認識しておりますことから、本年4月に開催しました自治区長会議の中でも、自治区長の皆さんに自主防災組織の必要性についてご説明申し上げたところでもあります。今後も引き続き、西会津消防署などの関係機関との連携を図りながら、自主防災組織の拡大を推進してまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、ゴミのポイ捨て禁止条例の制定及び集落のゴミ収集の利便性の強化についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、ゴミのポイ捨て禁止条例の制定についてであります。議員おただしのとおり、現在、町では「住んでみたい、行ってみたい町へ」を目指し、定住促進とグリーンツーリズムの推進などによる交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進しているところでもあります。この目標を達成するためには、ゴミの無い美しい町づくりは必要不可欠であり、町といたしましても現在まで、不法投棄パトロールや不法投棄物の撤去、防止看板の設置などに取り組んでまいりました。

この不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、懲役もしくは罰金の罰則規定がありますが、空き缶やたばこなどのポイ捨て行為については、厳密な法律の罰則規定がないのが現状であります。

本町といたしましては、ゴミの無い美しい町づくりを目指す上でも、罰則規定を設けたゴミのポイ捨て禁止条例の制定は必要と考えますことから、早期制定に向け、現在、作業を進めておりますので、ご理解願います。

次に、集落のゴミ収集の利便性の強化についてのご質問にお答えいたします。現在、町の各集落におけるゴミ収集は、可燃ゴミが週1回から2回、不燃ゴミが月1回、資源ゴミが月に1回から2回、粗大ゴミが年3回、新聞・雑誌等が年1回収集しており、この収集回数につきましては、5年以上変更はございません。

議員お質しの利便性の強化につきましては、自治区等からの要望等があれば、状況を判断しながら十分に検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 まず、先般、6月の2日に行われました町の総合防災訓練であります。それにつきましては、各関係機関、そしてまた自治区の方々、大勢参加のもと、大成功をおさめられたということでもあります。そしてまた、私たちも参加をさせていただいて、見させていただきましたが、流れもスムーズであったり、いろいろそれぞれの役割がちゃんと行われたのかなということで、大変、統監よりのいい講評をいただいたというようなことで、よかったなとは思っております。

今後、そういう各自治区なりにおいても、やはり大勢の参加をいただけるということは、それぞれの地域においての意識の拡大、また高揚につながるということで、大いにこれは取り組んでいただくといいですか、そのようなやり方で進めていただきたいというふうに思っております。

それではまず、消防支援隊に、この年齢を考慮したということではありますが、人数のいる

ところには75歳、少ないところにはそれ以上という、それについては線引きはどのように、75歳なら75歳でなかなか、操作をする、またいろいろ万が一のときに活動する人がいないという意味だとは思いますが、それであったら、その上限の年齢制限はなくてもよかったですのではないかとこのような感じも持つわもですが、それについてはいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今回、設置要綱の見直しによりまして、年齢制限を設けたということでございまして、一応、支援隊の隊員の方につきましては、町が支援隊の隊員としてお願いしておりますことから、まず隊員の要件として、今までは年齢制限はない、ただし心身ともに健康な方という条件でございましたけれども、実際、要綱改正前ですと、もう80過ぎの方も相当入隊されてございまして、もし万が一のやっぱり事故等があれば、町がお願いしている部分もありますので、やっぱり年齢制限については設けさせていただきました。

それから、各地区の隊員の数、かなり多い少ない、ございまして、今回、見直しをした中で、各分隊、5分隊あるわけですけれども、の分隊長の方と相談をしながら、そういったバランス的なものもちょっと考慮したという部分もございまして。改正前の隊員数248でございました。改正後、定数を250名以内ということにしまして、改正後は250名ちょうどということでありまして、例えば、4分隊、新郷地区でありますけれども、改正前は29名、新郷地区で合計、しか隊員の方がおられませんでしたが、改正によりまして50名に増えてございまして。そういったバランスも考慮させていただいて、今回見直しを行ったと。

あと、地区的な条件もございまして、野沢のまちうちですとか、尾野本の中心地近辺ですと、広域消防が到着するまでの時間が短いということもあります。逆に奥川とか、新郷、群岡については、広域が到着するまでの時間がかかりかかる地区もございまして。そういった地区については、極力、やっぱり隊員の確保を図るといようなことで、分隊長さんはじめ、打ち合わせをした中で、バランスを取った隊員構成、とりあえず第一段ということもございまして。今後、そういった隊員のバランスについては、今後も随時調整を図っていくという考えでございまして。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 その中で、改正の中で、今までは分隊長が隊長、副隊長、任命をしていたというのが、町長と協議の上ということに改正されました。この根拠といいますか、そうしなければならなかった要因といいますか、それはどんなことがお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 隊長、副隊長の選任につきましては、改正前の要綱では消防団長経験者の中から分隊長が選出するという改正前の要綱でございました。今回の改正によりまして、消防団長からという部分はずしまして、団長経験でない方についても隊長、副隊長の資格を設けたということと、町長と協議の上、任命するということに改正をいたしました。

消防支援隊につきましては、町長が任命をいたしますので、そういうことから町長と協議の上ということで要綱を改正したところであります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 そのように、町長が任命をするということになったということではありますが、

実は今まで、消防団長についても、同じく消防団、町長が任命をするということでありました。そういう中で、私が知る限りでは、消防団長の任命においては、幹部会で決まった消防団長が町長に報告をした人を団長にしたいということで、決まったことを報告したときに、それが預かりになったということは一回もないんです。ただ聞くところによりますと、今回その会議で決まった隊長、副隊長が、町長に任命を受けるべく上申をしたところ、預かりになったと、了解を得られなかったということですが、これについては、町長、どのようなご判断でそのようなことになったかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 人事に関しては、プライバシーとの関係もありますから、私の方針として、適任適材適所、適時新旧交代活性化、男女共同参画、この三つを柱に私は一般の人事も含めて考えているところですので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 消防団には、5原則というのがあります、そういう中に団結という言葉があります。町長もいろいろ会社勤めをされ、それなりの組織の中の、またいろいろ活動もされた方ですから、団結の大切さというか、それはもうご存知だと思います。消防団、あるいはまた支援隊においても、この人が団長なら、私たちはついていける、親方ならついていけるということで選任をするわけです。その方がトップに立たないということになれば、やっぱりその団結力に影響が出るのではないかと私は心配したわけです。そういうことについては、町長いかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は、消防団の組織を見直すとか、消防団の団長を選任するとかということではありません。今まで条例や、あるいは規則というものがしっかりとしていなかったものについて、今回の見直しで、先ほど担当課長から申された内容、こういうことの見直しを行ったということですので、そこに、いわゆる消防支援隊の、いわゆる運営の中身において、いろいろ協議をした結果、町長と、そして協議をするという項目を私だけが言ったわけではないですよ。これはちゃんとした協議の場で決まって、それでよろしいでしょうとこういうふうになったわけですから、ここを私はとやかく言うつもりは毛頭ないんです。先ほど言った方針の中に、適任者と思われる方について、支援隊の隊長になっていただいたと、こういうことあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 そういう結論、結果として、今、私申し上げたのは、組織の団結とかそういうのに影響があるんじゃないんですかと、それについてのお答え、まだいただいておりますので。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 影響ありません。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 これは、こっちの考えと町長の考え、違うわけだから、影響がないと。私は影響あると思って心配して言っているわけですがけれども、町長の考えがそうであれば、これも致し方ないということあります。

次に、住んでみたい、行ってみたい町づくりについてであります。これも、やはり特徴あるまちづくりをすることによって、いろいろな交流人口が増えたり、観光客が増えたりというようなことになると思います。私の申し上げたごみのポイ捨て禁止条例、これについては、やっぱりそれを表に出して、町民あげてごみのない町、きれいな町というようなことでやれば、皆さんの町民あげての協働のまちづくりにもつながると考えております。このようなスローガンで取り組む考えはありませんか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、ごみのない美しいまちづくり、それにつきましては、町としても今後の施策を進める上でも必要不可欠であると認識してございますことから、罰則規定も含めたポイ捨て禁止条例の制定に向け、現在早急な制定に向け作業を進めてございますので、近いうち条例としてまとめて、議会にご提案したいと考えてございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それは、近いうちということで、まだいつまでということは明言ができないということですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

なるべく早く制定すべく、現在努力してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今、ごみのポイ捨て条例についてお話しているわけですが、これは一つの事例ですが、長野県の佐久市で、兄弟、また親子4人ですか、が、学校の通学路を3年間くらいですか、ごみ拾いをやった。そういうことから、その子どもたちの、日曜日に毎日やると、日曜日にやったということで、子どもたちの口から、こんなにごみを拾っても拾ってもごみが捨てられるというようなことで、これは市議会のほうに陳情したそうです。そして今度、佐久市と市議会がいろいろ精査をして、協議して、やりまして、2010年に条例を制定したということがありました。今、私たち、基本条例つくりまして、これからやっぱり目指す形かなと、そして町とわれわれ議会と一緒にになった、町民の方とね、一緒にになった協働のまちづくりの、これが形かなというようなことを思いましたので、紹介をさせていただきました。

それでは、あとごみの収集についてであります。これについては、設置については、自治区の要望があれば、箇所数とかの制限はないんですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみ収納庫の設置につきましては、場所的なものもございますけれども、現在も各自治区で設置の要望、補助金、町で1基当たり上限3万円補助をしております。最近ですと、昨年度24年度につきましては2件、それから23年度につきましては4件、それから22年度につきましても2件、新たな収納庫、ごみの収納庫が設置されてございますので、それらについては、事前に担当課、町民税務課のほうに自治区長さんのほうから事前にお話をさせていただいて、あと収集業者との兼ね合いもございますので、それで問題なければ、そこに設置

をしていただいても何ら問題はございません。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは、例えば、箇所数が増えれば、収集の方の時間もかかる、それで町の経費もかかるということではありますが、それについては、特別、村にそんなに、だいたいは多くても2カ所、3カ所、これをもしつくったとしても、なるのかなというか、だんだんやっぱり高齢化が進めば、そういうことの利便性というか、も図るべきではないのかなというふうに思ったりもしますが、そうすると箇所数の制限は、特段影響はないということではよろしいですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

同じ集落内であれば、当然その経費が上がったりという部分はないと思いますので、問題はないと思います。ただ、事前に担当課のほうに、お年寄りがちょっと遠いので、ここに設置をしたいというような話をさせていただいた上で、業者とも協議をしながら、問題なければ、当然設置をしていただいてもかまわないということでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 これからいろいろ行政で取り組む場合でも、何につけてもやっぱり高齢化というのが一番大きな問題、それに対して、いろんな今までやってきたことが、それを踏まえてのやり方というか、それに変わっていかねばならないのかなというふうに思いますので、そういうのも考慮に入れていただいて、これからのいろいろ行政に取り組んでいただければというふうに思いますので、要望しておきます。

私、質問事項、答弁いただきましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。私も通告にもとづいて一般質問をしていきたいと思いますが、その前に、議会の初日に監査委員から、定期監査報告以外に発言がありました。私も監査委員、2年をやらせていただきまして、そのとき、平成21年10月の全国研修に参加しまして、監査委員としての心構えを新たにされたわけでありまして。それは、長年、東京都の監査の事務局の職員をなされて、公認会計士の資格をお取りになって、保谷市、今は合併してあるかないかわかりませんが、保谷市の代表監査委員をした、本当に実務のお話を聞いたわけでありまして。町のやることだから大方間違いがないだろうと、そう、あまりとやかく言うべきものではないかと、その前は思っておりましたが、この池田先生のお話は、平成3年の改正に触れられまして、いわゆる一般行政事務についても監査を行うことはできると、これはなんでそうなったかという、不特定多数の住民の納得を得るためには、こういう事務監査をしなければならぬ、してもいいですよ。そしてそれを積極的にやりなさい、危ないのは誤謬と不正、間違いと不正、これがあるものと思って監査をなさいよ。それと契約、これもきちんと監査をしないとだめですよ、そして、通告をして監査をするとうまくないぞと、通告しないで随時監査を、それが住民の納得のいく監査だよという講演をいただきまして、それから監査に対する私の考えが変わったわけでありまして、今回はきちっとその期待に応えた監査委員の報告であったと思っております。これを受けて職員の皆さまは、二度と、三度チェックミス、数字の誤り、ないような仕事をしていただきたいと思ったわ

けですあります。

また、昨日の一般質問を聞いておりました感じがありました。執行部、町と議会議員との関係であります、諺と申しますか、例えと申しますか、幼い子どもには三つ褒めて、一つ叱ると。そうするとその子は伸びますよということということですが、私は、町と議会の関係というのは逆で、三つ叱って一つ褒める。それが肝心ではないかなという感じをしたわけでありまして。褒める人も叱る人も、苦言を呈する人も、よりよい仕事をしていただきたいから発言をしておるのであります。ですから、議員の発言を真摯に受け止めてやっていただきたいなど。

戦後、地方自治法が誕生しまして、幾度となく改正をされてきました。改正のたびに議会の権限が強くなっておるのであります。それは、議会の執行部に対しての監視機能、チェック機能を十二分に果たさないよということでの改正であります。特に今回は、鹿児島県の阿久根市の市の強引な運営のために、地方自治法が踏みにじられたというようなこともあって改正になったと聞いております。執行部の皆さんにとっては、耳障りのいい話、きれいな話を聞きたいでしょうが、やはり、耳障りな発言もないと、私は裸の王様になってしまうのではないかなと。そういう意味を込めて、これから一般質問をしていきたいと思いません。

最初に、東日本大震災と新潟福島豪雨災害についてであります。東日本大震災と原子力の放射能被害は、かつてわれわれが経験したことの無いことでもあります。二度とあってほしくありませんし、無いことを願っておるのでありますが、無いとは断言できないのであります。この、かつて経験したことの無いことを後世にどう伝えるのか、これは経験した者の使命だと私は思います。

そこでお尋ねするわけですが、放射能の汚染や汚染の濃度、汚染された土壌、そういう汚染の実態、これは初めてであります。なのに、今回、発行された記録集を見ますと、放射能対策の記述が少ないと私は思っております。それはなぜなのか。初日に町長から報告されたように、ゼンマイが汚染されたと、出荷できない値の放射能が検出されたというようなこともあるわけですから、もっと放射能に関しての記述があつてしかるべきではなかったのかなと。特に柳津にあるダストセンター、これは議会で議員が何回も取り上げまして、この対応についてただしてきたわけでありまして。このダストセンターの放射能に汚染された土壌の処理、公害防止協定の見直しまでをしたわけでありまして。立会いもずっとしてきたわけでありまして。この記述がないというのは、私は理解に苦しむわけでありまして。ご説明をしていただきたいと思いません。

記録集とうたっておられますが、いわゆる役場内と申しますか、職員の皆さんの関係者の、いわゆる身内による見方ではないのかなと、そういう気もしました。いわゆる細かいことに触れないで、総論だけを述べたのではないかなという気がしてならないのであります。知りたいのは、この大震災の発生後の町の対応と対策、被害、どのような影響があったのか、そういう全体像を知ることだと思いません。町史を見れば、通史2巻に対して、資料集が6巻、その6巻の資料を使って2冊の通史を書いてあるわけでありまして。ですから、その資料をどう読み取ればいいのか、どう読み取れたのか、そういう点で資料集というものは、私は大事だと思っておるわけでありまして。その資料集を発行するお考えはあるかないかをお尋ねする

わけでありますが、くどいようでありますが、放射能関係、まったく初めてであります。太平洋岸の放射能が飛んできて、これだけの被害があったわけでありまして、それよりも近いところに柏崎刈羽原発があるわけでありまして、もし、これが今回のような被害を受けたときには、たちまち西会津に被害が及ぶ心配もあるわけでありまして、これら貴重な体験、経験を後世に伝えるためには、資料集の発行をすべきだと思いますが、そのお考えをお尋ねするわけでありまして。

次に、消防支援隊についてお尋ねをいたします。消防支援隊は、今ほどもありましたが、課長も説明しておられましたが、消防団員の実態は、仕事の関係で昼間ほとんどおられないと、地元を離れておる。ですから、日中の火災については、いち早く対応するためにうまれたということでありまして。平成21年4月にできたと聞いております。その支援隊に関する支援隊の設置や、組織に関するところが町の例規集に載っていないのであります。なぜ載っていないのかなど、私はそういう規則なり、要綱がないとっておりましたら、要綱があることでありましたが、この要綱はいつつくったのか。改正した点は今聞いてわかりましたので、それでは、なぜこの要綱を例規集にお載せにならないのかであります。

それと、常識的に考えれば、消防団等にならば、新隊員も4月1日付けで辞令を交付するのが普通のやり方ではないのかと、4月1日付けで交付すべきであると思いますが、4月1日付けで交付したのかしないのか、それをお尋ねするわけでありまして。

次に、まちづくり提案制度、町長へのおたよりについてお尋ねをいたします。町長は、「みんなの声が響くまち」協働のまちづくりのために、この町長への提案制度をおやりになったということでありまして。21年は実績見ますと、21年は60件の31人、昨年度24年度は4件で4人。60件と4件を比較しますと、6.6パーセント、激減であります。同じように、町政懇談会も22年度は10地区団体で実施されましたが、24年度は2地区であります。こちらは20パーセントであります。私は、これでは24年度の数字を見れば、初期の効果が本当にあがっているのか疑問に思えたのでお尋ねするわけでありまして。この激減した数をどうとらえておられますか、それをお尋ねして私の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、はじめに東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害記録集についてのご質問にお答えいたします。

この記録集につきましては、未曾有の災害である東日本大震災と新潟・福島豪雨災害の災害記録と関係者の体験記録などをまとめ、そこから学んだ教訓を今後の防災対策にいかすために本年3月に作成し、町内の全世帯及び関係機関に配布いたしました。

記録集の中に放射能対策の記述が少なく、あいづダストセンターや放射能汚染土の記述がないのはなぜかとおただしであります。これにつきましては、現在も継続して取り組んでいることもあり、今後、それぞれの事例ごとに経過や取り組みなどについて詳細に記録としてまとめていく考えであります。また、大震災に伴う避難所の開設や放射能汚染被害対策につきましても、記録集を作成する際に数多くの資料を収集しておりますことから、それを基にマニュアル化や記録としてまとめ、いつ発生するかわからない災害に備えていく考えであります。なお、今後作成いたします避難所開設マニュアルなどの資料につきましては、記録集ではなく閲覧可能な防災対策の内部資料として作成する考えでありますので、ご理解願

います。

次に、消防支援隊についてのご質問にお答えいたします。

まず、条例・規則・要綱等についてであります。消防支援隊は、平成 21 年 4 月に発足し、その際に設置要綱を制定しております。この設置要綱につきましては、先程、10 番、清野佐一議員のご質問でお答えしたとおり、隊員の資格要件や定数などについて、町と消防支援隊幹部が協議の上、本年 4 月 1 日付けで、改正いたしました。なお、町の例規集に載っていないとのことでありますが、平成 21 年 4 月設置当時の判断で載せなかったわけでありましたが、今回、見直したことから、例規集に早急に載せる考えであります。

次に、隊長・副隊長・分隊長の辞令交付式につきましては、当初 4 月に予定しておりましたが、辞令交付対象者の諸般の事情により延期となっておりますが、今月 28 日に行う予定であります。また、消防支援隊設置要綱の見直しの中で、新たに追加した全隊員を対象としました総会につきましても、その後、開催いたしますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 13 番、長谷沼清吉議員のまちづくり提案制度についての質問にお答えいたします。

まちづくり提案制度、町長へのおたよりは、ご承知のとおり「みんなの声が響くまちにしあいつ」を目指したまちづくりの実現に向け取り組んでいるものでございまして、平成 21 年 11 月の制度開始以降、先月末までに延べ 71 人の皆さんより、120 件のご提案やご意見をいただいているところであります。お寄せいただいたご提案やご意見につきましては、町長が全てに目を通し、各担当課等も交え内容を検討しまして、その対応策や町の考え方について提案者に回答するとともに、町ホームページに公表しております。

いただいたご提案やご意見の中には、多くの費用がかかりすぐには実現困難なものも含まれていますが、町としましては、できるものから事業実施に努めているところでありまして、国民健康保険証のカード化、信号機の待ち時間の短縮、公共施設の W i - F i アクセスポイントの設置など多くの事業が、提案から実現にいたっているところでございます。

議員ご指摘のとおり提案件数は制度創設当時より減少しているところでございますが、今年度になりましてもすでに 6 件の提案が寄せられております。本制度については、ある程度定着はしているものというふうと考えているところでございます。今後は、再度、制度の周知を図るなど、町民の皆さんが提案しやすい環境づくりに努めていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 支援隊の要綱を、今度は改正されたから載せるというわけでありましたが、もう一回、なぜ設置時に例規集に載せなかったのか、このほかに町で制定する要綱、載せない要綱があるのかなのか、それをお答えいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 消防支援隊の設置要綱であります。平成 21 年 4 月に設置要綱をつくりまして、例規集には載せなかったということで、当時の判断で載せなかったということでありまして。なお、例規集、条例、規則、要綱、規定、さまざま載っておりますけれども、条例、規則については、載っていない条例、規則はございません。要綱、規定等については、その

ときどきの判断で載せていないものも、数につきましては把握してございませんが、あるということでもあります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も今回の支援隊を調べたら、要綱がなかったわけでありまして、やっぱり情報公開ですから、常にわれわれが疑問に思ったときは例規集を開いて、ひも解くわけがありますから、それに載っていないというのは、やはり情報公開制度の本旨に沿わないと思っています。これは、改めて、すべてその例規集に載せるようにする考えはあるかないか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 法令の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

今ほど町民税務課長のほうからお答え申し上げましたように、条例規則関係につきましては、これは告示事項でございますので、当然、広告式条例に基づいて公布の手続きをさせていただいております。中には要綱、あるいは規定、告示事項、さまざまな形態の部分がございませうけれども、この中で、ごく内部的な要綱関係、そういったものについては、載せていないということがございます。あるいは時限的な要綱、規定、そういったものも載せないということがございますけれども、今、議員からおただしのありました消防支援隊、こういったものにつきましては、町民の皆さんに直接関わる部分でございますので、当時の判断として載せなかったということはございますけれども、先ほど町民税務課長が申し上げましたように、早急に例規集に載せる、その手続きをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私が見たときには、支援隊に関するものがなかったので、消防団について調べてみました。消防団は、団長は消防団の推薦に基づき、町長が任命するというふうになっております。消防団員は、町長の承認を得て団長が任命すると、それで、先ほど清野議員とのやり取りを聞いて知ったわけですが、支援隊は町長と協議をして任命するというふうになってはいますが、なぜ消防団のように推薦に基づくというふうにならなかったのか、そこら辺、あればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今回の消防支援隊の設置要綱の見直しにつきましては、町と支援隊の幹部が協議の上、見直しを図ったということございまして、今、長谷沼議員おっしゃる消防団の条例との整合性の部分は、考慮しないというところであれですけれども、あくまでも支援隊の内部で協議をして、このようにしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も推薦でやろうと協議であろうといいと思っているんです。大事なものは、消防団員も支援隊も消防団であれば、団員の意向、支援隊であれば隊員の意向に沿わない隊長なり、団長であるならば、機能しないのではないのかなと、そこら辺はよく隊員の意向を尊重して、今回の人事といいますか、それになったと思えますが、町の職員ならば、町長の

部下でありますから、町長の権限といいますか、で任命してしかるべきでしょうが、やはり支援隊はボランティア的な隊員ですから、よくよく隊員の意向を尊重して、運営していかなければならないと思っていますので、そこら辺は十二分に考慮して、今後進んでいってほしいと思います。

それと、辞令が遅れているということで、今説明があったわけですが、ちょっと納得できかねますが、組織というものは、きちっと辞令を出さない限り成立しないわけですから、私は団員の都合なんだというのは、あたらないと思いますよ、いかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、基本は4月1日の辞令交付ということで、当然4月早々に辞令交付をするのが通常のやり方ということであります。実際、4月の頭に辞令交付の日程まで段取りはしました。しかし、先ほどご答弁の中でも申し上げましたとおり、辞令交付対象者の方の諸般の事情によりまして、その4月の日程ができなくなり、さらに5月上旬、再度辞令交付の日程を段取りしましたが、また再度、諸般の事情がありまして、それも延期となり、ようやく6月、先ほどご答弁申し上げましたとおり、6月28日に日程調整が整いまして、辞令交付を行うというようなことになりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 通常の辞令ですと、その任命した日に交付ということですが。やっぱりこれは原則です。交付対象者が全員都合が悪いとするならば延期もやむを得ないでしょうが、でなければ、その人は欠席で辞令を交付すべきであったと、こういうようなことをすると、皆さんの中に、不信感なんか芽生えたと困りますから、これは今後気を付けてやっていただきたいと思います。

次、また時間があれば支援隊に行きますが、町長へのおたよりであります。一般質問、通告したあとに、ある人からこういうお話を聞きました。メールで送ったが返事がない。見ていないのではないかなというお話でした。この返事は、説明にもありましたが、町長が目を通して、町長個人で返事を出すなんていうことではなくて、皆さん、担当の課長と合議といいますか、合議の上でお出しになるのでしょうか、まずそのすべてに返事を出すということも難しいでしょうが、どの程度返事を出しておられますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 提案いただいたご提案につきましては、すべて回答しているところでございます。メールをいただいてから回答までの時間、先ほども申し上げましたように、各課、町長に見ていただく、さらには回答案をつくる。それから最後に決済をもらって回答するというような形を取っておりますので、多少その時間がかかっているケースがございますが、すべてに対して、回答を希望しないという場合も当然ございますので、そういった場合は回答しておりませんが、それ以外の部分については、すべて回答しているということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昨日も多賀議員から、この件に関しては質問があったわけですが。その回答には、多くの考えを取り入れて実施しましたということでありまして、これはこれで評価をし

なければならぬと思いますが、それだけ多く取り上げていただいておりますならば、このおたよりと申しますか、提案制度、本当に浸透して、もっともっと伸びていいなど、私は思うんでありますが、担当の課長いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどもお答えしたわけでありましたが、21年度が60件ございまして、22年度、38件、23年度、16件、それから24年度は、ご指摘のとおり4件というような形で、年々、半々というような形で減ってきたというようなことと申します。最初、立ち上げた当時は、やはりいろんな、私としても提案してみたいというような形でやってくださったのかもしれませんが、だんだん同じような考えの提案があったり、そういったことが要因しているのかと申すというふうにご考えているところでございまして、町のPRの、こういった制度がありますよと申す、その周知のあり方につきましても、ちょっとPR不足だったのかなと申すというふうには、今考えているところでございまして。改めて、今後こういった制度がありますよと、皆さんの提案をお寄せくださいというような形で、町としても呼びかけていきたいというふうにご考えているところでございまして。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 本当にこういう取り組みというのは難しいことだなどと、定着していくには、なかなか難しい取り組みだなどと私も思っております。そういう中で、吸い上げられ、話を吸い上げたということと申しますが、ただ、見方を変えれば、なぜ協働のまちづくりと、みんなの声が響くまちづくりと、これは合併をしないで、自立宣言をして、まちづくり基本条例をつくって、住民が主役の、住民と議会と行政が一体となって、新しい西会津町をつくっていくんだと。ですから、説明には、なかなか取り上げることができなかったこともありますが、私はそういう意見に、磨けば光るものがあるのではないかなと、そういう、言い方は悪いですが、ちょっと合わないような提案も、突拍子と思われることも、町の将来にとっては大事なことはないのかなと、本当にこの提案制度が、そういう町の自立の大きな目標のために、そういう目でも運用すべきではないのかと、またそういう方向を目指すべきではないのかなと、そういう点では、この取り上げられなかった意見に対しても、もっと私は丁寧に対応すべきではなかったかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 答弁の中でも申し上げましたように、提案されたご意見、そういったものに関しましては、町としましても関係課にも当然回覧もしますし、その内容については、そういったものを見て、町としての考え方を示して、回答させていただいているということと申します。なかなか実現困難などというのは、あまりにも費用がかかり過ぎて、すぐには実施できないというような事業のことを指しているところでございまして、当然、考え方として、町として活かしていく部分につきましては、その実現できない中にも、当然まちづくりの参考にさせていただく部分というのは、多分にありますので、そういったものは町政の中に活かしていくようなことで取り組んでいるところでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 より多く町民の声が反映されるような工夫と努力をお願いいたしまして、次に移ります。

この、いわゆる資料集であります。これをおつくりになると、前向きなご答弁であります。ご期待を申し上げます。これに対応された、書かれた各課で、それぞれの資料があると思っておりますが、どうなっておるか、こういう資料は永久保存になるのかならないのか、一定の年数経つと焼却処分といいますか、するのかどうか、それをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

記録集をつくる際に、各課等から、あと各関係団体から資料の提出をいただきました。例えば避難所の開設ですと、各課ごとに役割を持ちまして、例えば物資の調達ですとか、あと避難所の運営ですとか、そういった各課の役割をそれぞれ集めてございます。その避難所の開設にかかる部分につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、マニュアル化をして、防災対策の資料として保存する考えでございます。文書につきましては、保存年限、それぞれ5年、10年、20年、永久保存とあるわけでございますけれども、議員おっしゃるとおり、こういった経験はなかなか今後あるものではないということで、防災担当課とすれば、永久保存的な取り扱いをしたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ダストセンターに関しては、これからも関係があるからということでありますから、それはそれでしょうが、それでもといいますか、この前、大豆ということで、今度はコメがあるかどうかということですが、大きなダストセンターに関わることは、私は変化はないだろうと思っております。大事なのは、町が災害防止協定を見直しをして、きちっとしたわけですよ。それらが書いてないというのは、私は不自然だなと、合わせて西会津でも、野沢小学校、芝草保育所、それからさゆり住宅団地ですか、そこから基準を超える汚染された土も出ているわけでありまして、それらも素直に載せることによって、皆さんへの警告になるのではないかなと、どう対応したかと。今回の記録集には載っていませんが、そういう点では、資料集に載せる考えはあるかどうか。

それと、農産物の放射能汚染、これも今回はじめてといいますか、100ベクレル以上の出たわけでありまして、それらも検査して、増えてきたのか減ってきたのか、放射能も1.5メートルでしたっけ、それによって測る量もどういうふうにして、どこがピークだったのか、何日経ったら下がってきたか、そういうようなことが、私は大事なことで、この次、こういう災害があったときには、まずそれらを参考にして、対策を立てなければならないと思っておりますので、この記録集では、そこまではいけないので、重ねて立派な資料集をつくる気があるかないか、それを確認しておきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今、長谷沼議員おっしゃるとおり、記録集以外でも、例えばダストセンターの関係、ダストセンターにつきましては、平成24年2月23日に県中浄化センターの高濃度の溶融ダストの掘り起し、そこからスタートしたわけでありまして、その掘り起し、その後、公害防止協定、

公害防止計画の締結と、県、西会津町、柳津町、ダストセンター、4者で締結した協定、それから議会等でも報告いたしましたけれども、会津管内の市町村の汚泥の受け入れ再開、それから、この前ご説明いたしましたJA全農が保管する大豆の処分、今後いろいろな処分について出てくると思われますが、そういった一連の流れを、やっぱり一つの記録としてまとめるのも一つでありますし、あと放射能汚染土の除染につきましても、野沢保育所、野沢小学校、芝草保育所、これにつきましては、平成23年の12月、除染をいたしまして、約200キロの土、汚泥が羽山最終処分場に埋め立て処分、一部埋め立て、一部仮置きという経過もございます。それから、さゆりが丘の自治区等における歩道の除染、これにつきましても、きちんと経過としてまとめるということで、それぞれ考えてございます。

それから、先ほどお話にもありましたとおり、毎月行っております空間線量、町内全自治区、公共施設の空間線量の調査につきましても、毎月実施しておりますので、その記録、数値的なものの動向、それらについてもまとめると。それから、ダストセンター下流域の水質検査、それも毎月きちんと行ってございますので、そこら辺の計画もまとめつつ、農産物についても、それぞれ経過についてまとめると、そういった考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時間が少しありますので、議長のお許しをいただければ、農林課長にお尋ねしたいというわけでありまして。というのは、全員協議会で、今の少雨による被害と申しますか、それを月曜日まで調査をしますというお答えをいただいておりますので、もしその調査が終わっておるならば、お手元に資料があるならば、ここでわれわれ理解するためにも、お答えいただきたいと思っておりますが、そのように取り計らっていただきたいと思っております。

○議長 質問の形ではなくて、終わってから報告という形でやりたいという。

○長谷沼清吉 やり方はお任せします。やはり、実態を皆さんに知っていただくということが、さっきの要綱ではありませんが、きちっと知らせるところは知らせる。なんの方法でもいいですので、お願いをしまして、それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

続けて、今ほどの話であります。農林課長より報告を求めます。

農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、少雨によります水不足の状況について、昨日まで担当課で取りまとめた状況をご報告したいと思います。

5月の末から6月のはじめにかけて、今年度これだけの豪雪で雪が多かったにもかかわらず、沢水、川水等が急激に減少しまして、春作業に影響をきたしております。特に堤や沢水を水源にしておりました地域については、皐月に大きな影響がありまして、該当地区の数名の農家の方にとっては、大変厳しい状況となっております。去年、夏、高温によりまして水不足で被害のあった町内、群岡地区の白坂地区、それから新郷地区の高目小清水地区周辺が被害が出ておりました。それら周辺の地域では、各農家がポンプアップをして、なんとか水を確保して皐月を行っているような状況であります。ほとんどの方がなんとかして皐月は終わっておりますが、一部、数枚、どうしても植えつけができないような状況のところも現在あ

ります。

共済組合のほうと話をしまして、共済組合では、先週、現状を把握しておりまして、水源、その流域全体の地区が作付できない状況であれば、災害も該当するんだけれども、地区の中の数枚だけができないという現況のような状況であれば、特別災害ということでも該当にはならないということでしたので、今後、状況を把握しながら、秋、収穫時に減収の災害申請がありますので、そのときに各自申請をしていただいて、補償の対象としていきたいというような回答をいただいております。

町も合わせて共済組合と、今後の降水の状況とか、それから作付けの状況を監督、それから状況を確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。本当に該当地区の農家の皆さんは、厳しい状況でありましたが、今後さらに水不足が出て、稲作に影響があるような場合は、平成13年は夏の時期にポンプアップ等の費用の一部補助等もした実績もありますので、町として必要な支援があれば、今後検討していかなければならないのかなということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

- 議長 日程第2、報告第1号、平成24年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 報告第1号、平成24年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の議会定例会において、今冬の豪雪の影響や国の補助事業交付決定の遅れ、また平成24年度国の補正予算が本年2月26日に成立したことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、一般会計であります。2款総務費、1項総務管理費であります。旧奥川小学校改修事業は、繰越額5,257万1千円、完了予定は7月31日であります。集落支援員配置事業は、繰越額107万3千円、完了予定は8月30日であります。太陽光発電施設等設置事業は、繰越額2,025万4千円、5月16日に完了したところあります。ケーブルテレビ伝送路移設事業は、繰越額56万3千円、完了予定は7月31日であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費であります。国民健康保険特別会計、診療施設勘定繰出金、太陽光発電施設等設置事業でございます。繰越額4,701万3千円、5月16日に完了したところあります。介護予防事業は、繰越額400万円、完了予定は3月30日あります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費であります。農林産物加工開発事業は、繰越額454万円、完了予定は3月20日あります。震災対策農業水利施設事業は、繰越額3,720万円、完了予定は3月14日あります。次に、2項林業費であります。有害鳥獣対策事業は、繰越額120万7千円、完了予定は8月30日あります。林道補修事業は、繰越額299万2千円、

完了予定は10月31日であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費であります。除雪機械整備事業は、繰越額2億33万7千円、完了予定は3月28日であります。町道改良舗装事業は、繰越額1億3,923万3千円、完了予定は12月27日であります。

次に、9款消防費、1項消防費であります。防火水槽新設事業で、繰越額は3,840万円、完了予定は11月29日であります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧事業で、繰越額は726万7千円、完了予定は11月22日であります。

次に、国民健康保険特別会計、診療施設勘定であります。

1款総務費、1項施設管理費、太陽光発電施設等設置事業であります。繰越額は6,848万4千円、5月16日に完了したところであります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　この繰り越しをした事業は、すべて発注、あるいは購入といたしますか、それはすべて終了しておると思っておりますが、説明をしていただきたいと思えます。

それと、今訂正をされた介護予防事業を、少し詳しく、3月いっぱいというのは、そこで引っかけたわけですが、説明をしていただきたいと思えます。

○議長 　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　今回、繰り越しをさせていただきました事業で、発注の状況でございますが、おおむね発注の作業は進んでおりますけれども、まだ発注の手続きの関係で、道路関係が一部まだ発注の手続きがされておられません。おおむね繰越事業でございますので、発注の手続きを進めてきたところでございます。

○議長 　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 　ご質問のうちの介護予防事業についてお答えを申し上げます。

この事業につきましては、400万円の繰り越しであります。その内、送迎車両の購入で260万ほど予定しております。残りの140数万につきましては、奥川地区でミニデイサービスを実施するというを予定しております。そのために、そのミニデイサービスにつきまして、今現在、そのプログラムとか、そういったものを検討しているところであります。実施につきましては、奥川小学校の改修が終わって以降の実施になりますので、その3月30日までの実施ということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 　これで報告第1号、平成24年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終ります。

日程第3、報告第2号、平成24年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 　報告第2号、報告書、平成24年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本報告書につきましては、平成 24 年度水道事業会計の中で水道施設中央監視装置更新工事を実施いたしました。年度内完成が見込まれなかったことから、平成 25 年度に予算繰越を行ったことにより、報告するものであります。

それでは報告書をご覧ください。

報告書、平成 24 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。詳細につきましては、次ページの平成 24 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書にて説明させていただきます。

次ページをご覧ください。

平成 24 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名水道施設中央監視装置更新工事、予算計上額 9 千万円。支払義務発生額はありません。翌年度繰越額 9 千万円。これの財源内訳は、企業債借入金 7,870 万円。当年度損益勘定留保資金 1,130 円であり、不用額ははありません。翌年度繰越額に係る繰り越しを要するたな卸資産の購入限度額もありません。繰越理由につきましては、ケーブルテレビの光ケーブルを利用したシステムのため、更新する装置とケーブルテレビのシステムの調整と設計に不足の日数が要したことと、平成 24 年度は豪雪対策本部が設置されるほどの豪雪により、年度内完成が見込めないことによるものであります。完了予定は、7 月 12 日であります。

これで説明を終わりますが、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、本議会に繰越額の使用に関する計画を報告するものであります。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 　この、いわゆるケーブルテレビの光ケーブルを利用した中央監視装置にすることによって、今までよりもランニングコストが相当安くなるというような話を聞いておるんですが、実際このシステムの運用が始まれば、どのくらい経費の節減になるのか、わかったら教えていただきたい。

○議長 　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 　今までは、光ケーブル使用前は、電話回線を使っておりましてので、NTT の電話料金がかかっておりました。これが光ケーブルにすることにより、電話料金がかからないということで、約 400 万円程度の電話料の節減になるということでございます。

○議長 　13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　この工期は、最初の計画でありますれば、いつ始まっていつ終わるのか。

それから、繰り越したことによって、工期はどれほど延びるのかということ。あともう少し説明してほしいわけですが、利用したシステムのため、その調整、それと設計に不測の日数を要したということについては、もっと詳しく説明をしていただきたいと思えます。

○議長 　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 　まず工期のご質問にお答えいたします。

当初は 25 年の 3 月 25 日でございますが、繰り越すことによりまして、25 年の 7 月 12 日まで工期の延長をさせていただきました。

それと、光ケーブルのシステム調整の関係のご質問でございますが、今までは電話回線を使って、中央管理システムがある浄水場と、その配水池とか、ポンプ室とかというのを電話回線で結んでいたんですが、光ケーブルで結ぶもので、送る側と受ける側の信号を出すのと受けるやつが、回線が、今度光ケーブルと電話回線で受け方が違うもので、片方はアナログでやっているし、片方はデジタルでやっているということで、発する方と受ける方で違ってきているもので、その調整をするために、1個1個それを設計を見直しながらやっていかなければならないということで、なかなかそのときのやり方によって時間が経ったり、そういうふうなことで設計を組むときの時間が1個1個かかってきてしまったもので、その調整によって時間がかかったということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 工期の終わりの3月25日はわかりましたが、工期のはじめはいつだったでしょうか。電話回線から光ファイバーへ変えるということで、私は出す方も受ける方もすべて光ファイバーかなと思ったわけですが、そうではないような理解をしたわけですが、調整をしなければならぬということで、そのことについてもう一回説明をしていただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 工期についてのご質問にお答えします。

工期の始まりは24年の11月12日でございます。それで、システムの関係でございますが、要するに既存の施設を使うものでございますので、どちらも機械を新しく、光ケーブルに対応する機械を新しく入れれば問題なくつながるわけなんです。今、既存の機械は電話回線でつなぐような対応になっておりますので、今度、光ケーブルにするために、信号をおのおの変えなければならぬわけなんです。既存の機械がアナログで来ていたやつを今度、送る線はデジタルで送るわけなんです。受ける側はアナログで受けなければならぬという、受ける機械なもので、その間の信号の受け方にいろいろ調整がございまして、その調整に手間取って、工期内に完成が見込めなくなったということでございます。

○議長 これで、報告第2号、平成24年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

皆さんに申し上げます。報告第3号、第4号につきましては、報告のありました書類の内容については質疑することはできますが、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第4、報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について説明をさせていただきます。

お手元に配布しております平成24年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書を

覧いただきたいと思います。

まず、1ページの土地開発公社事業報告書の1、総括事項であります。平成24年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の綾金地区運動施設用地取得事業の1事業でございます。本事業の明細につきましては、8ページの公有用地明細表のとおりとなっておりますが、全体で期首残高が4億320万9千円、当期増加高が80万6,418円、当期減少高が1,366万4,418円となり、当期末の当公社の所有用地は、面積が9万5,451平米でございます。金額、3億9,035万1千円となりました。

平成24年度の損益計算は、収益合計が1,369万9,164円、費用合計が1,368万9,418円で、2万254円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計につきましては、982万5,237円となりました。

なお、これらの明細につきましては、3ページに貸借対照表、4ページに財産目録、5ページに損益計算書、6ページにキャッシュ・フロー計算書、7ページに現金及び預金明細表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、1ページに戻りまして、理事会の議決事項でございますが、1ページ後段に記載のとおりです。理事会は2回開催されております。議決事項は平成23年度の事業報告及び決算の認定、平成24年度及び平成25年度の事業計画と予算の調整を行っているところでございます。なお、ただ今説明しております平成24年度の事業報告及び決算につきましては、去る、本年4月26日開催の理事会において認定を受けているところでございます。

次に、平成25年度の事業計画でございますが、一番後ろのページに掲載されてございます。ご覧のとおり、公有地取得事業としまして喜多方市の2事業を計画されておりました。事業費としましては968万1千円が計画されているところでございます。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告とさせていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　喜多方だけがこれを利用しておられますが、近年、西会津も北塩原も、これを利用してないかとみているわけですが、今後の見通し等はつかんでおられるならば、お話をさせていただきたいということでもあります。

それから、8ページで、当期減少高で、面積が3,341平方メートル減少したということになっていますが、これは何に利用されたのか、つかんでおられればということでもあります。なお、25年度の計画を見ますと、この綾金関係では、利息だけということで、この土地利用計画が具体化しておりませんが、この運動施設用地というのは、だいぶ時間も経ちましたので、改めてどういう目的で、この用地を取得したのかおわかりであるならば説明をしていただきたいと思います。

○議長 　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　お答えいたします。

まず、西会津町の土地開発公社に委託して実施する事業はあるのかというようなご質問でございましたが、現在、今計画している中で、大きな用地の取得を要するような事業の計画はございませんので、当面の間、西会津町として土地開発公社に委託する事業というのはな

いというふうに考えているところでございます。今後についてはちょっとわからないということでもあります。

それから、面積が減少しているというようなことでございますが、これはその年、その年返済した分だけ面積が減少していくというような形で、最終的にはゼロになっていくというような形での清算の仕方になっているのかなというふうに考えているところであります。

それからいま1点、この綾金、喜多方市の用地の取得の見通しというような話でございましたが、われわれが聞いている話でありますと、当初、運動公園というような形で使用しようというような形で取得したというようなことでございます。その後、運動公園というような計画はなくなったというようなことでございますが、その後の使用方針につきましては、われわれとしては聞いておりませんので、お答えできませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終ります。

日程第5、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

お手元に、平成24年度事業報告及び決算書並びに平成25年度事業計画、株式会社西会津町振興公社の冊子をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、概要について申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思っております。

はじめに、事業報告から申し上げます。平成24年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う、原発事故による風評被害等の影響を受け、厳しい経営、事業展開を求められた中、さゆり公園、ロータスインなどの5つの町有施設の管理運営業務をはじめ、グリーンツーリズム事業など、振興公社設立の趣旨である地域の活性化を図るための事業展開を推進してきたところであります。

事業概要であります。まず、ロータスインにつきましては、昨年に引き続き原発事故による風評被害の影響などを受け、宿泊部門、料飲部門とも対前年より減益となりました。

一方、道の駅よりっせでは、風評被害の影響を受けたものの、利用者は回復基調にあり、対前年6パーセントの増加、売上では対前年3パーセントの増となりました。

旅行部門では、グリーンツーリズム協議会や各地域おこし団体と連携しながら、教育旅行などの受入れを実施し、町外からの誘客を図ってまいりました。

施設管理部門では、指定管理者制度の趣旨に沿いながら安全安心を第一に、利用環境の整備に努めてまいりました。

以上により、本年度の経常収支は原発事故による風評被害の影響はあったものの、教育旅行の受入れや道の駅利用者の増加、東京電力からの原子力損害賠償金などにより、経常収支は221万1千円の黒字となりました。これによりで累積欠損金は1,338万5千円となったとこ

ろであります。

次に、(2)の事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、1ページから3ページに記載されているとおりであります。

続いて、4ページの平成24年度の決算書について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。流動資産の部であります。流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未収入金については役場からの委託料等の未収入分であります。固定資産の内訳につきましては、記載のとおりであります。以上、資産の部の合計額は、5,088万652円あります。

次に、表、右の負債及び純資産の部について申し上げます。買掛金は、商品や食材などの未払い分でございます。未払い税金は、消費税、法人税、町県民税などあります。未払い費用は、職員の社会保険料、時間外手当、3月分の光熱水費などございます。預り金は職員負担の社会保険料等でございます。これらを合わせまして、流動負債の合計は、2,876万6,223円となりました。以下、資本金3,550万円、前期繰越損失金1,559万7,011円、及び当期末処分利益2,221万1,440円を計上し、純資産計は2,211万4,440円となったところでございます。したがって、負債及び純資産の部の合計は5,088万652円あります。

次に、5ページの(2)損益計算書であります。まず、右の欄の収益の部であります。売上高の営業収益に受取利息、雑収入の営業外収益をあわせた収益の部の合計額は4億4,834万6,439円となりました。事業報告でも申し上げましたように、教育旅行の受入れや道の駅利用者の増加、原子力損害賠償金などにより、前年度と比較して1,309万7,396円、率にして3パーセントの増となりました。

次に、左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計が4億4,506万3,085円となり、これに、法人税等105万1,100円までを合計しますと4億4,613万4,999円となりました。

収益の部の合計額4億4,834万6,439円から、ただいま申し上げました営業費用などの4億4,613万4,999円を差し引きました221万1,440円が当期利益となります。昨年に引き続き平成24年度も黒字決算となったところであります。

次に、(3)の利益金処分計算書については、記載のとおりであります。当期末処分利益221万1,440円を前期からの繰越損失金1,559万7,011円に繰り入れますので、次期繰越損失金は1,338万5,571円となりました。

続いて、7ページ以降であります。平成25年度以降の事業計画について申し上げます。内容につきましては、7ページから9ページに記載されているとおりであります。公社を取り巻く経営環境は依然として、東日本大震災、さらには東京電力福島原子力発電所の放射能放出事故による風評被害などにより、厳しい経営状況にあります。

こうした中で、平成25年度におきましては、昨年、設置いたしました経営戦略会議を中心として、経営改善や組織の健全化に向けた作業を推進し、地域経済活性化の先導的担い手として、町の発展と町民の利益に資するという公社設立の目的が達成できるよう、各種事業に取り組んでいくこととしております。このことから、町といたしましても、町振興公社との連携を強化し、より一層の経営改善が図られるよう支援してまいりたいと考えておりますのでご理

解いただきたいと思います。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 毎年この件に関しては、どこまでお尋ねしていいのか、ちょっと私もわからないところがありますので、お答えできる範囲で結構です。ちょっと教えていただきたいと思います。

今の報告の中を聞きますと、よりっせ等は風評被害を少しずつ払拭しながら売上アップして、増収になってきたけれども、宿泊部門、料飲部門は対前年で減益となったということがあります。おそらく前の年は、被災者が入っていたために利益が上がって、今年はその分がなくなったのかなという思いをしておりますが、その辺の要因をわかれば教えていただきたい。私も昨年この報告を聞いたときに、累積欠損が1,500、600万、毎年500数十万ずつ欠損が解消されて、あと3年もすればこれゼロになるなという思いでございましたので、今年は残念ながら210万ほどの利益で、少し足踏み状態だなということですので、その辺の要因を教えていただきたいと。

あと、従業員数の変動なんですけど、これ一般社員が4人減となって、その分、パートタイマーが増えているわけですが、一般社員が4人減となった要因はなんなのか。

あともう一つは、料飲部門で、料理人が今度お辞めになって新しくなるというような話をうかがいましたが、その料理人が変わらずを得ないというか、変わる背景、要因はどうだったのか。あと新しく、新しいシステムにするということですので、今度の新しい料理スタッフは何を期待するというか、新しいことをやろうとなさっているのか、その辺も合わせてお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず第1点目のロータサインの減益の要因といたしますが、内容でございますけれども、先ほども報告の中で申し上げましたように、まだ引き続き、東日本大震災のそういった風評被害の影響というようなことで、宿泊部門も収入が落ちておりますし、また、それに関連して宴会部門も落ちているというような状況であります。前にもちょっとお話したように、合宿等につきましても、そういった首都圏等からの合宿等についてもキャンセルというような、そういった状況も入っているということで、そういった、やはり一番大きな要因として考えられるのは、やはり風評被害の影響というのが、減益の要因になっているのかなというようなことでございます。

それから、2点目の従業員数の減ということで、一般社員が4人減ということでございますけれども、内容につきましては、退職の方、それからやはり自己都合というか、いろいろ自分で別な業務に就いてみたい、仕事をやってみたいと、そういった自己都合による退職というようなことで、4人の方がお辞めになっております。

それから、料飲部門の料理人の方の件でお話あったわけですが、現在、料理人の方については、6月末に退職されるというような今予定になっているわけですが、これにつきましては、いわゆる公社でも経営改善会議というのを立ち上げて、いわゆる公社が指定管理者制度を受けた時点で、いわゆるその付帯条件として、指定管理者を受ける際に

条件があったわけですが、その内容として、累積欠損金の早期解消、さらに組織機構の見直し、組織の健全化、そういった条件があったわけですが、それらを解消するためにいろいろな経営改善策、さらには組織の見直し等を進めているところでございます。その中で、いわゆるロータスインについては、やはり、これまでの体質改善を図ろうということで料理の内容につきましても、地産地消というか、地元の食材を利用した、そういった料理を出して、都会から来た方々は、地方の、そして田舎の料理を楽しむような形で、さらにリピーターを増やしていくような、そういったコンセプトのもとに今、料理改善をしていこうというようなことで、現在、そういった料理部門の改善を進めていると。そういった中において、料理人の方にも、この6月末には退職というような形になった状況でございます。

以上であります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 だいたいはわかったわけですが、私が言ったのは、よりっせ等は風評被害もありながらも、対前年よりも少しずつ改善されて、増益、お客さんの数も増えて増益になっているが、このロータスインの料飲部門、宿泊部門は相変わらず減益だったということは、今の話を総体的に判断すると、どうしてもその料飲部門がなかなか改善できなかったと、そのためになかなか収益が出せなかったということととらえていいのか。

あと、今度そういう新しいシステムにすることに、要は経営戦略会議の中で、その料飲部門をなんとか新しいシステムにして立て直せば、このロータスインの料飲部門、あるいは宿泊部門が黒字に転換するという判断で、そういうふうなことになったのか、再度お尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かに、よりっせ部門については、観光客が回復基調にあるというようなことで、利用客の増、そういった意味で収益的には上がってきたというような状況であります。ロータスインについては、先ほど議員おっしゃられたように、昨年までは避難者の方も宿泊していたというようなことで、そういった方の収益的なこともあったわけですが、それらがなくなったというようなことも、やっぱり大きな要因というようなことと。それから、先ほど言いましたように、今、振興公社全体のそういった経営改善、さらにはそういったコンセプトの見直し、そういう中で、ぜひ今の料理等を改善しながら、地産地消のそういう料理で、都会から来た人たちを受け入れられるような、そういった施設づくりを図っていこうというようなことで、料理の体制を見直すというような、そういった内容でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いをいたします。このたび、屋内ゲートボール場が指定管理者になったということなんですが、この指定管理者になったことによって、町からは。

○議長 今の質問ですが、まだ屋内ゲートボール場は指定管理者のあれには、まだなっていない。手続きをこれから進めるということで、まだやっていないです。

3番、渡部憲君。

○渡部憲 私も多賀議員に関連したような質問なんですけれども、これロータスインの宿泊部門を、行く行くは縮小して、日帰り温泉部門だけにするというような考えはございませんか、そうすれば、もう少し赤字部門。

○議長 3番、先ほど言った注意事項にはまりますので、聞かないでください。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 振興公社ができてから、ずっと民間企業でできない、先導的な役割をするということで、その一つに農業部門があったわけでありまして。これ去年のここでお尋ねしたわけですが、23年度までは農業の振興をうたっていたが、24年度の計画にはそれが出てこなかった。それは、振興公社として、あるいは町として狙った効果が表れたからだ、なるほど耐雪型のハウスをして、冬期間でも野菜が栽培できるということになったので、一般の方々も耐雪ハウスを導入して、冬期間も野菜の栽培をするようになったわけでありまして、加工も公社というよりも、一般の皆さんがたに普及をして、それが軌道に乗りつつあるということでありましてから、初期の振興公社、町として掲げた農業の振興は、一応達成したということと、昨年町長から説明がありました。そこで、それはそれで、そのほかに農業の振興で取り組むべきことはあるのではないかなと言ったら、それは検討してみますということでしたが、25年度の計画に載ってきませんので、やはりこれは昨年おっしゃった一定の役割を果たしたというふうに理解をしたいと思いますが、いかがですかということと、そうすると、当面、農業関係では振興公社では取り上げないでやっていくというふうに理解をしますが、それでいいかと。その場合、あのハウスや農業機械も導入したわけですから、それらの処分といたしますか、管理といたしますか、それはどのようにご指導なされるのか。

もう1点は、1年間これを経営するのに、4億からのお金が動いているわけでありまして、これの、いわゆる金融機関はどの金融機関と取り引きをなされておられるのか。また、1年間経営をするためには、一時金といたしますか、借入金、一時借入があるのではないかなと思いますが、その一時借入金はどう報告といたしますか、受けておられますか、お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

振興公社と農林業振興の先導的な役割ということの関わり合いであります。先ほど長谷沼議員のご質問の中にもありましたように、耐雪型ハウスの町のリース事業での実践、それから、加工の取り組みによる、去年は一般町民の皆さんの加工の取り組みの推進ということで、実践的な活動につながっています。

それからもう一つ、首都圏といたしますか、埼玉県へのミネラル野菜の出荷の試験的な運搬も行っておりましたが、それも昨年、振興公社から切り離し、生産者独自に西会津産直野菜出荷組合というのを立ち上げまして、生産者の皆さんで西会津のものを埼玉に送り出すような流通の体制を整備されてきました。

今後につきましては、さらなるその農林業の課題等がありました際には、立場上、その振興公社でご支援をいただくような部門がありましたときには、協力支援をいただきながら進めていきたいということで考えています。また、今年度につきましては、風評被害の払拭ということで、首都圏の皆さんの流通関係者の皆さんを西会津に呼んで、西会津の生産者、それから生産物等を食べていただいて、販路拡大、風評被害の払拭に向けて取り組んでいきたいということで、これらのツアーの取り組み、それから運営については、振興公社と一体となって取り組んでいきたいということで考えていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 農業施設関係の処分等についてのおただしあったわけですが、これらにつきましては、まだ現在、公社のほうでも検討中というようなことでありまして、まだ具体的にどういう形で処分するのかというようなことは決まっていない状況でございます。

それから、金融機関につきましても、具体的にどの金融機関を利用しているのかということも、ちょっと詳細を聞いていないものですので、また後ほど、調べましてご報告申し上げたいと思います。

それから、一時借入金のお話があったわけですが、これらにつきましても、公社のほうでは借入はしていないというような、そういう報告を受けております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 金融機関を把握していないというのは、やっぱりこれはまずい。指導監督する、しかも最大なる出資しているところが、金融機関をつかんでいないというのは、今度はそういう答弁をしないようにしてください。

農業問題はわかりました。そうすると、農業問題に公社の職員がある程度、割っていたわけですが、それを他の部門にまわすことができるわけですから、そこに期待をしたいと思えます。

それで、先ほども話出ておりましたが、その宿泊施設の売り上げの増加と申しますか、これがなかなか課題としてきているわけですが、特効薬もないでしょうが、もっとその営業活動と申しますか、グループをつかむとか、どうするとかっていうそういう活動があって、特にグリーンツーリズムとの関係を深めれば、もっと宿泊客が伸びるのではないかなと私は思いますが、どのような町としての考え、あるいは指導をしていくか、お答えいただきたいと思えます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議員おただしのように、宿泊施設、これがなかなか増加にいたらないというようなことで、振興公社におきましても、大きな課題になっているところであります。今、議員お話のように、グリーンツーリズム協議会等も通しまして、そういった交流人口の拡大を図っていくというのは、やっぱりこれから大きな課題になってくるのかなと思っております。

これは多賀議員の一般質問の中でも、交流人口の増加をはたそうというようなことでお答えしているわけですが、町としまして、友好交流協定を結んでいる鶴見区等にも積極的に交渉しまして、子どもさん方のサマーキャンプなどを誘致したりとか、また、モニターツアーなどを実施して、西会津の豊かな自然を満喫していただいたり、それこそ地域づくり団体の方々と連携しながら、体験ガイドをつくって、そういった都会では味わえない、田舎でのツアーというか、そういったものを実施するなどしながら、ロータスインの宿泊の増加につなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、宿泊全体を通して、満床の場合もあるし、そして、いろんな季節間の若干の差はあるんですけれども、だいたい平均しているわけです。しかし、今の傾向として、この宿泊で、やっぱり売り上げが上がらない要素はなんだとこう聞いたときに、こういう例があ

るんですね、素泊まり的なところで使う方が最近多くなってきたと、例えば、いろんな家庭に催しがあったとか、あるいは法事があったとか、いろんなそれぞれの各、それぞれ家でいろんな催しがあるわけです。ロータスインに泊まるは泊まるんです。だけれども、実際は家でご飯を食べたり、そして、そういう方々が、宿として使うということだけで、実際にこの飲食の部分だけはキャンセルをしますと、こういう傾向が最近強いということでありまして、そういうことも若干の売り上げに響いているというのが現状でありまして、極端に、なにか閑古鳥が鳴くようなものでは決してありません。それはなぜかという、やっぱりそれを宣伝をする人もちゃんといるわけですから、ですから、それなりに調べてもらえばわかるとおり、宿泊客も結構来ているところは来ているのであります。

まだ営業活動が足りないといえればそれまででありますけれども、そうした取り組みというのは、今はそれぞれの従業員みんなが、やっぱり盛り上げていこうという取り組みをしているということでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 先ほどお尋ねいただきました金融機関関係ですけれども、メインバンクが J A でありまして、小口現金等について会津信用金庫を利用しているというような、二つの金融機関を利用させていただいているというような状況でございます。

○議長 1 番、三留正義君。

○三留正義 地方自治法で、首長が出資 2 分の 1 以上している第 3 セクターは、決算書と事業計画書を提出させる義務をうんぬんというものがあったと思うんですけれども、それで、決算書まではわかったんですが、25 年度の事業計画について、文字ベースで計画の話は出ているんですが、ある種、経済事業体であるのであれば、月別計画とは言いませんけれども、大まかなものは添付なされたほうが、事業推移の目標というか、そういったものがつかみやすいのかと思うので、今後もし提出いただけるのであれば、お願いしたいと思ひまして、ちょっとお話をさせていただいたわけですが、見通しとしてはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ただいま、事業計画の中に、月別の計画とか、そういった目標ベースとか、そういったものを掲載したほうがいいのではないかなというお話であるわけですが、この内容につきましては、再度検討させていただくということで、ひとつご了承いただきたいと思ひます。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは 1 点ほどお伺いします。事業内容の中で、西会津ふるさと懐かしショーですけれども、これは売り上げと人数はいかほどあったか。あと、これ駐車場ですけれども、町営駐車場ですよね、300 円、今回取ったと話を聞いたんですけれども、その辺をお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 西会津ふるさと懐かしカーショーについてのご質問でございますけれども、今回、出展というか、あそこに出展された車でございますけれども、250 台ということでございます。それから、駐車、それを見にこられた方々の駐車台数が 2,602 台だそうでございます。それで駐車料金につきましては、協力金ということで 1 台当たり 300 円いただいたそうござい

ます。

それから、出展された方々250台につきましては、1台当たり3千円の出展料をいただいたというようなことをごぞいます。

○議長　これで報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと2時より、議会活性化特別委員会を開催いたします。その後、議員互助会世話人会を開催いたします。

本日はこれで散会いたします。(13時45分)

平成25年第4回西会津町議会定例会会議録

平成25年6月12日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大竹 享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

第4回議会定例会議事日程（第6号）

平成25年6月12日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町新田正夫教育振興基金条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第2次） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 財産の取得について（除雪ドーザ） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 財産の取得について（の） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 財産の取得について（食器・食缶洗浄機） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議会案第1号 | 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例 |

日程第17 陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情

日程第18 意見書案第1号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書

日程第19 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について

日程第20 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第21 経常任委員会の継続審査申出について

日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第24 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議員互助会総会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。

平成 25 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町新田正夫教育振興基金条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第 1 号、西会津町新田正夫教育振興基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で申しあげましたように、名誉町民新田正夫氏からご寄附いただきました 2 千万円を本町の教育振興に活用させていただくよう、これを原資とした基金を設置するため条例を制定するものでございます。

名誉町民新田正夫氏につきましては、西会津町発展のためにこれまで多くのご寄附、ご寄贈をいただいております。特に児童生徒の人材育成にはなみなみならぬ熱意を持たれ、一昨年には図書購入費として 200 万円をご寄附いただき、西会津中学校町民図書館に新田正夫図書コーナーを設けさせていただいたところでございます。

本年 4 月になりまして、図書コーナーを充実させる費用として新たに 2 千万円のご寄附をいただきました。今回の 2 千万円は多額でございまして、図書コーナーの充実だけですぐに使い切るのは困難なことから、教育振興の基金として造成し、それを取り崩しながら活用させていただくことといたしました。

なお、具体的な活用につきましては、第一に西会津中学校町民図書館の新田正夫図書コーナーの充実として偉人伝、人物伝などの図書を購入させていただき、寄附をされました新田正夫氏のご遺志を基本としながら、ご遺族と相談をさせていただきながら教育の振興に活用していく考えでございます。

それでは、条文の内容についてご説明を申し上げます。

第 1 条は、基金の設置について定めてございます。本町の教育振興の基金とするため、地方自治法の定めに基づき本条例で設置をいたします。

第 2 条は、基金の積み立てについて定めてございます。積み立てる額につきましては西会津町一般会計歳入歳出予算の定めるところによるものでございまして、今次の補正予算におきまして 2 千万円を計上させていただいております。

第 3 条は、基金の管理について定めてございます。基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管することを定めてございます。

第 4 条は、基金での運用収益の処理について定めております。基金の運用から生じる収益は、西会津町一般会計予算に計上し、基金に編入することとしております。

第 5 条は、基金の処分について定めております。この基金は本町の教育振興のための事業に使用する場合に限り財源として処分できることを定めております。

第 6 条は、基金の運用を定めております。町長が必要と認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間、その他必要な事項を定めて基金に属する現金を一時運用することができることを定めております。

第7条は、委任でございまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めることとしております。

最後に附則でございしますが、施行期日を定めております。公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、青木照夫君。

○青木照夫　新田正夫氏については、過去のお話を聞かせていただくと、私もここで生まれ育った人間じゃありませんが大変すばらしい実績を残されておると。ここで今申されてました教育振興基金という条例の内容であります。私はその他に何か新田正夫氏の顕彰というか、形になるもの、図書コーナーとかさつきありますが、そのほかにやはり、あつ、これは新田正夫氏、というようなものの形になるようなものがあればどうなのかなという私の思いつきなんですけども、そういうところはお考えありませんか。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

本議会の提案理由の説明の中で町長が申し上げた内容、それにつけるわけでございますが、まことにありがたいご寄附でございます。基本的には新田正夫様が生前いつも強調されておられましたけれども、将来を担う子どもたちに、若いうちからいい本にふれさせる。これがなによりも大事なんです、ということをおっしゃっていただいております。

で、一昨年の200万円のご寄附を賜って、先ほど課長が申し上げましたように図書館にコーナーを設けて設置をし、ご報告も申し上げたところでございます。

さらに充実させるためにということで、本当に多額の2千万円のご寄附を賜ったわけでございますから、この運用といいますか、使い方については本当に十分に検討して、感謝の気持ちをもってふさわしい事業に使わせていただくということが基本だろうと思っております。

今回賜りました2千万円、図書コーナーを完全に充実させるためには、100万円とちょっとで済む状況でございます。これにつきましてご子息であります興助様にご報告を申し上げてご了解を賜り、そしてご相談させていただいた結果、基金として有意義な活動に使わせていただくと、こういうことでご理解をいただいているところであります。私ども、基本は毎年毎年偉人伝だとか、伝記だとか出版されます。それが重なりがないようにこのコーナーで充実を図っていくと、こういうことをまず基本にすべきだろうと、こんなふうに考えております。

したがって、毎年100万円くらいずつ出るんですが、今までそろえさせていただいたものとダブっている部分は除いていけば、せいぜい金額的に申し上げますと10万円、あるいは20万円くらいで毎年そろえることができる。充実させることができると、こういうことになるかと思っております。

あくまでもそこのところを基本にして、この基金を有効に活用させていただきたいなど、こんなふうに思っております。

それから、興助様に対しては新たにこういうことについても有意義なことなので使わせて

いただきたいなというときには、興助様にご相談申し上げて、ご了解をいただきながら使わせていただきたいなと、こんなふうに思っておるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今回の説明は確かにそういうことであろうかと思えます。私はこの6条にもそういう必要があるときというところでちょっと見たものですから、私は今まで過去を聞かせていただくプールとか、ラッセル車とか、あといろんなそういう教育関係に長年の間、一過性じゃなくて長年の間、また今回も2千万円という本当に普通にはできないようなすばらしいそういう貢献をされている方に対して、私はもっと形ある、そういうものが6条の中にはどうなのかなと、私は思ったものですから、そういう、これが新田正夫氏のあれですよとか、そういうものが一目で町民にわかるような形であれば、なおその遺志が伝わるのかなと思って発言させていただきました。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 名誉町民第1号でありますので、玄関のほうに新田正夫さんの肖像画と、そして新田正夫さんの経歴を若干そこに掲額をさせていただいております。青木議員がおっしゃるのは、例えば胸像とか、あるいは銅像とか、そういう形であるともっと威厳といいますか、ああ、この人が名誉町民だと、こういうふうにすぐにわかるようなものと、こういうような解釈をしておりますけれども、この胸像やあるいは銅像等ということについては、この教育基金の中から出すのが適当かどうか。これらについてはご子息、興助さんと、そういう基金の活用かどうか、これは少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も先ほど行われた在京西会津会にまいりましたので、新田興助さんにお会いして2千万の御礼とお悔やみを申し上げてきました。2千万で積み立てても、基金をしてもゼロ金利ですから、果実というわけにはいきません。そうするとこの2,000万円をどう使っていくか。新田さんは生前は偉人伝だと。を中心にと、こうおっしゃられていたわけです。今、教育長のお話を聞いてますと、新たな偉人伝というのはそんなに費用がかからないということですから、私はもっと図書の本とするならば、年に100万なら100万、200万なら200万を買って、新田コーナーを充実していったほうがかえって意に沿うのではないかなという気もしますし、もう一つは小学校がまもなく新しく開校しますから、小学校の図書にも新田正夫コーナーを設けることが新田さんの考えにも沿うのではないかなという気がしますが、そこら辺はどうお考えですかということと、そうすると年間100万ずつお使いになれば20年ですか。200万ずつで10年ですか、やはり果実が期待できないとするならば、一定の年数でこれを使うと。活かさせていただくということがいいのではないかなと思いますがいかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 私どもといたしましても、ほぼ同じような考え方でございまして、新田正夫様の本当の心を体して、この寄附をいただいた2千万円を活用していくのが基本だと、先ほど申し上げたとおりでございまして。この度の2千万円のご寄附をお申し出いただいた文書の中では、少年、これがまず中心であります。それから青年、そして老年の方にも、こううたわれ

ておりまして、本当にまた、幅を広げていただきましてありがたく思っておるところでございます。

したがいまして、西会津中学校町民図書館の充実、これを第一に考えて取り組んでまいりたいと思っております。

それから小学校にというお話も賜りましたが、あと2年間で校舎を新築していただきます。したがいまして、図書館も一緒に、小学校図書館としても位置づけることができますので、そのことも踏まえながら小学生向きの本も重視しながらそろえていくというふうなことで、毎年毎年計画を立てて、そして興助様にお伺いを立て、ご理解をいただいて使わせていただきたいなど、そういう進め方を基本に考えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長　ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町新田正夫教育振興基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町新田正夫教育振興基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、社会保障と税の一体改革を着実に進めるための、平成25年度地方税法の改正に伴うものであり、個人住民税、固定資産税等の条項を改正するものであります。

それでは改正条文についてご説明を申し上げます。

併せて条例改正案新旧対照表をご覧願います。

議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中、法第314条の7第2項の次に、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。を加える。

これは、寄附金の税額控除を規定するもので、個人の町民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率、100分の2.1を乗じて得た率を加算する措置であり、読み替え規定の追加であります。

これは、平成 25 年分の所得税から適用される復興特別所得税を寄附金の税額控除に加えるものであります。

第 55 条第 5 項中、独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。を削る。

これは、固定資産税の納税義務者を規定するもので、固定資産税の納税義務者の特例措置対象から独立行政法人森林総合研究所を除外するものであります。

なお、本町におきましては、独立行政法人森林総合研究所が所有する固定資産税はありません。

第 133 条第 4 項中、独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。を削る。

これは、同じく独立行政法人森林総合研究所について特別土地保有税の納税義務者等の特例措置対象からも除外するものであります。

なお、特別土地保有税につきましては、税制改正により、平成 15 年度から現在まで課税停止となっております。

続きまして、附則の改正であります。

第 2 条は削除いたしまして、第 3 条は、延滞金の割合等の特例について改正するものであります。

これは、市中金利が低下していることなどを踏まえ、国税の見直しに合わせ、利率の引下げを行うものであります。

現行の延滞金の割合につきましては、納期限後 1 カ月を超えた未納額については年 14.6 パーセント、納期限後 1 カ月以内の未納額については年 7.3 パーセントとなっております。

この割合が改正によりまして、納期限後 1 カ月を超えた未納額については、財務大臣が告示する特例基準割合、いわゆる貸出約定平均金利に 1 パーセントを加算した割合であります。これに 7.3 パーセントを加算した割合となります。

また、納期限後 1 カ月以内の未納額については、今ほど説明いたしました特例基準割合に 1 パーセントを加算した割合となります。

次に、附則第 4 条第 1 項は、納期限の延長があった場合の延滞金の特例を規定するものであり、前条と同様に利率の引下げを行うものであります。

続きまして、附則第 4 条の 2 は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定するものであり、租税特別措置法の改正により、公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えるものであります。

続きまして、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を規定するものであり、適用期限を 4 年間延長して平成 29 年度までの入居者を対象とするともに、控除期限についても平成 39 年度までとするものであります。

また、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとしたものであります。

続きまして、附則第 7 条の 4 は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定するも

のであり、平成 25 年分の所得から課税されます復興特別所得税率、100 分の 2.1 を乗じて得た率を加算する措置を講ずるものであります。

続きまして、附則第 10 条の 2 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定するものであり、都市再生特別措置法の規定による管理協定が締結された備蓄倉庫について、固定資産税の課税標準を締結後 5 年間はその価格に町条例で定める割合、3 分の 2 を乗じて得た額とする特例措置を講ずるものであります。

続きまして、附則第 17 条の 2 第 3 項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定するものであり、租税特別措置法第 37 条の 9 の 2、認定事業用地適性化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例を特例対象から削除するものであります。

続きまして、附則第 22 条の 2 は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定するものであり、第 1 項では納税義務者の、第 2 項では相続人の、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を新たに受けることができることとしたものであります。

続きまして、附則第 23 条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を規定するものであります。

適用期限を 4 年間延長して平成 29 年度までの入居者を対象とするとともに、控除期限についても平成 39 年度までとするものであります。

また、平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとしたものであります。

次に、附則について申し上げます。

第 1 条は施行期日についての規定であり、第 2 条では延滞金に関する経過措置を、第 3 条では町民税に関する経過措置を、そして第 4 条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　なぜ、税条例を改正しなくちゃならないかというその背景がちょっとつかめないでお尋ねするわけですが、説明を聞いていればほとんど私には影響がないのではないかなという気がしますが、西会津、古くからいるわれわれ住民についてはどういう関係があるかということ、この国の変ったからということでしょうか、これ、いわゆる増税を狙ってか、あるいは減税を狙っているか。

それと独立行政法人、何か所か出てきましたが、これの取り扱いが変更したのかどうかということ、復興特別措置法、復興特別ということいろいろ、一連の大震災の関係で、結構この条例が改正されたと思ったんですが、そこら辺はそう思っているのかどうか、まずお伺いします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

まず第1点目の本町における町民への影響、この税条例の改正による町民への影響という部分でございすけども、まず一つ目とすれば住宅取得控除であります。これにつきまして、先ほどご説明いたしましたとおり、平成26年4月から平成29年の12月までの入居された方につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、控除の限度額の拡充が図られました。

その中身でありますけども、税条例とは関係ありませんけども、所得税でまず、住宅取得控除が受けられます。その限度額が今まで20万でしたが、26年4月以降につきましては40万まで拡充になりました。

それで結局借入金の、その拡充になった部分と所得税で控除される部分が結局余る場合があります。40万まで限度になりますけども、その方が納めている所得税が20万でしたら20万まだ引ききれない部分がありまして、その分は町県民税で引くこととなります。町県民税分から住宅取得控除がひかれると。

その引かれる率も今までですと5パーセント、県と町合わせまして5パーセント、町が3パーセント、県が2パーセント。それが改正によりまして7パーセントまで引かれるということになりまして、町が4.2の県が2.8ということで、限度額それぞれありますが、限度額も9万7,500円が13万6,500円まで引き上げられたということで、町内の方が新築、住宅を建てられて、住宅借入金等の特別控除を受ける際には、余計受けることができる。その面ではプラスの面ということでもあります。

あともう一つ、特別復興所得税でありますけども、それにつきましては、平成25年分の所得から、所得税に2.1パーセント分上乘せという形で皆さん納める形になります。これは平成49年分の所得までですので、かなり長い間皆さんは現行の所得税にプラス2.1パーセントを復興特別所得税として納めていただくこととなりますので、その分についてはマイナスの部分ということでもあります。

それからあと、独立行政法人の改正につきましては、今まで課税の特例を受けていたものがはずれたということでございまして、本町に該当する分はございせんけども、町民の生活には影響はないということでもあります。以上です。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ありがとうございます。

参考までにお尋ねしておきます。つかんでおられればお答えいただきたいんですが、いわゆる津波被害と原発等の被害でその土地を売って別なところへ土地を買って家を建てるということが一連起きてくるわけですが、それらも考慮といたしますか、頭に入れた今回の税の改正かどうか、それだけおつかみであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 大震災絡みで家屋、住宅が流された方の部分につきましては、今回の附則の22条と23条の改正の部分がありまして、その分につきまして附則22条の2の改正につきましては、結局新たに違う場所に住宅を求め、結局前の土地を売って求めるような場合は、長期譲渡所得の特例ということで規定されておりますし、その22条の規定によりますと、結局相続人、津波でお亡くなりになった方の相続人ないし、あと納税義務者ですか、所有者ではなくて納税義務者と相続人が新たに適用を受けられるというような改正の部分もございす。

23条につきましては、今ほど言った大震災の被災者に係る住宅借入金の特例控除、それも規定されてございますので、そういった東日本大震災絡みの税改正の部分は今回の改正に含まれてございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 3月の議会でしたっけ、延滞で14.6というところに私ひっかかったわけですが、国全体がそういう取り扱いだということで、地方六団体は現状に合った金利にすべきだということで政府、国会に働きかけておられるわけですが、そこら辺は今回、聞き届けていただけなかったんですが、そこら辺の、もし情報をつかんでおれば、全くこういうこと考慮しないで今までどおりやったということか、それとも地方の意見はそれ相応に聞いたがやはり14.6を維持していくべきだというような、もし、これは国の大きな問題だから、つかんで、情報としてつかんでおられればここで教えていただければと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 延滞金の関係のご質問だと思います。先ほど議案の説明の中で延滞金につきましては納期限後1カ月を超えるものについては14.6パーセント、1カ月以内のものについては7.3パーセントというふうな今の条例なっております。今回改正によりまして、具体的に申し上げますと、改正によりまして特例基準割合という割合がございます。その割合につきましては、国内銀行の貸出約定平均金利、年平均、それに1パーセントを加算した額が今申し上げたとおりの特定基準割合となります。

それに14.6パーセント、1カ月を超えたものについてはその特定基準割合に7.3パーセントを加算した額が1カ月を超えた延滞金の率となります。

1カ月以内のもの、今現行7.3パーセントでございますけれども、その特定基準割合に1パーセントを加算した部分が延滞金の率となります。

ちなみに現在の国内銀行の貸出約定平均金利、約1パーセントでございます。ですので、その1パーセントに1パーセントを加算した割合。ですから2パーセントが特定基準割合となりますので、それでいけば14.6パーセントは9.3パーセントに、7.3パーセントは3パーセントに、それぞれ下がるということになります。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、地方税法の改正及び平成25年度分に係る税率の改正であります。

まず、地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の改正についてご説明いたします。

お配りいたしました議案3号関係資料A4版1枚の特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等をご覧いただきたいと思っております。

資料、中ほどの①保険税軽減制度に係る特例であります。国保税の7割、5割、2割軽減の判定をする際に、国保から後期高齢者医療に移行した者を含めて算定する措置について、現行の5年間から恒久化するものであります。

資料の②世帯割に係る配慮をご覧願います。国保から後期高齢者医療制度に移行し、国保に残った者が一人の世帯、特定世帯について、5年間は世帯当りに係る平等割を2分の1軽減しておりますが、その移行後6年目から8年目の間は4分の1軽減する措置を新たに追加するものであります。

次に、平成25年度分に係る税率の改正についてご説明いたします。

国保税は、保険給付費などの一年間に必要な経費から国県の負担金等を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税される税であることから、毎年税率の改正が必要となります。

まずはじめに、税率改正の基礎となります平成24年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、平成25年度予算の医療費などの所要見込み額の考え方などについて、ご説明いたします。

関係資料として配布しておりますA3版の平成25年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)、この資料でございます。の1ページをご覧願います。

国民健康保険特別会計・事業勘定の平成24年度と平成23年度の決算比較表であります。

平成24年度の決算見込みにおける歳入合計は10億7,317万6,296円、歳出合計は10億2,917万8,763円であり、歳入歳出差引額は、4,399万7,533円の黒字となる見込みであります。

このうち1千万円は、平成24年度の精算により国庫等へ返還しなければならないため、残りの3,399万7,533円が、平成25年度に減税財源として充当できる最高限度額となります。

次に、2ページをご覧願います。左側の表は国保税算定の基本となる保険給付費、いわゆる医療費の見込みであります。

昨年4月から本年3月までの月平均は、4,177万3,328円でありました。一方、月平均の被保険者数につきましては、2,167人と昨年の本算定時の2,316人と比較して149人減少しております。

本年度の保険給付費の見込みにつきましては、一人当たりの保険給付費が増加傾向にあることから、一人当たりの年間医療費を23万5千円とし、これに見込みの被保険者数を乗じま

して、月額4,100万円、年額4億9,200万円を見込んだところであります。

なお、この額は昨年度と比較して、1カ月あたり350万円、1年間で4,200万円の減額となっております。

次に右側の基金最低保有額をご覧ください。

基金の最低保有額につきましては、昨年、西会津町国民健康保険運営協議会の中で審議いただき、本年3月議会定例会で、国民健康保険条例の一部改正のご議決を賜り、基金の最低保有額を保険給付に要した費用の前3カ年の平均年額の4分の1相当額以上に達するまで積み立てるから、保険給付に要した費用の前3カ年の平均年額の100分の10相当額以上に達するまで積み立てるに改正いたしました。

このことから、平成24年度末の基金の最低保有額は8,190万3,248円となります。

一方、平成24年度末の基金保有額の見込みは1億2,295万979円であり、第5期国保財政3カ年計画により減税財源として2千万円を取り崩しても、平成25年度末の基金残高は1億295万979円となり、最低保有額を確保することとなります。

次に、3ページをご覧ください。一般医療分の税率改正に係る資料であります。

国民健康保険税の基礎となるものが一般被保険者の療養給付費であります。

歳出の保険給付費の項目の中の療養給付費であります。2ページでご説明いたしましたとおり、平成25年度の療養給付費一般分として4億9,200万円を見込みました。

次に上の段の歳入であります。国県支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引きまして、不足する額が、国民健康保険税として必要な額となります。

歳入の下から11段目にあります。保険財政共同安定化事業交付金9,434万1,492円ありますが、これは、市町村間の保険料の平準化と財政の安定化を目的に交付されますが、平成23年度までは拠出金より多く交付されておりましたが、昨年度からは拠出金の方が多くなり、平成25年度は1,041万1,094円の負担超過となります。

次に歳入の下から10段目にあります。前期高齢者交付金ありますが、これは、65歳から74歳の前期高齢者の割合に応じ、国が定めた一定の率で見込給付費が概算交付され、翌々年度に実績により確定した調整給付費を精算額として当該年度交付金と合算調整され交付されるものであります。

平成20年度に創設され5年を経過したことから、数字的には安定し、大きな増減はなくなりましたが、前年度と比較すると914万8,789円減額となりました。

歳入の下から6番目の欄、国保支払準備基金繰入金は、計画に基づき2千万円を繰り入れし、その下の欄、繰越金では1,999万7,533円を減税分に充当し、合計で約4千万円を減税財源としたところであります。また、1,400万円を基金に積み立てることとしました。

その結果、歳入の一番上の欄の国民健康保険税の現年課税分は、1億441万592円となりました。

なお、今年度から過去の実績等を勘案し、国民健康保険税の滞納繰越分を400万円見込むとともに、現年課税分の徴収率を95パーセントと昨年度より1パーセント高くしたところであります。

次に4ページをご覧ください。4ページは後期高齢者支援分の税率改正に係る資料であり

ます。

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものであります。

その負担額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の負担額は、1 億 2,331 万 298 円であります。この額から国県支出金等を差し引きまして、不足する 4,694 万 7,366 円が国民健康保険税となります。

次に 5 ページをご覧ください。介護分の税率改正に係る資料であります。

この介護分は、65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために必要な介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者から納付いただくもので、一定の割合により国県等からの補助金や国保税によって賄われております。

その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要な額は、5,900 万 7,039 円であります。この額から国県支出金等を差し引き、不足する 2,600 万 3,520 円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、6 ページから 12 ページまでの資料につきましては、平成 25 年度の税率案の概要であります。

まず 6 ページをご覧ください。6 ページにつきましては、医療分の基本方針であります。①の国民健康保険税として必要な額は、先ほどご説明いたしましたとおり、一般医療分で 1 億 441 万 592 円でありまして、昨年より約 43 万円減少しております。また、徴収率につきましては過去の実績を勘案し、昨年度より 1 パーセント高い 95 パーセントを見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額等を確定するための基準日として、5 月 20 日を設定したところであります。

次に③の応能・応益の賦課割合につきましては、標準割合は 50 対 50 でありますが、過去 3 年間は景気の悪化に伴う所得の大幅な落込みなどから、所得割の賦課割合を下げ調整してきており、昨年度は応能割合を 48、応益割合を 52 として算定したところであります。今年度は所得の状況が回復しているため、応能割を引上げまして、標準の 50 対 50 で算定しました。

次に④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き 7 割・5 割・2 割の税負担を軽減することといたしました。

また、先にご説明いたしました税制改正により改正する分も含めました後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うことといたします。

以上のことを勘案し、税率を計算した結果が、右の表の 2. 医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

税率であります。所得割が 5.49 パーセント、資産割が 22.60 パーセント、均等割が 21,500 円、平等割が 17,100 円となりました。

賦課割合につきましては応能割が 50.11、応益割が 49.89 となり、所得割だけが 3.13 伸びております。これは、農業所得の伸び等により課税所得が増えたことによるものであります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額 2 万 1,150 円、平等割額 1 万 7,100 円に対しまして、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字であります。

また、軽減対象者数であります。平成 25 年度の該当人数は 1,073 人で、被保険者全体の 50.85 パーセント、軽減該当世帯は 647 世帯で、世帯全体の 52.95 パーセントの世帯が該当することになります。なお、この軽減される額の 4 分の 3 は国県が、残りの 4 分の 1 は市町村が負担することになっております。

次に 7 ページをご覧ください。7 ページにつきましては、一般医療分に係る算定基礎表であります。まず、左側の大きな表の区分 1. 所得割課税標準額であります。前年度と比較しまして約 4,400 万円の増額となりました。この増額の主な要因は、米価が上昇したことなどによる農業所得の増加などです。

次に右上の表をご覧ください。一人当たり及び一世帯あたりの税負担額であります。今年度は税率を引き下げておりますが、所得の伸びにより、一人当たりの税負担額は、昨年度より 2,996 円増額の 5 万 2,091 円となり、1 世帯あたりの税額も 3,504 円増額の 8 万 9,944 円となります。

次に 8 ページをご覧ください。8 ページにつきましては、後期高齢者医療制度への支援分です。①の税として必要な額は 4 ページで説明しましたとおり、4,694 万 7,366 円で、昨年度より約 514 万円の増となりました。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様です。

この結果、支援分にかかる税率は、所得割が 2.20 パーセント、資産割が 9.20 パーセント、均等割が 8,700 円、平等割が 7 千円となり、必要額が増額となったことから、税率が上昇しました。

なお、応能・応益の賦課割合は医療分と同じく 50 対 50 となっております。

次に軽減額であります。均等割額 8,700 円、平等割額 7 千円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字であります。平成 25 年度の軽減該当人数は 1,176 人で、被保険者全体の 49.83 パーセント、軽減該当世帯は 703 世帯で、世帯全体の 52.27 パーセントの世帯が該当することとなります。

次に 9 ページをご覧ください。9 ページにつきましては、支援分にかかる算定基礎表です。右上の一人当たり及び一世帯あたりの税負担額につきましては、税率が上がったことから、一人当たりの税負担額は昨年度より 3,110 円増額の 2 万 893 円、1 世帯あたりの税額は 4,822 円増額の 3 万 6,660 円となります。

次に 10 ページをご覧ください。

10 ページにつきましては、介護分の税率改正（案）です。①の税として必要な額は 5 ページで説明しましたとおり、2,600 万 3,520 円で昨年度より約 272 万円増えております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様です。

この結果、介護分にかかる税率につきましては所得割を 2.13 パーセント、資産割を 12.30 パーセント、均等割を 1 万 1 千円、平等割は 6 千円とするものであります。

次に賦課割合です。応能割合と応益割合の比率はおおよそ、50 対 50 となったところであり、

次に軽減額です。均等割額 1 万 1 千円、平等割額 6 千円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた数字です。軽減該当者数は 472 人で、被保険者全体の 45.30 パー

セントとなります。また軽減該当世帯は 392 世帯で、全体の 48.10 パーセントの世帯が軽減を受けることとなります。

次に 11 ページをご覧ください。介護分にかかる算定基礎表であります。右上の一人当たり及び一世帯あたりの税負担額につきましては、税率が上がったことから、一人当たりの税負担額が昨年度より 3,732 円増額の 2 万 6,165 円となり、1 世帯あたりの税額は 4,559 円増額の 3 万 3,453 円となります。

次に 12 ページをご覧ください。左上の表であります。平成 24 年度と平成 25 年度との被保険者数及び世帯数の比較であります。本算定時で、被保険者数は 163 名、世帯数は 69 世帯の減となりました。

次に左下の表であります。平成 24 年度と平成 25 年度との税額の比較であります。今まで説明したものをまとめたものであります。医療分は減税財源を投入し、負担の軽減に努め、税率は引き下げとなりましたが、所得の増などにより増額となりました。また、支援分と介護分につきましても、必要額が増加したことから増額になりました。合計では一人当たりが 9 万 9,149 円で、平成 24 年度と比較しますと 9,838 円の増額。一方、一世帯あたりでは 16 万 57 円で、1 万 2,885 円の増額となったところであります。

次に、13 ページをご覧ください。国保税率の対前年度比較であります。一番左端が平成 24 年度の税率であり、左から 2 番目の表は基金も繰越金も減税財源として充当しない場合、左から 3 番目の表は基金を 2 千万円充当した場合の税率であり、一番右端の表が今まで説明いたしました基金 2 千万、繰越金 2 千万円を減税財源として充当した場合の表であります。

4 千万円の充当により、減税財源を全く投入しない場合と比較しますと、一人当たりで 1 万 7,175 円、一世帯当たりで 2 万 9,657 円の減税になっております。

次に、14 ページをご覧ください。

14 ページにつきましては、今回の改正により 4 つのモデルケースで税額がどのように変わるかを比較したものであります。基本的には増額となりますが、ケース 2 のようにケースによっては減額となる場合もあります。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げます。議案書と併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

3 条から 5 条の 2 までは、医療分に係る税率の改正であります。3 条は所得割の率を 100 分の 5.49 に、第 4 条は資産割の率を 100 分の 22.60 に、第 5 条は均等割額を 2 万 1,500 円に改めるものです。

第 5 条の 2 は先にご説明いたしました地方税法の改正に伴う改正を加えるもので、1 号は国保税の軽減判定をする際に含めることとなっております国保から後期高齢者医療に移行した者、特定同一世帯所属者の規定で 5 年を経過するまでの間に限っていたものを削除するものであります。

また、特定継続世帯の規定を加え、特定世帯として 5 年間世帯当たりにかかる平等割を 2 分の 1 軽減する措置に加え、その後 3 年間は 4 分の 1 軽減する措置を新たに追加するものであります。

なお、税率の改正としましては、第 5 条の 2 第 1 号は一般世帯の平等割額を 1 万 7,100 円

に、同条第2号は特定世帯の世帯割額を8,550円に改め、同条3号に特定継続世帯の世帯割額1万2,825円を加えるものであります。

第6条から第7条の3までは、支援分に係る税率の改正であります。6条は所得割の率を100分の2.20に、第7条は資産割の率を100分の9.20に、第7条の2は均等割額を8,700円に、第7条の3第1号は一般世帯の平等割額を7千円に、同条第2号は特定世帯の世帯割額を3,500円に改め、同条3号に特定継続世帯の世帯割額5,250円を加えるものであります。

第8条から9条の3までは、介護分に係る税率の改正であります。第8条は所得割の率を100分の2.13に、第9条は資産割の率を100分の12.30に、第9条の2は均等割額を1万1千円に、第9条の3は平等割額を6千円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。

第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に訂正するとともに、特定継続世帯を追加するものであります。

附則第15項であります。地方税法の改正により関係条項が変更になったことによる改正であります。

次に附則であります。第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の改正案につきましては、去る5月31日開催の西会津町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第4号、西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに条例改正の概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、町長が提案理由の説明で申しあげましたとおり、甲石地区への飲料水を供給するため、給水区域に甲石地区を追加する改正であります。

それでは、条例の説明をさせていただきます。あわせて議案と一緒に条例改正案新旧対照表の21ページをご覧くださいと思います。

西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例。

西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の改正であります。

別表第2であります。西会津町飲料水供給施設の給水区域、給水人口及び給水量について規定するものであり、青坂飲料水供給施設の給水区域の字の宮ノ下の次に北山、甲石原及び甲石を追加するものであります。

次に附則であります。施行期日の規定です。本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　青坂の飲料水施設から甲石を賄うというようなことでありますけども、一昨年青坂地区の飲料水施設ができるまでは、震災後濁り水が出てなかなかいい水源が見つからなかったと、苦労したように聞いております。昨年、おかげさまで大変いい水源が見つかって水道が供給できるようになったということですが、あの地区はなかなかいい水源がなかったということを知っておりましたので、この水源が甲石地区まで飲料水を供給するようになって、水量に対して問題ないのか。

昨日建設水道課にお尋ねしましたら、今の簡易水道の水源は今のところ湧水、空梅雨と言われているけども、どこも問題ないということでありましたが、本格稼働して2年ぐらいですね、今シーズン。今、この空梅雨でこれから湧水が心配される中で、この青坂飲料水、水源の問題はないのか、その1点お尋ねいたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　青坂飲料水供給施設の水源のご質問にお答えいたします。

青坂の水源につきましては、新たに水源を求めたものでなく、今まで使っておりました水源を使用し、その濁った水を濾過施設を先回新設いたしまして、水道水を濾過してきれいな水をつくりましてそれを供給しております。

水源につきましては去年の湧水にも耐えたというようなことで、また、青坂地区の給水人口も減っておりますので、甲石地区を新たに供給いたしましても十分な水量を確保できるというようなことでございます。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　今までの既存の水源だということですけど、ダストセンターが近いということとちょっと住民に不安の声もあったんですけども、その対応についてお願いします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　水源の水質についてのご質問にお答えいたします。

水源につきましては、水道法の規定によりまして月に何回、年に何回というようなことで水質検査をしており、それについては全て合格するというようなことで今まで飲料水を供給しておりますので、そのところは十分確認して皆さまに飲料水を供給しているということでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1日の最大給水量が10.6立米ということですが、これによって使用していただける人数が最大53人ということで理解をしていいのか。それじゃあ実際青坂で何人水を使っておられるのか、新しく増える甲石では何人これを利用するのか、そこもお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 飲料水供給水につきましてはの人口についてのおただしにお答えいたします。大体1人1日に使用する水というのは大体200リットルで計算しております。それで53人ということで10.6立方メートルということで計画水量が青坂飲料水供給施設では定まっております。

それに対して現在青坂では18人、それで甲石で14人で合計32人というようなことでございますので計画給水より十分下回っておりますので十分これに耐えられるというようなことでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。明神橋の耐震補強工事における交付金決定額の減額に伴い、事業費の調整を行なうほか、本年度、民間事業所が整備する小規模多機能型居宅介護事業所等につきまして、県からの補助金が追加交付されることに伴う事業費の増額、さらには、野沢保育所の駐車場整備費などを追加計上いたしました。

また、新たに造成する新田正夫教育振興基金への積立てや、空き家情報バンク立ち上げに

要する経費、福島県産農林水産物の県外でのPR及び風評被害の払拭活動に対する支援事業の経費を新規に計上するものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金、並びに寄附金などを充当することとし、財源調整の結果、剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成25年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,213万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,328万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項3目土木費国庫補助金6,500万円の減は、明神橋耐震補強工事に係る社会資本整備総合交付金の額の決定によるものであります。

次に、14款県支出金、2項2目民生費県補助金840万円は、小規模多機能型居宅介護事業所開設に伴う補助金の追加であります。5目農林水産業費県補助金300万円は、福島県産の農林水産物に係る安全・安心をPRするための、支援事業補助金であります。

次に、16款寄附金、1項3目教育費寄附金2千万円は、名誉町民・新田正夫氏からいただきました教育振興のための寄附金であります。

次に、19款諸収入、5項4目雑入146万8千円は、空き家情報バンク事業に係る財団法人地域活性化センターからの地域活性化支援事業助成金であります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。2款総務費、1項5目財産管理費3,003万7千円は、旧奥川小学校改修工事に係る追加と、今次補正予算の歳入歳出を調整した結果、剰余分を財政調整基金に積立するものであります。10目ふるさと振興費146万8千円は、空き家情報バンク事業に係る新規事業であります。

次に、3款民生費、1項3目老人福祉費840万円は、小規模多機能型居宅介護事業所等開設に伴う補助金の追加であります。2項2目児童措置費470万円は、野沢保育所駐車場整備工事費の追加計上であります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費300万8千円は、ふくしまの恵み販売力強化事業として取り組む福島県産の農林水産物の販売・PR活動など風評被害払拭のための支援事業費の新規計上であります。

次に、7款商工費、1項3目観光費25万5千円は、鳥追観音公衆トイレ建築にかかる設計監理委託料の追加であります。

次に、8款土木費、1項4目橋りょう維持費1億円の減は、社会資本整備総合交付金事業で実施する明神橋耐震補強工事の補助事業費決定によるものであります。

次に、10款教育費、1項2目事務局費2千万円は、名誉町民、新田正夫氏からいただきま

した寄附金を原資として教育振興事業へ活用していくため、新田正夫教育振興基金造成のための積立金であります。

次に、4ページに戻っていただきたいと思えます。第2表債務負担行為補正、追加であります。町道明神橋線・明神橋耐震補強事業につきまして、平成25年度から平成26年度にかけて実施するため、設定をお願いするものであります。限度額は、平成26年度以降支出予定の1億5千万円であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、青木照夫君。

○青木照夫　7ページのふるさと振興費、13款のホームページ作成委託料100万となっておりますが、これは提案理由の中でも財団法人地域活性化ということで補助を受けてやられるということなのですが、今まで町でも空き家情報に対するいろんな取り組みをされていたと思いますが、その今までの成果と、この今取り組まれている内容についてはどういう差があるわけですか。今までの成果があったらその成果の情報を教えていただきたい。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　それでは、ふるさと振興費についてのご質問にお答えしたいと思います。

このホームページにつきましては、町長が提案理由の中でも申し上げましたように、空き家情報バンクというようなそういったものをつくりまして、それを町外に情報提供するためにホームページを作成していわゆる町外の方に、町内のほうに移住していただいたりとか、さらに交流人口の増加を増やそうというような、そういったことで今回こういうホームページを利用するというようなことで事業費を上げさせていただいたところであります。

なお、まず、今年の空き家の物件の情報関係ですけれども、今年1件ほど町外の方が町内の空き家を今お借りしているというような状況でございます。そういった成果は一つあります。

それから今までこの空き家情報につきましては、実際にその物件等を掲載する場合には県のホームページを利用して情報を流していたというような状況でございます。ですからどうしてもほかの町村とも比較されますし、なかなかこちらのほうに入ってくる方というのが詳しい情報をお伝えできなかったというようなそういったことがありましたので、これを町独自のホームページを作成しまして、当然所有者の了解を得た物件等につきまして写真等の掲載から建物の見取り図とか、どういう条件であるとか、そういった詳しい情報を掲載したいというふうに考えております。

それとあわせまして、そういった空き家情報のほかに町の今現在進めております定住とか、交流人口の拡大にかかわる施策等も載せまして、例えば子育てにかかわるものとか、さらに就農関係、また、住居にかかる補助事業とか、そういったものも掲載しまして、多くの町外の方々、首都圏等から定住されるようなそういう情報を提供したいというふうに考えております。以上であります。

○議長　8番、青木照夫君。

○青木照夫　今の説明では、今までの役場のホームページの中では県を通してやっていたということで、今回は町独自のホームページを立ち上げて、それを委託して取り組まれると

いうことでその成果を図るということによろしいですね。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 民間の介護施設、福祉施設にかかわる補助金なのですが、今回も前回とはまた別に県の支出金というような形で840万きて、町を経由して、まるきりスルーして事業者にわたっているようなのですが、双方、総額でどのぐらいの補助金が出ているんでしょうかお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。民生費の老人福祉費の質問でございますが、民間の事業所への補助金ということで2つおまして、小規模施設等整備補助金につきましては今回の補正を含めまして3,720万円になります。

それから小規模福祉施設等運営費補助金につきましては今回の補正を含めまして1,620万円という金額になります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 総額はわかりましたけども、これ、補正で後から追加になるというようなことだったんでしょうけども、今後またこういう県の支出金等の補助金が入る可能性はあるのかなのかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今後の動向ということでございますが、今回増額になりました理由でございますが、小規模介護施設等整備補助金につきましては、当初は基本額で1施設3千万という補助金でありましたが、県と協議をしている中で、豪雪加算、西会津町は特別豪雪地帯ということがありますので、その豪雪加算が1施設当たり240万加算されるということがありましたので、3施設分で720万円の増額になりました。

先ほど答弁いたしました補助金の合計額であります、もう一度申し上げます。小規模介護施設等整備補助金としましては9,720万、それから小規模福祉施設等運営費補助金につきまして1,620万という金額に最終的になります。

それで今ほど申し上げましたように小規模施設等整備補助金につきましては、豪雪加算がつきまして、豪雪加算の分で720万円の増加になります。

それから小規模福祉等運営費補助金につきましては、これは入所の施設の入所定員1人につき60万円の補助が出るということでありまして、グループホームが18床、それから小規模多機能型居宅介護事業所は当初7人で計画をしたんですが9人まで認められるということがわかりましたので2名増加しました。その2名増加分の今回120万円を増加するというものでありまして、今後は補助金の増加はないというふうを考えられますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 民生費で保育所駐車場整備工事、確か当初300万の予算だったと思うんですけども、今回新たに470万の追加というのは全体的に必要なのか部分的な箇所が増えたのか説明をお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所駐車場整備工事につきましても補正予算の内容についてお答え申し

上げます。

保育所駐車場整備工事につきましては、今ほど議員おおせられましたとおり当初予算では330万、工事費となっております。今年融雪がちょっと遅かったものですから、4月中旬になりまして既存家屋の取り壊しがありました。

その後現地確認を行ったところでありますが、現地確認を行いまして、子どもの送迎時の安全確保を一番に、冬期間も安全に使えるようにということで検討しましたところ、冬期間の利用を考えたときは、まず除雪対策が大きく必要になってきたという、当然除雪対策あるわけですが、除雪用重機を入れるのに横断する各進入口に入れる側溝が両方ともちょっと強度が弱いということがありまして、両側の進入路の側溝を重機の横断に耐えうる側溝に布設替えをするということが出てきました。

それから、全面舗装するというのでありまして、雨水ですとか融雪の際の水が相当量出てくるということが判明しましたので、隣接する住宅もあることから、両側に側溝を入れるという工事を追加するというので今回工事費の増額になりましたのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 靴の中から見つけるのに暇取ったので、説明ちょっと聞けなかった部分あるかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

明神橋ですが、1年の予定が2年になったということで、いわゆる工事の仕方、工法等には影響がないのかなという感じがしますが、そこら辺はどうお考えですか。2年で道路仕上げるとしたら予算がつかないから3年、4年ということあるわけですから、こういうことはあることだと思いますが、河川関係ですから、やはり本来ならば一気にやったほうがいいんだと思いますが、そこら辺で工法といいますか、それに影響がないのか。

この関係で債務負担行為をするわけですが、ここらでちょっと今年の当初予算、それそうすると債務負担行為で今年のとった分を次の年度までということ、そこらちょっと聞き逃したので、明神橋の債務負担行為、どういうわけで取るのかということ、すみませんがもう一回説明していただきたいと思えます。

介護施設が増額になるというこの内容がわかりました。豪雪加算があったということですが、これ、最初から気づいていれば加算されたでしょうが、どの時点で役場の関係者が見つけたのか補助を申請した人が見つけたのか、県の人か。それで、見つけたのは問題ありませんが、豪雪加算、豪雪のために建物の設計がそれなりの規制といいますか、強度といいますか、そういう豪雪加算を受けることによって設計に、構造に影響あるのかないのか。

それと、2人ベッド数が増えるということで、この増えるということは喜ばしいことですが、申請して受け付けただけになぜこういうことが起こってくるのかなど。こういうことがあるからかと思えますが、役場裏でしますということですが、一向に工事が始まっている様子が見えませんが、これは既定の予定どおり進んでおるのかということもあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 明神橋のご質問にお答えいたします。まず明神橋の工法についてでございますが、工法につきましては、まず上部工の耐震ダンパーというものを設置いたしまして、

地震がきた場合、そのダンパーで地震力を弱めるというような工法と、あと支承といいまして、上部工の桁と橋台をつなぐ器具というか、そういうのがございます。その強化を行うということと、橋脚の強度不足を解消するため、巻き立てのコンクリートをするというようなことと、あと、補修として上部工の塗装とリベットの交換、あと橋の表盤について炭素繊維で強化を図るというような工法を検討しているわけですが、施工のスケジュールにつきましては、河川につきましては、河川の渇水期に下部工をやらなくちゃならないというようなことで、それは渇水期が限定されておりますので、それにつきましては、その期間でないとなかなかその工事が許可にならないというようなことで、工法につきましては、スケジュールにつきましては渇水期が決まっておりますので、2年になってもそれについては別に支障がないというようなことで考えております。

あと債務負担につきましては、本年度1億で26年度につきましては1億5千万ということと2億5千万の工事費をもって明神橋の耐震補強工事をやりたいというようなことでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、長谷沼議員の介護施設の関係の質問にお答えします。

まず、どの時点での豪雪加算がつくのがわかったのかということですが、3月に県との補助金の申請の協議をしている段階で、その前段で会津保健福祉事務所との協議は重ねてきていたわけですが、本町との、会津保健福祉事務所の中では基本額の3千万の補助金だけですよという話であったんですが、県と協議を始めた段階で西会津町は特別豪雪地帯でありますので豪雪加算がつきますよということが判明しましたので、その段階で判明したということになります。

設計に与える影響ではありますが、豪雪加算が追加されるされないにかかわらず、雪対策につきましては当初から設計には入っているということでご理解願いたいと思います。

それから、小規模多機能型居宅介護事業所のショートステイの定員であります。これにつきましても当初は7名で計画しておりましたが、これも県との協議の中でこの小規模多機能につきましてはショートステイ床を9床まで設置ができますよという話がありましたので、その後設置業者と町とで協議をしたところですが、町としましても入所床は多く設けてもらったほうがいいということもありまして9名に変更するということになりました。

これに関して工事はどうなのかということですが、工事につきましては現在予定どおり進められておまして、現在、設計等を開始しているところでありますので予定どおりの竣工になるというふうに話は聞いております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 明神橋の渇水期の工事が2年にわたらないで1年でできるのかと。工期2年にしても毎年渇水期の橋台でしたか、それは1年で済めばそれに越したことはないわけですから、そこら辺を心配して質問したのでありますので、渇水期の工事や1年でできるのか、2年にまたがるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

豪雪加算は豪雪地で雪だとかいろんな交通費だとか、そういうために、設計上ではなくて、そういう経営のということであるのでわかりました。

2人増えるために設計の変更しなくちゃならないですね。それだって町と協議、県との協

議が必要じゃないですか。勝手に設計変更というわけにいかないと思いますが、そこらはどうなんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 明神橋のご質問にお答えいたします。通常河川の渇水期といいますのは10月から次の年の6月までが渇水期となっております。でありますので、今回、橋脚の補強につきましては、十分その期間でできるということで考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 再質問にお答えします。7床を9床に変更する際の設計協議ということでありますが、今回設計に関しましては県、町との協議は必要はなくて、補助申請の際に何人床の施設をつくるのかということで協議をすればそれでいいことになっておりまして、設計につきましては建築基準法ですとか、そういったものののっとなって設計すればよいということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 設計をチェックするのは町にはないということでありまして、それはそれでいいでしょうが、補助を出すほうでは変更した場合には、私はチェックしなくちゃならないのではないかなど。これ県の事業をストレートに、ただトンネルといいますか、町に入れてこれ出しているから、町のお金でないからそういうふうになるのか、やはりそこら辺まだ疑問に思いますのでもう一回お答えいただきたいということと、今回の介護計画は24年、25年、26年の第5期ですか、当初民間を導入しまして25年度でそれを利用すると。そして何の施設が増えるから何人、今までよりも増えますということで介護料金が算定されているんでしょう。

それがこの前の説明ですと25年度中は無理だと。開所は26年の当初、4月、あるいは別な施設は25年度の3月、別な、もう26年4月、をほぼ1年という介護計画ができない。だから私は心配しているわけです。こういう変更したためにまた4月開所というのが5月、6月になってしまうのではないかなど。

あんたたちが頑張って4月の見込みを12月1日で入所できるようになりましたよと、そういうふうにしてやっていただければ何ら心配することないわけです。今言ったようにひとつもそっちのほうで動いている様子がまだ目に見えていませんから、こういうことをお尋ねしたわけですが、こういう変更しても26年の4月開所は万全だと、こう言い切れますか。そこら辺お答えしてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。設計の変更という部分では、補助金の額が変更になりますので、これから補助の変更申請は出していただくことになります。それに基づいて、ただ、前段として今7人床のまま補助決定はしておりますので、工事はもう着工していい状況になっております。設計に着工していい状況になっておりまして、業者では設計にはもう着手をしております。

設計に着手しておりますので、設計をやっている段階ですので、今工事は全然見えないので進んでないようには見えますけども、内部では実際動いております、基本的に来年の4月

開設には影響がないということでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 増えるベッド数が別棟で建てるというならば全体の設計は変更しなくちゃならないでしょうが、二つ増える分をスペースをくっつけて増やすならば、これは当然設計図が変更になるわけですから、そこら辺はどうだということなんです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 この変更につきましては、先ほど申しましたように3月の県との協議の段階でわかりましたので、その段階で設置業者とは話をしておりますので、現在設計しております設計書につきましては、9人床で設計をしておりますので、それによって時期が遅れるということはないというふうに理解しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第6、議案第6号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第6号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)について、ご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定の補正予算であります。町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、社会保険加入者の被扶養者が、扶養要件である所得が基準を超えたことから、被扶養者の資格を過去にさかのぼり取り消されたことにより、さかのぼって西会津町国民健康保険に加入しました。

そのさかのぼった期間に医療機関を受診しており、その療養費については、今まで加入していた社会保険がすでに精算しています。

そのため、その社会保険はすでに支払った医療費を遡及した個人に請求します。西会津町国民健康保険としてはその領収書をもとに遡及して加入した個人にその分を支払うことになります。

その金額が多額であることから予算に不足を生じたので補正をするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 25 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3,500 万円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第 2 項、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

まず歳入であります。4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 200 万円の増額は、今回遡及して加入した被保険者は退職医療に該当される方ですのでその療養給付費は全て退職者医療制度より交付されることとなります。

次に歳出であります。2 款保険給付費、1 項 4 目退職被保険者等療養費 200 万円の増額は、先ほど申しましたように遡及加入した個人へ療養費として支払うために増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、このたびの予算の調製につきましては、去る 5 月 31 日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、財産の取得について（除雪ドーザ）から、日程第 13、議案第 13 号、財産の取得について（ロータリ除雪車）までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後一議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第7号から、議案第13号までの説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第7号から議案第13号までの財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、除雪ドーザ6台、ロータリ除雪車1台の購入であります。いずれの車両も購入後15年以上が経過しており、老朽化による故障の多発や出力の低下等による除雪効率の悪化など、除雪作業に支障をきたすようになったことから、この度、国の社会資本整備総合交付金を活用して更新するものであります。

これらの購入に当たりましては、1台ずつ指名競争入札により購入手続きを行ったことから、議案といたしましてはそれぞれ1台につき1議案としてご提案させていただきましたが、指名した業者が全議案とも同一業者であることから、一括でご説明を申し上げるものであります。

なお、指名した業者は、会津機械株式会社、会津自動車工業株式会社、喜多方ブル自工株式会社、キャタピラー東北株式会社会津営業所、株式会社KCMJ郡山営業所、コマツ福島株式会社会津支店、日立建機日本株式会社会津営業所、ユニキャリア株式会社会津サービスセンターの8社であります。

それでは、順次ご説明を申し上げます。まず、議案第7号をご覧くださいと思います。

1の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ16トン級汎用プラウ1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る5月30日、指名競争入札による入札会を執行したところ、ユニキャリア株式会社会津サービスセンター、センター長、生井義二氏が1,759万8千円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,847万7,900円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年3月28日であります。

次に、議案第8号をご覧くださいと思います。1の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ16トン級サイドスライドアングリングプラウ1台であります。2の取得の方法は売買であります。

去る5月30日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、ユニキャリア株式会社会津サービスセンター、センター長、生井義二氏が1,684万7千円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,768万9,350円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年3月28日であります。

次に、議案第9号をご覧くださいと思います。1の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ16トン級サイドスライドアングリングプラウ1台であります。2の取得の方法であります。売買であります。

去る5月30日、指名競争入札による入札会を執行したところ、ユニキャリア株式会社会津サービスセンター、センター長、生井義二氏が1,684万7千円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,768万9,350円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年3月28日であります。

次に、議案第 10 号をご覧いただきたいと思います。1 の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ 16 トン級サイドスライドアングリングプラウ 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 5 月 30 日、指名競争入札による入札会を執行したところ、ユニキャリア株式会社津サービスセンター、センター長、生井義二氏が 1,700 万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,785 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 26 年 3 月 28 日であります。

次に、議案第 11 号をご覧いただきたいと思います。1 の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ 16 トン級サイドスライドアングリングプラウ 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 5 月 30 日、指名競争入札による入札会を執行したところ、ユニキャリア株式会社津サービスセンター、センター長、生井義二氏が 1,720 万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,806 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 26 年 3 月 28 日であります。

次に、議案第 12 号をご覧いただきたいと思います。1 の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ 13 トン級サイドスライドアングリングプラウ 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 5 月 30 日、指名競争入札による入札会を執行したところ、喜多方ブル自工株式会社、代表取締役、上野利八氏が 1,370 万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,438 万 5 千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 26 年 3 月 28 日であります。

次に、議案第 13 号をご覧いただきたいと思います。1 の取得する財産及び数量であります。ロータリ除雪車 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 5 月 30 日、指名競争入札による入札会を執行したところ、会津自動車工業株式会社、代表取締役社長、四家邦博氏が 3,249 万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、3,411 万 4,500 円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 26 年 3 月 28 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、全議案とも原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから日程第 7、議案第 7 号、財産の取得について（除雪ドーザ）の質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、7 号から 13 号まで、全般にこう言えることなんですが、今度取得するドーザなりロータリ除雪機の機種というかメーカーというか、それがわかればお示しいただきたいというようなことと、これの補正予算審議のときにも私申し上げたんですが、この除雪機械というのは恐らく 16 トン級であればほとんどのメーカー、どのメーカーもスペック

が、馬力だとか能力、機能は同じだと思うんですが、それぞれ使い勝手が若干違うようだというのを聞いておりましたので、指名競争入札の中でどういう形でできるのか、私もちょっとわかりませんが、いわゆるオペレータの意向を少し聞いてみてはどうか。

要は作業しやすい機械というのは効率的な作業ができるし、時間の短縮にもなる。ひいては除雪費全般にも影響が出てくるものだと思いますので、この機種を選定に当たってはどのような考えでやったのか。

3点目は全てこれ納期が来年の3月の28日ということですから、今シーズンというか、これからのシーズンは使えないのかなという感覚ですが、これはどのメーカーもこれだけの納期がかかるような品物なのか、その3点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、お答えを申し上げます。まず第1点目の機種のメーカーの関係でございますが、議案第7号から議案第11号まで、ここで落札いたしましたのがユニキャリア株式会社ということでございます。この会社はTCMの機械を扱っている会社でございます。

それから、議案第12号の除雪ドーザ13トン級でございますが、これはキャタピラー三菱でございます。

それから、ロータリ除雪車につきましてはメーカーは新潟というロータリ機械のメーカーでございます。

それから、この機種を選定でございますが、今回購入いたしますのは全て補助事業で購入するものでございまして、特に機種を限定して入札に付すということはしてございません。補助事業という性格もございまして、機械それぞれメーカーいろんな得意、不得意の部分があるかと思っておりますけれども、総体的には皆さん同程度の機械ということでございますので、われわれとしては機種を選定しないで、全部の業者さんが参加できる体制をとって入札を行ったということでございます。

それから3点目、納期の関係でございますけれども、これはこれから、今入札をしまして仮契約をしてございます。本日議会のほうでご議決をいただきますと本契約という形になりますけれども、発注をいたしましてから生産をするということになりますので、工期的には3月まで取らせていただきたいというのが業者さんのお話でございます。

そういったことで年度末までかかりますけれども、こういったことで納期を設定させていただいたということでございます。

そういうことでありますので、今年の、この次の冬の除雪には、今の状況では間に合わないということで、来シーズンの除雪から活用していくというようなことになろうかと思いません。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ロータリ除雪車のことなんですが、8社応札しております。そして落札が1社だけなんですが、棄権が7社あるわけなんです。棄権した7社があるということは。

○議長 今やっているの議案第7号ですから、まとめてでなく、一つずつやっているから、質疑は。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 共通することですから、第7号で取り上げたいと思いますが、今回こんなに

一度に大量の入札はそうはないのかなと思います。それで、同じ日に執行されたわけですが、そうすると例えば議案第7号で今提案されておる入札が成立してから議案第8号の関係の入札が執行されたと、私理解をしますが、それでいいか。

そして、第7号で提案されている入札が誰の会社でどの金額で決定したのか、そこまで発表するのもしないのか。

それと3社以上が入札すれば可能であります、今回は8社に指名をしておられるわけですが、議案第7号から議案第11号までは3社はすべて棄権をしているわけですね。これをどう見たらいいのか。まじめに入札する考えがなければ、ないような人になぜ指名をしなくちゃならないのか。そういうような問題も私は含むものではないかなと。3社以上があればいいのに8社して、3社は、四つですか、五つですか、応札しなかつたというのは何だ。そこら辺を聞いておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第1点目の入札の執行の仕方でございますけれども、これは議員おただしのように、まず議案第7号の除雪ドーザ16トン級の汎用プラウ、これをまず1番目に執行いたしまして、この入札が成立した後に、議案第8号の16トン級のサイドスライドアングルプラウと、そういったように一つひとつ入札が成立してから次の入札にかかるという執行の仕方をしてございます。

それから落札額の、入札の価格の発表の関係であります、これは最低入札価格の業者、入札額と業者を読み上げて、それと予定価格を比較して落札であれば落札ということでございます。

それから3点目の指名した、今回8社指名してございます。この指名に当たりましてはいわゆる指名参加願いを提出のあった業者を町のほうで全部調査いたしまして、除雪機械を取り扱う業者はこの8社ですということでございますので、今回その取り扱いをするという業者については該当するところに全て案内を出したということでございます。

ただ、その結果としまして、例えば議案第7号の入札の結果を見ますと、喜多方ブル、それからキャタピラー、コマツ、3社が辞退をしたということでございます。これは辞退届けが入札時に提出されまして、その理由の一つとしてはメーカーとして対応がなかなか難しい。あるいは納期が間に合わないというような理由がありまして、今回それぞれ辞退をさせていただきたいということでございます。

ただ、この3社につきましては、議案第7号から第10号までは、11までですか、それぞれ辞退ということでございますけれども、その後の除雪ドーザの議案第12号のドーザの13トン級、あるいは13トン級では入札を行っているということでございますので、除雪ドーザを取り扱っている業者ということでありますけれども、それぞれ機種によっては得意、不得意があるのかなというような、これは推測でございますけれども、そういったところがあって、なかなか16トン級には今回入札できなかつた、結果としてできなかつたのかなというふうに考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1件1件成立をしてから次に入札執行したということでありますが、いわゆる成立した金額ですか、何社がいくらくらで応札した結果、その業者に入札したと、その

金額まで言うのか言わないのか。皆さんの前で金額を言うのか言わないのか。そこでありませぬ。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほどもお答え申し上げましたけれども、入札の結果につきましては、最低の入札業者の業者名と、それから最低入札価格、その価格について公表して、それと予定価格を比較いたしまして、予定価格の範囲内であれば落札ということで行っているところでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私、飲み込み悪いから、そうすると、議案第7号であるならば、入札決まった人の最低の入札価格というのは皆さんに、入札に参加した業者にはみなわかるということですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今議員がおただしのとおり、皆さんの前でその業者名、最低入札価格については公表してございますので、皆さんが全てわかるという状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

これから日程第8、議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

これから日程第9、議案第9号、財産の取得について(除雪ドーザ)の質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 入札の結果であります。第7号と第8号では同じ業者であります。2回目はいくらか安い値段で応札して、それで落ちてるわけではありますが、その議案第8号で2番目に応じた方が1,800万ですか。この人が第9号では、1,800万でも落札できなかった人がそれよりも多い値段で札入れるというのは、私は不自然な感じがするわけであります。本当に落札をするとするならば、前の入れた札よりも次は低くて、同じか低くて、ここら辺はどう理解すればいいですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、議案第7号と議案第8号につきましては、機種がちょっと違いますので、これはちょっと比較はちょっとできないのかなというふうに思います。

それで8号と9号につきましては、落札価格が同額だったわけではありますが、2番目の方については8号では1,800万、9号では1,850万ということでございます。これは入札、それぞれ1件ごとに行っておりますので、それぞれ業者さんの考え方のもとに応札されるということでございますので、この入札される額の設定について、われわれがどういう思惑があってこういう金額をされたのかというのはちょっと計りかねるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

これから日程第10、議案第10号、財産の取得について(除雪ドーザ)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決され

ました。

これから日程第 11、議案第 11 号、財産の取得について（除雪ドーザ）の質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　ここまで 3 社が棄権をしたわけでありますが、この 3 社は入札会場においてになって棄権をされたのか、それとも前もって文書で棄権をしますという連絡があったのか、どちらですか。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　ご質問にお答えをいたします。先ほど説明の中で申し上げました今回の入札に案内を出した 8 社につきましては、すべて入札会場に来ていただきまして、その上で 1 件ごとにそれぞれ入札、あるいは辞退される方については辞退届けを提出という形でございます。

○議長　　13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　　これだけの入札を執行して、同じ会社がこれだけ応じないというのは私は、じゃ、指名の仕方等に問題があるのではないかなと、そういうような見方をされても仕方がないのじゃないか。やはり納期に間に合わせることでできないからなんて、じゃ、何でそういう業者を指名したのかとなるわけですから。

私はやはり棄権も一つの方法でしょうが、こぞって 4 件ですか、5 件ですか、これも棄権というのはやはり入札のあり方に私は問題を投げかけておるのではないかなという気がしますが、こういう入札というのはごくごく普通に、いつも棄権がこんなに多くてやっておられるのかどうか。そこら辺もお尋ねしておきたいと思います。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　こういった入札でございますけれども、通常除雪ドーザにつきましては年に 1 台あるかないかということでございます。こういったまとめて 6 台、7 台という入札の執行というのは私も 30 年近くやっておりますけれども、今回が初めてということでございます。

先ほども申し上げましたように、今回の指名に当たりましては、指名参加願いを提出のあった業者、除雪機械を取り扱っているという業者につきまして全て指名をして、みんなが参加できる体制をつくったということでございます。

その結果、得意、不得意の分野がここに現れたのかなというふうに思いますけれども、そういったことで今回指名に当たりましては皆さんが参加できる体制をとって執行したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長　　10 番、清野佐一君。

○清野佐一　　先ほど入札価格の、議案第 7 号ですか、やって違いがあるという質問に機種が違うんだということで、16 トン級であっても機種が違うというような話がありました。この 16 トン級 5 台の中、どのような、例えば同じ機種で 3 台、別のが 2 台だと、1 台、4 台というのがどういうふうに落札されたのかというのを一つ。

それとあと同じ、例えばですが、農業用トラクターの場合、30 馬力なら 30 馬力の場合にもいろんな仕様があるわけですね。それによって値段、馬力ばかりじゃなくて、そうするとロータリー一つにしてもセンタードライブとかサイドドライブとかなんかというような仕様によって値段が違ってくるということなんです、この仕様面においてはどのくらいの、例えば今の機種の一つぐらいとすれば、どのようなところが違うのか教えていただき

たいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず機種の関係でございますけれども、議案第7号の除雪ドーザ16トン級の機械でございますが、これはいわゆる汎用プラウというタイプの機種でございます。この機種は今回1台だけでございます。

議案第8号から11号までの4台、除雪ドーザ16トン級のサイドスライドアングリングプラウというタイプでございますが、この4台については全くの同一仕様でございます。

それからあと、議案第12号の除雪ドーザでございますが、これは13トン級のサイドスライドアングリングプラウということで、機种的にはドーザが3機種、それからロータリが一つという形になります。

あと、仕様につきましては今ほど申し上げましたように8号から11号までのこのサイドスライドアングリングプラウの仕様については全く同じ仕様でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

これから日程第12、議案第12号、財産の取得について(除雪ドーザ)の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

これから日程第13、議案第13号、財産の取得について(ロータリ除雪車)の質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほどお尋ねしましたらこのメーカーは新潟というメーカーのロータリ除雪車ということでありますが、この入札状況をみますと1社が応札してあとの7社はすべて棄権であったということですが、これは1社しか応札しなかった要因は何なのか。

このロータリ除雪車というのは特殊な機種でそんなに数がないのかどうかわかりませんが、その辺もわかれば教えていただきたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ロータリ除雪車のまず機種の関係でございますけれども、今回は新潟というメーカーでございますけれども、そのほかにもう1社ございますけれども、町でこれまで使ってきたメーカーが新潟ということもございますけれども、これが町にとっては使いやすいタイプのロータリ除雪車ということでございます。

それから、入札の執行結果、皆さんのお手元でございますけれども、8社指名をいたしまして結果的には1社の入札ということでございました。

これにつきましては、入札会を執行しまして、そこに8社が今回全部集まっております。入札会を始めてから、1社は応札いたしましたけれども残る7社は辞退届けを提出されたということでございます。

その理由をそれぞれ確認いたしますと、一部こちらで指定した仕様の部分で対応が難しいというところがございます。そういったところがございまして、大元のメーカーのほうでそれがなかなか対応が厳しいということがあって1社しか応札しなかったということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そうするとこの機種に関しては新潟というメーカーのものしか、いわゆる町で指定した仕様の条件に合わなかったということでしょうか。

そうすれば、いわゆる新潟というロータリ除雪機を扱えるのか扱っていないのかわかりませんが、いわゆる指名した8社がどういう状況だったのか。

要は町が仕様書を作ってこういう仕様のロータリ除雪機を札を入れてくださいというような仕様書を作った時点で、いわゆるほかのもう1社はその仕様の対応ができないということであったと今聞いたわけなんです、そうするとこの新潟というメーカーのロータリ除雪車しか対象にならなかったのか。

そうした場合にこの8社が全て新潟のロータリ除雪車を納入できる業者だったのかはなはだ疑問なものですから、その辺をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほどの答弁の中でちょっと言葉が足りませんでしたので補足させていただきたいと思いますが、メーカーは指定はしてございません。結果的に新潟というメーカーで納める予定だということでございます。

うちのほうで把握しているのは二つの会社がございますけれども、それぞれ対応できるだけのということでわれわれのほうとしてはいろんな仕様を組んで入札の案内を出したわけがありますけれども、結果的にその中で今回入札に応じた8社の中でそれが対応できますとやってきたのが1社だけだったということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 この指名競争の中で、指名する上で、8社のうち7社も棄権するというような指名競争入札のあり方がどうなのかという根本の疑問もあるわけなんです、やっぱり仕様書を作った中でその機種を入札できるいわゆる業者を指名していかなければこういうことはこれから起こるような気がします。

その辺はやっぱり確認は取らなかったんでしょうか。この仕様に対して業者は全て対応できるのかどうか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回、入札の案内を事前に申し上げているわけでありますが、辞退の届け出があったのが入札の執行の段階でございます。あらかじめ入札の案内を出して、入札会の執行の前の段階で、私はできませんという申し出があれば、その結果8社のうちの1社しか対応できませんということであれば、その指名競争入札については、われわれとしても一旦中止しましょうという形になるわけでありますが、それが事前に全くその辞退の申し出がなかった。

入札の執行の段階で辞退届けが提出されたということでございますので、われわれとしては入札会執行に当たって執行しますよというときまで、当然業者さん申し出ありませんでしたので、できるものだというふうに思っておりました。

したがって入札を執行した段階で初めてそれがわかったということでもありますので、あらかじめわかっていたらこういった入札というのはあり得ないのかなということでもありますけれども、入札会を執行した時点でそれが、その結果でこういう形になったということでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほどはすみませんでした。私も多賀議員と同じようなことなんです、8社応募札の中で7社が棄権してる。それで今総務課長がおっしゃいましたが、直前まで棄権はわからなかったんだというようなことでございます。その際、再入札ですか、そういう考え方はなかったんですか。もうこれを1回、1社では競争じゃないですね、これを1回チャラにしてというかね、1回とりやめてもう一度やりますよというような考え方はなかったんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今ほども多賀議員のほうにお答え申し上げましたけれども、今回の入札に当たりましては辞退届が入札の執行時に初めて提出があったということでございます。

指名競争入札のやり方としましては、今荒海議員が申されましたように、通常何社か指名して、事前に辞退届があつて、結果的に1社しか入札する業者が集まらないということが入札の前にわかっていたら、先ほど申し上げましたように、今回の入札は一旦中止にして、改めてもう一度入札会を計画するというので、一般的にはそういう形になるわけでありませけれども、今回は、何度も申し上げますように、あらかじめ辞退届というものは一切提出がなかったということで、その入札の執行の段階で初めてそれがわかったということでございます。

それまでは全く辞退というのがわからなかったということでもありますので、競争性はそこまでは働いているという判断ができます。われわれもこういったケースというのは初めてのの

ケースでございましたので、この入札の有効性について県の入札管理課というところがありますけれども、こちらのほうに今回の入札のケースを照会いたしまして、この有効性はどうかということ指導をいただいたところでございます。

県といたしましても今回のようなケース、あらかじめ辞退がわからずに入札会を執行した段階で初めて辞退届が出された。その結果1社しか応じなかったということであっても、それは事前にわかり得ない状況であるので、それは競争性が保たれているということで判断できるという回答をいただきましたので、われわれとしては今回の入札は県のこれまでの指導等もいただいた中で有効と判断をさせてご提案をさせていただいたということでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そういふ県からの指導があったというようなことですので、それは了解しましたが、やはり先ほど長谷沼議員も言いましたが、これだけ棄権があるというようなことは異常じゃないかなということと、例えばこの1社がとんでもない高い金額を付けたというようなことだったらそのままの価格でいってしまうのかというような考え方もありますので、今後そんなことのないようにできるだけ慎重にやっていただければなということを考えております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 落札の価格の関係でございますけれども、落札に当たっては町のほうとしては予定価格を設定してございますので、法外な金額で応札されたものについては当然その予定価格ではじかれてしまうという形になりますので、その予定価格の範囲内であれば適正な価格ということでわれわれとしては判断させていただくということでございます。

それから、今回の入札のように、結果的に8社指名した中で1社の応札あったということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、町のほうに指名参加願いが出されているその除雪機械を扱う業者、町のほうとして把握できる業者をすべて指名をしたということでございますので、これが結果的に全部対応できないということになれば、改めて一般競争入札、こういった手法も取り入れながらやるということになりますけれども、今回は先ほど申し上げましたように県の指導等もいただいた中で、この入札会については有効であるということでございますので、そういったところでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その点については、ちょっと私疑問に思うんですけど、今後そのようなことが万が一続いても同じような県の指導で進むということですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 あらかじめ辞退届が出されて、例えば今回みたいに8社を指名して7社があらかじめ辞退するというような申し出があれば、その入札会はわれわれとしても中止にするということでございますけれども、入札会を執行してその時点で初めて辞退届が出されるということであれば、それは有効という判断が出されておりますので、われわれとしては、そういうことは今後あっていただかないという思いがありますけれども、そういうことがないように入札会を執行していきたいなというふうに考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 私のほうでは1点、ロータリ除雪車と、13号関係ということで書類いただいて

いるんですが、ロータリ除雪車1台ではちょっとわからないのかなと。私も機械あまり詳しいほうじゃないので、国土交通省のほうでの級別だと42馬力、80馬力、200馬力、220馬力だと確か聞いてはいたんですが、100馬力級以下であれば乗用小型だと思ったんですけども、せめて出力、今はキロワットに変わっているかもしれませんが、ちょっとそのサイズというか級別を示していただいたほうがわかりやすいのかなと。

それ1点と、この指名入札のスタイルで、過去にロータリ車をつくったことがない会社もあるんじゃないのかなと私思ったので、その点を、ノウハウがあるのは会津自工であるというのは私も知ってるんですが、ロータリ除雪車というのは新潟さんが示しているロータリ車というものがあるじゃなくて、各パーツを各会社から、三菱なりいろんなものを取り寄せて、海外の部品、全部取り寄せて、会津自工さんで組み立てて一つのロータリ車につくると。確かそういうプロセスになっていると思うので、ここの業者の中で多分ロータリ車つくったことのない会社も入っているんじゃないかと思うんですが、その辺を少しお話いただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第1点目の出力の関係でございますが、ワット数でいえば220キロワット、馬力で言えば300馬力ということでございます。

それから製造の関係でございますが、今回指名いたしましたのは直接製造する会社ということではなくて、この除雪機械を販売扱いをしている業者ということでございますので、製造はまた、例えば今回新潟を納めたいということでございますけれども、これは新潟というメーカーのほうで製造して持ってくるというようなことでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお伺いいたします。7から13議案であります。その中でドーザとかロータリ車で、そのオペレータの件ですけれども、機種がいろいろ違うというような答弁の中でお話ありましたが、講習会とか訓練などの予定はあるんですか。また、周知など、今まで運転、またね、いろいろ講習会とか訓練しないと。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪に当たっての講習会等ご質問でございますので、建設水道課の除雪担当のほうからお答えいたします。

除雪の講習会につきましては、除雪が始まる前、シーズン前にメーカーさんから講師を呼んで全体的に講習を除雪前に一回行っておるということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 理解できない面がありますのでお尋ねしますが、そうすると、町がいわゆる仕様書、町のいう仕様書どおりに製造している会社は新潟という業者ともう1社だというふうに理解をしていいですか。

その2社だけとなるならば、その2社の製品を指名したこの業者は全て扱っているということで指名をしたのかどうか。まず、それお尋ねしておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。メーカー、われわれ想定しておりましたのは、

先ほど来出ております新潟というのともう1社がございます。このわれわれが示した仕様で対応できるということで考えてございます。

それから、扱って、今回この入札に指名した業者については扱っているかどうかと、その確認というような意味合いかと思えますけれども、われわれのほうとしましては、あくまでも指名参加願いで除雪機械を取り扱っているという業者、指名参加願いでそこが申し出があった業者、そこをピックアップして指名をしたということでございますので、具体的にこの会社がこの機種を扱うとか、あるいは別な会社が別な機械を扱えるのかというその詳細なところまでの確認は行ってございません。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 見渡せば2社がその製造をしておると。で、町の要求する仕様書に必ず製品をつくっているのは2社だということわかりました。

で、あなた方がこの業者に指名をしますよというときにはその仕様書もきちっと出しているんでしょ。だったならば、棄権は前もってしたっておかしくないわけです。2社だけの、扱ってないとなるなれば。その辺と、土木工事を一つ例にとりますが、例えばAランク、Bランク、Cランクというふうにあると聞いておりますが、こういう機械類といいますか、除雪に限っていいですが、そういう場合も業者によってそういうランク付けをしているのかしていないのか。

それともう1点は、これ最後だからお尋ねしますが、今使っているのは今年度使いますということでありますから、来年度まで時間はありますが、これの廃棄処分するのか、あるいは払い下げをするのか、そういうのはこれから十分に検討してなされるでしょうか、そこら辺はどうお考えですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 その辞退の関係でございすけれども、先ほど来申し上げておりますように、この入札に当たりましてあらかじめ辞退、指名した業者の中で、あらかじめわれわれは対応できませんという申し出が8社のうち7社、これが全て事前にそういう話があれば、われわれとしては今回の入札というのは結果的には1社だけという形になりますので、1社だけの指名競争入札というのは適切でないという判断もございすので、われわれとしては事前にわかっていたらそういう判断をさせていただいたということでございすけれども、何度も申し上げますように、あらかじめの辞退届けというものは全くどの会社からもなかったということで、それまで入札会を執行するまでは当然入札に応じてくれるというふうにはわれわれは思っていたわけでありすけれども、結果として入札会を執行した中ではじめて辞退届けが提出されたということでございすので、先ほど県の入札管理課の話もさせていただきましたが、そういったところの判断も仰ぎながら今回の入札の有効性について判断をさせていただいたということでございすのでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目のいわゆるランク付けという部分でございすけれども、今回の入札の種類につきましては、いわゆる物品といいますか、その動産関係の品物の入札でございすので、こういった一般的な土木工事のようなランク付けというものは特にございせんのでその点もご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回の除雪機械の購入に当たって、古い機械の処理についてのご質問にお答えしたいと思います。

今回更新する古い機械につきましては、登録から15年以上たったものということで更新させていただくわけですが、その中でも25年を超えるような機種もございます。今後そのような古い機械につきましては廃棄処分をする方法もございますし、また、今現在予備の機械はございませんので、また機械が故障して動かないというようなことがあった場合除雪作業に支障を来すことから、予備の機械として何台か残すというようなことと、あとは管理替えといたしまして、駐車場の除雪に使うというようなことで管理を除雪からそういう駐車場とかそういうのに使う管理替えというような方法と、あと、業者委託について町からドーザを貸し付けるとようなことが考えられますが、今後、今年はこの除雪のシーズンには新しい機械が間に合わないというようなことで、現有体制で除雪をしてまいりますので、今後そのようなことを十分配慮しながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　総務課長の説明を聞いて理解はしています。入札そのものは違法性はないから県もそういう指導した。ただ、このやり方が一番いい方法かとなればそうではない。その反省といたしますか、好ましい方法ではない。やはり応札が2社、3社があってはじめて入札というものになるわけですから、そうすると、だからこの指名した8社が町の仕様書の製品を扱っているのか、扱えるのか、扱えると思って指名したでしょうが、7社全て棄権ということですから、そうならば指名をした段階で、この仕様書どおりにできるかできないのか、そういうようなことも確認する必要があるのではないかと。

全員、当日になってきて棄権。どうせ棄権するならば前もって棄権していただければ入札、もっと透明性といいますか、公平性が確保されるのではないかと思いますがいかがですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　指名競争入札に当たりましては、議員が申されますように複数の業者で争うのが指名競争入札の競争性が働くということでございます。われわれも今回の入札に対しましてはそういった競争性の中でこの入札会を執行できるというふうに判断してきたわけでございます。

先ほど申し上げましたように、この入札の案内を出すに当たりまして、入札の案内と一緒に仕様書も当然お送りしております。

そういった中であらかじめ対応できないということを業者のほうから言うていただければ、それだけ期間もございましたので、対応できませんという申し出があらかじめあれば、競争性がないような入札会というものは執行しないわけでありましてけれども、結果的にはその仕様書を送っていただきましたけれども、結果的に事前の辞退申し出はなかったということで、入札会を執行するまでは当然応じていただけるというふうに、われわれとしては考えておりましたので、そういったできないものについてはあらかじめできないという辞退の申し出をしていただけるように、今後入札会の入札の案内をする際には、あらかじめそういったできないものはできませんという申し出ができるように、そういった体制は今後とっていきたいというふうに思います。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　入札に関してこれだけ質疑が出たというのは私も初めてだと思っております。より、公平、透明性が求められているわけでありますから、この入札の最高責任者である副町長から今後の、今の議論を聞いて、これからの入札に対する心構えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長　副町長、藤城良教君。

○副町長　今ほど本財産の取得に関しましては、大変町にとってはこういった同機種、同価格程度の財産の取得の件については、複数件を一回、一日で入札を行ったという大変特殊な事例だったかと思っております。

そういった中であってこの入札に関しましては指名の委員長も副町長である私であり、開札も私が1件1件全て全責任をもって私に対応したところでございます。

私のこれまでのさしたる経験の中ではございませんけれども、県にあってはこういったケースは多々ございます。そういった中であって、今回の議案第13号のようなケースも私も何度か遭遇しておりまして、私もこの開札にあっては確かに今ほど総務課長のほうからも丁寧にご答弁申し上げましたが、いわゆる事前にそういった辞退の申し出があったのかと、あとは結果として入札日にきちんと出席をいただいた上で、その時点での入札書に辞退の申し出があったのか、これは全く意味が違う形になります。

ですので、あくまでも今回のこの13号の財産の所得につきましては、後者である全員出席した上で、結果として1社の金額の入札しかなかったということで、これはもう明らかにこれは手続き上は何ら問題がないものだというふうに私の判断でもって有効なものとして判断して落札者を決定したという経過がございます。

しかしながら、今回町として指名参加願いのあった、もともとある業者の皆さんに案内の通知をするに当たっては、そういった部分についてももう少し掘り下げて確認をする必要があるんじゃないかというご意見に対しましては、確かにそういったご意見もありますけれども、今回、われわれは町の税金であり、県のお金であり、国のお金であり、これは貴重な税金を使ってやるわけですので、これは公平、公正な立場で入札を行う。さらにはやっぱり業者の皆さんにもこういった公平、公正な観点で皆さんに参加の機会を十分にこれを、機会を設けるということもこれは行政の大きな視点でございますので、何度も申し上げますように、結果として指名参加願いが出ているものに対して、本当にできるんですか、どうですかということを確認するというよりは、やっぱり案内をした段階でそれができないのであればやっぱり業者の責任としてきちんと、応札ができないならば、入札に参加できないならばできないという意思表示もあってしかるべきかなという思いでございます。

いずれにしろ、町といたしましては、貴重な税金を町民の皆さまから預かってこうして執行しておりますので、公平、公正な観点、そして厳格な執行に今後とも努めてまいりますのでご理解いただければと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、財産の取得について（ロータリ除雪車）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、財産の取得について(ロータリ除雪車)は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、財産の取得について(食器・食缶洗浄機)議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 14 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、西会津町給食センターで使用している食器・食缶洗浄機について、購入より 11 年が経過しており、老朽化による洗浄能力の低下や故障の多発により洗浄作業に支障をきたしていることから、更新をするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。1 の取得する財産及び数量であります。食器・食缶洗浄機 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 5 月 30 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、日本調理機株式会社東北支店郡山営業所、福島アイホー調理機株式会社、タニコー株式会社郡山営業所、ホシザキ東北株式会社喜多方営業所の 4 社であります。

入札の結果、日本調理機株式会社東北支店郡山営業所所長、小林和彦氏が 1,570 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,648 万 5 千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 25 年 8 月 30 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 給食が民営化になりましたよね。それで、こう考えると調理部門だけ、それに使っているいろんな備品については全て町で払いなさい、準備しなさいと、こういうふうな理解でいいですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○佐藤晃 6 番、鈴木議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そのほかに民営化になってもそういうふうなものから全部町がやんなきゃならないということでは、前とは変わりはないんですね。そのほかにどういうものがありますか、この備品のほかに。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 学校給食法で規定されているとおりでありまして、児童生徒、学校給食で申し上げますと児童生徒の口に入るものについては保護者負担、受益者負担でございます。その他

の施設、設備、食器、それらについては全て市町村の負担でございます。設置をしている市町村の負担、こういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 給食を提供するためには今回買う洗浄機だけじゃなくっていろんな備品があると思いますが、そういう点で今回11年で耐用年数になったから洗浄機を更新ということですが、そういう点では年次計画を立てておやりになっていると思いますが、そういう年次計画があるかどうか、それだけ聞いておきます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 13番、長谷沼議員のおっしゃるとおりでございます。11年以上経過しておりますので、建物の老朽化というのはちょっとふさわしくないんですが、メンテナンスの面で修繕を加えなければいけないような箇所も出てきております。さらにいわゆる設備の面で今の洗浄機のほかにも必要なものが出てきつつありますので、町当局とご相談申し上げながら計画的にお願いをしなければいけないなと思っているところであります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 この指名競争入札は福島県の業者しか入れないんでしょうか。新潟県とかそういうほうから業者を入れるということはできませんか。やっぱ県の補助金とか何かの関係でしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 指名競争入札でございますので、あらかじめ指名参加願いが出された業者を選定して、この入札会を執行するというところでございます。

中には福島県外の業者等もあるかもしれませんが、今回のこの食器・食缶洗浄機に当たりましては基本的には県内で取り扱っているこの業者、指名参加願いが出されている業者を対象として指名をしたということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 14号議案の中で財産を取得っていうことですので、ちょっと関連すると思うんですけども、既存の洗浄機の撤去とか廃棄とか、あと給水、排水とか今後工事は補正とか何か関連するんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の購入に当たりましてはその条件といたしまして設置及び従前の機械の撤去、処分、そういったところまで含んでの金額ということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、財産の取得について(食器・食缶洗浄機)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、財産の取得について（食器・食缶洗浄機）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 15 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更につきまして説明をさせていただきます。

議案書並びに条例等改正案新旧対照表の 22 ページをご覧くださいと思います。今次の変更であります。組合規約第 3 条第 1 号中、障がい者自立支援法を障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。

この組合規約第 3 条は、市町村圏組合の協同処理する事務について定めている条文でありまして、第 11 号は、市町村からの受託を受け行っている障がい者介護給付費等支給審査業務についての規定でございます。本業務実施の根拠となっております法律の名称が改正されたことに伴い、組合規約の改正が必要となったところであります。

次に附則であります。施行日を定めておりまして、この規約は知事の許可のあった日から施行することとしております。

広域市町村圏組合の規約の変更は、地方自治法により加盟市町村への協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないことになっております。したがって知事の許可のあった日を施行日としているところであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、喜多方地方広域市町村圏組合から協議がありましたことから、同法第 290 条の規定によりまして議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議会案第 1 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この件につきましては、議会運営委員会でご検討いただき、過日の全員協議会に皆さんにお諮りを申し上げ、全員の了解を得ての提出であります。

提出者は議会運営委員会の6名で、記載のとおりであります。

西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

本改正案の主な内容につきましては、常任委員の任期が満了する前に改選することができるよう条例を改正するものであります。

これはこの前、常任委員の任期を2年にしたということからこういうことをするものであります

常任委員の任期満了前の改選については、昭和48年に自治省からの行政実例があります。

それによりますと、委員会条例に、例えば常任委員の改選を任期満了の前日、30日以内に行うことができる。任期満了の30日以内に委員を改選してもいいですよということでありませう。改選後の委員の任期は前任の委員の任期満了の日の翌日からです。改選はしても任期につくのは任期満了からですよ。そういうことで委員会条例を一部改正するものであります。

新旧対照表と併せて見ていただければいいと思います。

西会津町議会委員会条例、昭和41年条例第1号の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

これは、今までのところに2項を新たに加えるということでありませう。

第4項、常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

第4条中第2項を第3項とし、今言ったのが第2項になるわけでありませう。ですから2項を3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、常任委員及び議会運営委員は、会期のはじめに議会において選任する。

このために1条ずつ下がっていくということでありませう。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2であります。委員の任期の起算に関することでありませう。

委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

第6条に次の1項を加える。

第3項であります。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期によるものとする、であります。

第25条の2第3項中第22条を第23条に、23条を24条に、24条を25条に改めるといふものは、間違いが発見したのでここで訂正といいますか、変えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご議決くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫　西会津町議会総務常任委員会委員長、青木照夫。陳情審査報告書。

それでは、報告いたします。

陳情審査報告書。

受理番号陳情第1号。付託年月日、平成25年6月7日。件名、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

○議長　これから陳情第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫 意見書第1号、提出者、青木照夫、多賀剛、鈴木満子、伊藤一男、渡部憲。

国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先、内閣総理大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

それでは、意見書を申し上げます。

国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書。

以下、意見書案のポイントとなる紛争部分を抜粋して朗読させていただきたいと思いますのでご了承をお願いいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、わが国がこれまで経験したことの無い未曾有の大事故であり、広範囲の地域に長期にわたり深刻な影響を及ぼし続けている旧警戒区域から福島県内のほか、地域に避難を余儀なくされた避難者は、自主避難者も含めれば被害者の数は正確に把握することさえ困難である。

そして避難者は生活基盤を根こそぎ奪われ、地域コミュニティから隔絶された中で、経済的にも精神的にも困難な状況に置かれた状況が続いている。

他方、放射性物質に汚染された地域にとどまって生活している人も、放射線被曝を余儀なくされ、健康への影響に対する不安の中で目に見えない被害を被り続けている。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審議会による和解仲介手続きの利用に係る時効の中断の特例に関する法律によれば、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申し立てに時効中断効を付与し、和解が成立しなかった場合でも打ち切りの通知を受けた日から1カ月以内に裁判所に提訴すれば、和解仲介申し立て時に訴えを提起したものと見なされることになる。

原発事故による被害は深刻かつ広範囲で、いまだその全体像も明らかでなく、損害を確定することは現時点では不可能である。深刻な被害を被った被害者は生活基盤そのものを失い、今後の生活の見通しが立たない人も多くいる。

そのような被害者に全損害について短期間のうちに、現紛争センターに和解仲介手続きの申し立てなどの権利保全措置を講じることを求めるのは不可能を強いるに等しいと言わざるを得ない。

したがって、本件特例法だけでは被害者救済にはいまだ不十分と言える。

そもそもいまだ今後の生活の再建の道筋さえ見通せない多くの被害者に対し、原発事故か

ら3年以内にみずから権利の保全措置を講ずるように求めることは不可能を強いるものと言わざるを得ない。

原発事故は広範囲にわたり、極めて多数の被害者に対し、長期間にわたりさまざまな被害を与える特殊な大事故であって、その被害者の現状を直視すれば、被害者側に民法724条前段が適用されない旨の特別な立法措置を講ずることは当然とも言える。

本年4月25日の参議院東日本大震災復興特別委員会では、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効については、事故に基因する被害の特性として継続性が認められるとともに、長期間にわたる恐れがあること、被害の範囲及び状況が明らかになっていないこと、並びに将来においてもその見通しが定かでないことなど鑑み、全ての被害者について十分な期間にわたり損害賠償請求権の行使が可能となるように、消滅時効に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講ずることが特例法案を可決する際の付帯決議として求められているところであり、立法措置が必要な措置であるというべきである。

よって、地方自治法第99条に基づき、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、少なくとも民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう求め、本件意見書を提出する。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出についてを議題とします。

各常任委員会よりそれぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第20、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24、議会活性化特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会においては、名誉町民、故新田正夫氏な多額の寄附における町新田正夫教育振興基金条例をはじめ、国保税税率の改定、一般会計補正予算、財産の取得では除雪ドーザ更新など当面する重要な案件を熱心にご審議いただきました。

その結果、全ての議案に対しまして原案どおりご議決をいただきまことにありがとうございました。

今後執行に当たりましては、議員各位からのご意見等十分配慮して運営してまいる所存であります。

また、今議会は、私にとって任期最後の定例会となりました。議員各位には叱咤激励とご指導、ご協力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、町民の皆さんにも町勢伸展のためにご意見、ご提言を賜り、まことにありがたく感謝申し上げます。

この1期目を省みますと、豪雪災害や大震災、原発事故、そして豪雨災害などまさに災害に追われた4年間でありました。しかしながら、町民の皆さん及び議員各位のご協力のもとに全ての災害箇所が復旧し、原発事故による放射能汚染にも直接的な影響を受けることはありませんでしたが、残念ながら風評被害については今なお続いております。

今後も粘り強く、県内及び本町の農林産物の安全・安心を訴えてまいります。平成22年度から31年度までの西会津町総合計画に基づき、その実現に向けて鋭意取り組んでまいりました。学校教育の充実、子育て環境の整備、生涯学習の推進、農林業、商工観光の振興など、今ようやく一步一步前進しております。

そしてその裏付けとなる財政構造も健全財政を維持し、充実しております。私はみずからの町政運営はまさにこれからが本番だと認識しております。町民の皆さん、議員各位には今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

初夏の緑鮮やかな季節となりましたが、今後本格的な灼熱の時期を迎えます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、地方自治発展のためになお一層のご活躍と、あわせて町政発展のためにさらなるご尽力賜りますようお願いを申し上げまして閉会に当たり挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長　閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月7日の開会以来、本日まで6日間にわたる条例の制定、平成25年度補正予算、財産の取得など重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案のとおり議決成立をみました。

会議を通じ、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に考慮され、執行に当たっては十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこれの上ともご自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことを願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成25年第4回西会津町議会定例会を閉会します。(15時08分)